

千里竹見台団地北区域後2工区建築その他工事監督業務

仕様書

(仕様書)

工事監督業務委託標準仕様書	1 ページ
別記：新築工事に係る監督員検査の実施時期の目安について	9 ページ
工事監督業務委託特記仕様書	10 ページ
別記1：(対象工事の概要)	22 ページ
別記2：(資格基準)	23 ページ
別紙1：特に報告を求める事項	25 ページ
別紙2-1：工事監理標準(総則編)	31 ページ
別紙2-2：工事監理標準(建築編)	34 ページ
別紙2-3：工事監理標準(電気編)	56 ページ
別紙2-4：工事監理標準(機械編)	68 ページ
別紙3：社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務	78 ページ
別紙4：届出等チェックリスト	83 ページ
別紙5：ウイークリースタンス実施要領	94 ページ
別紙6：法令に基づく届出等チェックリストに係る作業フロー図	96 ページ
別紙7：技術者変更承諾申請書等	97 ページ
別添1：工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)	100 ページ
別添2：監督業務実施計画書(様式)	109 ページ
別添3：監督業務処理結果報告書(様式)	114 ページ
別添4：質疑回答一覧の運用について	168 ページ
別添5：各種検討会チェックシート	174 ページ
別添6：業務打合せ記録簿	205 ページ
別添7：施工プロセスチェックシート	207 ページ
参考資料：工事監督業務受託者の役割	211 ページ

工事監督業務委託標準仕様書

第1章 総則

1 適用

- (1) 工事監督業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、工事に係る工事監理（建築工事、電気設備工事、機械設備工事それぞれの工事監理をいう。）及び工事監督業務委託共通仕様書（ ）に基づく工事監督業務（以下「工事監督業務」という。）を委託する場合に適用する。
- (2) 仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監督仕様書の間には相違がある場合、工事監督仕様書の優先順位は、次のイからニの順序のとおりとする。
 - イ 質問回答書
 - ロ 特記仕様書
 - ハ 標準仕様書
 - ニ 共通仕様書
- (3) 受託者は、前項の規定により難しい場合又は工事監督仕様書に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、担当職員と協議するものとする。

2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、独立行政法人都市再生機構をいう。
- (2) 「受託者」とは、工事監督業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第7条に定める者をいう。
- (4) 「検査員」とは、工事監督業務の完了の検査に当たって、契約書第14条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「対象工事」とは、当該工事監督業務の対象となる工事をいう。
- (7) 「監督員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、上席総括監督員、総括監督員、副総括監督員、主任監督員、監督係員及び受託者において構成される委託監督員（管理技術者、主任監理員、監理員）を総称していう。
- (8) 「工事受注者等」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (9) 「契約図書」とは、契約書及び工事監督仕様書をいう。
- (10) 「工事監督仕様書」とは、仕様書及び質問回答書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において

定める資料及び基準等を含む。)を総称していう。

- (12) 「共通仕様書」とは、各工事監督業務に共通する事項を定める図書で「工事監督業務委託共通仕様書()」によるものをいう。
- (13) 「標準仕様書」とは、当該工事監督業務の実施に関する標準的な事項を定めるもので、本書をいう。
- (14) 「特記仕様書」とは、当該工事監督業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書で「工事監督業務委託特記仕様書」によるものをいう。
- (15) 「質問回答書」とは、仕様書等に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (16) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「監督業務処理結果報告書」とは、仕様書に定める履行の報告に係る報告書をいう。
- (18) 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発効年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、メールその他、担当職員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。
- (19) 「指示」とは、担当職員が受託者に対し、工事監督業務の遂行上必要な事項について書面によって示すことをいう。
- (20) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (21) 「通知」とは、委託者若しくは担当職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは担当職員に対し、工事監督業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「報告」とは、受託者が担当職員に対し、工事監督業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (23) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (24) 「承諾」とは、受託者が担当職員に対し、書面で申し出た工事監督業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により了解することをいう。
- (25) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (26) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (27) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (28) 「提出」とは、受託者が担当職員に対し、工事監督業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (29) 「検査」とは、契約図書に基づき、工事監督業務の確認をすることをいう。
- (30) 「打合せ」とは、工事監督業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が担当職員等又は受託者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を

正すことをいう。

- (31) 「協力者」とは、受託者が工事監督業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監督業務の内容

工事監督業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

1 一般業務

受託者は担当職員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

(1) 工事監理に関する業務

受託者は、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について（令和6年国土交通省告示第8号）に定められる「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、「工事と設計図書との照合及び確認」について、「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」により確認を行う等により工事受注者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、工事監理を行う。

イ 工事監理基準の策定

- (イ) 受託者は「特に報告を求める事項」については特に留意して確認を行うものとし、工事受注者等が実施する品質管理の方法及び作成書類等を事前に確認した上で、自らの立会い及び書類確認方法の詳細、確認時期、確認頻度等について、工事受注者等と協議の上、自らの責任において決定する。

なお、工事受注者等において品質管理の方法及び作成書類等が明確になっていない場合は必要に応じて指示を行い、品質管理に関する報告書等の提出を求めることとする。

- (ロ) 上記(イ)のほか、その他の「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」による確認については、立会い及び書類による確認時期、確認頻度、確認方法等を自らの責任において定める。

- (ハ) 上記(イ)、(ロ)に基づき実施する確認に伴い、工事受注者等より施工計画書、施工要領書、規格証明書、試験成績書、施工記録書、工事写真、その他の工事関係書類を提出させる場合の時期、頻度等については予め工事受注者等と協議を行った上で決定する。

また、立会い確認を実施する際の時期、頻度等についても同様とする。

- (ニ) 上記(イ)から(ハ)により定めた内容については、工事監理基準として監督業務実施計画書に添付し担当職員の確認を受ける。

- (ホ) 工事監理基準変更の場合の協議

工事監理基準に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。

ロ 工事監督方針の説明等

- (イ) 工事監督方針の説明

当該業務の着手に先立ち受託者は工事監督方針（工事監理体制、工事監理

基準、その他工事監督の方法等)について記載された監督業務実施計画書を作成し、担当職員に提出し、確認を受ける。

(ロ) 工事監督方針変更の場合の協議

工事監督方針に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。

八 設計図書の内容の把握等

(イ) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、担当職員に報告する。

(ロ) 質疑書の検討

工事受注者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ)確保の観点から技術的に検討し、その結果を担当職員に報告する。

二 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(イ) 施工図等の検討及び報告

設計図書の定めにより工事受注者等が作成し、提出する施工図(現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。

の結果、工事受注者等が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、 、 の規定を準用する。

(ロ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

設計図書の定めにより工事受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該材料、機器等に係る製造者及び専門事業者を含む。)及びそれらの見本に関し、工事受注者等に対して事前に指示すべき内容を担当職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。

の結果、工事受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、 、 の規定を準用する。

ホ 工事と設計図書との照合及び確認

工事受注者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事

受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。

ヘ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

- (イ) ホの結果、工事が設計図書のとおり実施されていると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) ホの結果、工事が設計図書のとおり実施されていないと認められる箇所がある場合、又は担当職員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) 工事受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を担当職員に報告する。
- (ニ) (ハ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、(イ)、(ロ)、(ハ)の規定を準用する。

ト 監督業務処理結果報告書等の提出

- (イ) 工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、その他、担当職員から求めがあった場合は監督業務処理結果報告書及び担当職員が指示した書類等の整備を行い、担当職員に提出する。

(2) その他の業務

イ 工程表の検討及び報告

- (イ) 工事請負契約の定めにより工事受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) (イ)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) (ロ)の結果、工事受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、(イ)、(ロ)の規定を準用する。

ロ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- (イ) 設計図書の定めにより工事受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) (イ)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) (ロ)の結果、工事受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、

(イ)、(ロ)の規定を準用する。

八 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(イ) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

工事受注者等が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は担当職員から適合していない箇所を示された場合には工事受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を担当職員に報告する。

工事受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を担当職員に報告する。

の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、 、 の規定を準用する。

(ロ) 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監督仕様書に定められた試験、立会い、確認、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を担当職員に報告する。また工事受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

受託者は、工事の履行途中において、品質管理に係る監督員検査（工事関係書類の確認を含む。）を行い、工事受注者への指導並びに指導是正後の確認を行うこと。具体的実施方法及び時期については、別記「新築工事に係る監督員検査の実施時期の目安について」を確認のうえ、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7に規定する重要事項説明のうち「工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法」及び特記仕様書別添2「監督業務実施計画書」に記載すること。

(ハ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事受注者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、担当職員に報告し、担当職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

二 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき担当職員に報告する。

ホ その他

その他の業務内容については、特記仕様書による。工事監督業務に付随する一般業務として、受託者は担当職員の指示に従い、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

2 追加業務

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受託者は担当職員の指示に従い、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

1 適用基準等

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。

(2) 適用基準等として定められているものについては、原則、受託者の負担において備えるものとする。

2 担当職員

(1) 委託者は、工事監督業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。

(2) 担当職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 提出書類

(1) 受託者は、委託者が指定する書類等については、定められた様式等により、契約締結後に関係書類を、担当職員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。

(2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

工事関係書類に関しては「建設工事等事務取扱要領（平成16年版）」による。そのほか、別途事務連絡等による。

4 打合せ及び記録

(1) 工事監督業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と担当職員は常に密接な連絡をとり、工事監督方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 工事監督業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と担当職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(3) 受託者は工事受注者等との打合せ内容について書面（業務打合せ記録簿）に記録し、速やかに担当職員に提出しなければならない。

5 監督業務実施計画書

(1) 受託者は、契約締結後14日以内に監督業務実施計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。

(2) 監督業務実施計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

イ 業務一般事項

- ロ 業務工程計画
- ハ 業務体制
- ニ 工事監督方針
- ホ 工事監理基準

上記事項のうちロ（業務工程計画）については、対象工事の工事受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、ニ（工事監督方針）及びホ（工事監理基準）の内容については、事前に担当職員の承諾を得なければならない。

- （３） 受託者は、監督業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度担当職員に変更監督業務実施計画書を提出しなければならない。
- （４） 担当職員が指示した事項については、受託者は更に詳細な監督業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。

6 資料の貸与及び返却

- （１） 担当職員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受託者に貸与するものとする。
- （２） 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに担当職員に返却するものとする。
- （３） 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- （４） 受託者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

7 関係機関への手続き等

- （１） 受託者は、工事監督業務の実施に当たっては、委託者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監督業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- （２） 受託者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を担当職員に報告する。

8 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、工事監督業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

9 再委託

契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ委託者の承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができるものは特記仕様書による。

以 上

新規工事等に係る監督員検査の実施時期の目安について

<建築>

1. 対象工事	技術監理部が監理する新規建築工事
2. 監督員検査の実施時期	(1 回目) 基礎梁配筋完了、基礎梁コンクリート打設前の時期 (2 回目) 2 階床配筋完了、2 階床コンクリート打設前の時期 (3 回目) モデル住戸木軸組立完了時期、木軸検討会議前の時期 (4 回目) 全棟上棟、防水工事完了時期（防水工事完了、溶接金網敷設完了、シンダーCON 打設前）
3. 監督員検査の対象部位	(1 回目) 基礎梁配筋完了段階の中から抜き取りを行い、監督員検査の対象範囲とする。 (2 回目) 2 階床配筋完了段階 " "。 (3 回目) モデル住戸木軸組立完了段階 " "。 (4 回目) 防水工事完了段階 " "。（シンダーCON 打設前）
備考	(1・2 回目) UR 構造担当者もオブザーバーとして出席する。

※新規建築工事の監督員検査は原則 4 回とする。指導内容や設計図書に定める品質管理の履行が不十分と総括監督員が判断し要請があった場合は、UR 検査員による指導検査を追加実施するものとする。

<電気>

1. 対象工事	技術監理部が監理する新規電気工事
2. 監督員検査の実施時期	基本設定として A 棟と B 棟があり、A 棟から工事が始まり各棟 1 フロア 10 戸程度の住宅がある場合 (1 回目) A 棟 2 階スラブ配管が概ね完了、埋込み配管完了住戸が 20%程度の時期（埋込み配管完了指導検査） (2 回目) A 棟 1 階床配管 20%程度完了時、1 階住戸配線・ケーブル突出しが 20%程度完了時、B 棟スラブ配管が 20%程度完了時の時期（配線・ケーブル敷設完了指導検査） (3 回目) モデル住戸の木軸検討会議の 2 日から 3 日前の時期（木軸完了指導検査） (4 回目) モデル住戸の各種機器取付け完了、その他共用機器（特殊な設備等）の据付け完了の時期（機器取付け完了指導検査） (5 回目) UR 完成検査の約 2 週間以上前に 1 フロアを選択して、強電・弱電の完成検査を行う。（UR 完了検査前指導検査）
3. 監督員検査の対象部位	(1 回目) 最初の住戸 2 階床の埋込み配管が完了した時にコンクリート打設を行う部分 (2 回目) A 棟 1 階天井電線・ケーブル通線済み、A 棟 1 階床配管完了、B 棟最初の住戸の 2 階床の埋込み配管完了した部分のコンクリート打設を行う部分 (3 回目) モデル住宅の木軸にボックス及び配管、電線・ケーブル等が完了した部分（各機器は紙で表示したものを貼付け） (4 回目) モデル住宅の機器取付けが完了した部分 (5 回目) UR 完成検査の約 2 週間以上前に 1DK・1LDK、2DK・2LDK、3DK・3LDK の 3 タイプ+特殊タイプの住戸及び共用部、屋外一式（屋外は工程の関係で別日になる場合有り）
備考	(1~5 回目) UR 電気検査員はオブザーバーとして出席する。

※新規電気工事の監督員検査は原則 5 回とする。指導内容や設計図書に定める品質管理の履行が不十分と総括監督員が判断し要請があった場合は、UR 検査員による指導検査を追加実施するものとする。

<機械>

1. (耐震改修・中層エレベーター工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する耐震改修・中層エレベーター工事
2. 監督員検査の実施時期	(1 回目) 施工計画書等の提出書類及び配管・配線等施工図が確認できる時期 (2 回目) 切り回し配管・配線及び機器・器具取付け時期
3. 監督員検査の対象範囲	(1 回目) 施工計画書等の書類(専有部分の工事の内容含む) 確認及び設計図書のとおり施工図が作成されているかの確認を行い、監督員検査の対象範囲とする。 (2 回目) 各タイプの先行(モデル) 配管が設計図書(施工図) のとおりに施工されているか否かの確認を行うとともに、必要に応じて次段階以降における施工上の指導・注意を行い、監督員検査の対象範囲とする。

2. (衛生設備工事・ガス給湯暖房設備工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する衛生設備工事・ガス給湯暖房設備工事
2. 監督員検査の実施時期	(1 回目) 施工計画書等の提出書類及び住棟床下配管施工が確認できる時期 (2 回目) 先行住宅の軸組工事前の転がし、天井吊り配管等の施工状況が確認できる時期 (3 回目) 先行住宅の器具取付け時期
3. 監督員検査の対象範囲	(1 回目) 施工計画書等の確認及び各タイプの先行(モデル) 配管が設計図書(施工図) のとおりに施工されているか否かの確認を行うとともに、必要に応じて次段階以降における施工上の指導・注意を行い、監督員検査の対象範囲とする。 (2 回目) 各タイプの先行(モデル) 配管が設計図書(施工図) のとおりに施工されているか否かの確認を行うとともに、必要に応じて次段階以降における施工上の指導・注意を行い、監督員検査の対象範囲とする。 (3 回目) 各タイプの先行(モデル) 器具付けの設置状況が問題無く施工されているか否かの確認を行い、監督員検査の対象範囲とする。

3. (エレベーター設備工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する耐震改修・中層エレベーター工事
2. 監督員検査の実施時期	施工計画書等の提出書類が確認できる時期
3. 監督員検査の対象範囲	施工計画書等の書類確認を行い、監督員検査の対象範囲とする。

保全工事、新築工事ともに指導内容や設計図書に定める品質管理の履行が不十分と総括監督員が判断し要請があった場合は、UR 検査員による指導検査を追加実施するものとする。

■監督員検査のエントリーについて

翌月の監督員検査を希望する場合、監督業務受託者は担当総主任へ検査日程を連絡する。

当月 5 日（5 日が休業日の場合は翌営業日）迄に担当総主任は連絡員を通じ企画第 1・2 課（検査チームに検査計画表を提出し情報を共有する。

検査日の変更及び取り消しは随時受付可とする。

工事監督業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）が発注する次の工事監督業務について適用する。

受託者は、URが契約する対象工事が工事受注者等によって完全に履行されるよう、工事監督業務を実施するものとする。

なお、特記仕様書に記載されていない事項は、「工事監督業務委託標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）及び別添1「工事監督業務委託共通仕様書（ ）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 業務概要

- (1) 業務名：千里竹見台団地北区域後2工区建築その他工事監督業務
- (2) 履行期間：契約締結日の翌日から令和10年10月27日まで
- (3) 履行場所：大阪府吹田市竹見台二丁目の一部
- (4) 対象工事の概要

本業務の対象となる工事の概要は、別記1のとおりとする。

2 業務仕様

(1) 工事監督業務の内容

一般業務及び追加業務は、標準仕様書第2章「工事監督業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところ及び参考資料「工事監督業務受託者の役割」による。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書及び標準仕様書の定めによる他、担当職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議するものとする。設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、事後処理とならないよう事前に質疑回答一覧を作成し、同日中にUR設計担当者等工事関係者にメールにて報告する。運用方法については、別添4のとおりとする。

イ 一般業務

(イ) 工事監理に関する業務

A 工事監理基準の策定

- (A) 受託者は別紙1「特に報告を求める事項」の他、工事監理に関する事項について、別紙2「工事監理標準」を参考に、工事監理基準を定め、別添2「監督業務実施計画書」に「工事監理基準」として添付し、担当職員の確認を受ける。

工事監理に係る確認方法、頻度等の業務量については受託者の責任において決定されるが、「工事監理標準」と比較して明らかに業務内容及び業務量等が適切でないとき担当職員が判断した場合、管理技術者に対し、対象工事に係る工事監理の妥当性について説明を求める場合がある。

なお、工事監督方針及び工事監理基準の策定にあたっては、下記の事項に留意する。

- a 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容の把握及び整合確認の方法
- b ぐいの支持層への到達等の技術的判断方法等が基礎ぐい工事に係る施工計画に適切に定められていることについての確認方法
- c 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容の工事監理基準等への反映

B 工事監督方針の説明等

(A) 工事監督方針の説明

工事監督方針は対象工事の契約内容と整合の取れたものとし、工事監理基準の具体的な内容についても併せて担当職員の確認を受ける。

(B) 工事監督方針変更の場合の協議

業務開始後、当該工事監督業務が対象工事の請負契約遂行にあたり、適当でないときURが判断した場合、受託者に対し、工事監督方針の変更、是正を求める場合がある。

C 設計図書の内容の把握等

(A) 設計図書の内容の把握

(B) 質疑書の検討

D 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(A) 施工図等の検討及び報告

- a 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

- b 「特に報告を求める事項」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする
 - c 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。
 - (B) 工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - 「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。
- E 工事と設計図書との照合及び確認
 - (A) 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録等の確認のいずれかの方法で行うこととする。
 - a 「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。
 - b 標準仕様書第2章1(1)イ(ロ)に定める「確認対象工事に応じた合理的方法」については「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日国土交通省住宅局策定)、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」(平成28年3月4日国土交通省住宅局策定)及び「実務者のための工事監理ガイドラインの手引き」(公益財団法人建築技術教育普及センター編集)による。
 - c 受託者は工事を確認する際は、**別添5**「各種検討会チェックシート」を活用して品質向上に努めること。
 - (B) 受託者は、その指示により工事受注者等に品質管理報告書を作成させる場合は、必要に応じてこれを確認するものとする。
- F 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - (A) 受託者は、「特に報告を求める事項」の内容について、その結果を**別添3**中、2(2)に示す工事監理基準に基づく確認報告を標準とした書式に記載し、担当職員に報告する。またその他の結果についても**別添3**監督業務処理結果報告書にて報告を行うこと。また、監理結果を記入する様式及び報告の方法等については、以下の工事検査のタイミング毎に、原則**別添3-5**の様式を用いて「特に報告を求める事項」の「監理項目」ごとに紙面で事前に報告を行うこと。
 - なお、報告先は、総括監督員、副総括監督員、並びに検査員とする。
 - (1回目)基礎梁配筋完了、基礎梁コンクリート打設前の時期
 - (2回目)2階床配筋完了、2階床コンクリート打設前の時期
 - (3回目)モデル住戸木軸組立完了時期、木軸検討会議前の時期
 - (4回目)全棟上棟、防水工事完了時期(防水工事完了、溶接金網敷設完了、シンダーCON打設前)
 - (5回目)完成検査

別添3-5：工事監理基準に基づく確認報告(補助様式)は、参考様式であるため、報告様式は受託者の任意様式としても良いが、確認結果の記録方法については工事監理者が自らの責任において決定すること。

 - なお、監理結果を記入する様式及び報告の方法等については、予め担当職員に確認を受けること。
 - (B) 受託者は、工事受注者に品質管理に関する報告書等を作成させた場合は、必要に応じてこれを確認するものとする。
- G 監督業務処理結果報告書等の提出
 - (A) 受託者は、担当職員と業務の処理に係る協議を行い、承諾あるいは指示を受けた場合はその都度、**別添6**「業務打合せ記録簿」を作成し、1部を担当職員に提出して確認を受けなければならない。
 - (B) 受託者は監督業務の履行日毎に「監督業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のある都度速やかに提出し確認を受け、業務完了後、担当職員に提出する。なお、建築設備士については、必要に応じて受託者自ら選任するものとし、工事監理状況報告書等についても、必要に応じて作成する。
- H 施工プロセスのチェックシートの作成
 - (A) 受託者は、工事管理の結果について**別添7**「施工プロセスのチェックシート」を作成する。記録の頻度は1回/月程度とする。施工プロセスチェックシートは検査毎に総括監督員・検査員・総主任の求めに応じて提出し、工事完了後速やかに「業務処理結果報告書」に添付するとともに、総括監督員に送付するものとする。
 - なお、記録においては客観性、透明性が要求されることから、工事受注者に対し助言、指

示、指導を行った場合には、記録の頻度にかかわらず、内容・日付・対応状況について正確に記録すること。

(ロ) その他の業務

A 工程表の検討及び報告

(A) 受託者は、同一工区内で現場説明書に記載の関連工事がある場合には、互いの工事の進捗に影響が出ないように、当該工事の受注者及び監督員と調整を行うこと。

B 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

C 工事と工事請負契約(設計図書に関する内容を除く)との照合、確認、報告等

(A) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告

(B) 工事請負契約に定められた指示、検査等

(C) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

D 関係機関の検査の立会い等

(A) 主任監理員は、主事検査等(中間及び確認検査を含む)に立会い、確認等をするものとする。

(B) URの発意により指導検査を行う場合は、「共通仕様書」第26条による。

(C) 検査確認等に係る補修工事は対象工事に含むものとする。

E その他

(A) 受託者は、構造躯体の施工状況の立会い確認については、構造設計一級建築士が各棟の基礎施工時の支持地盤等の確認、1階及び中間階の躯体立ち上がり時の配筋状況等の確認について入念に行う。なお、当該部分に係る「特に報告を求める事項」及びその他の監理項目については、工事監理基準に基づき主任監理員(工事監理者)が行う確認等とは別に構造設計一級建築士が実施し、その結果を監督業務処理結果報告書と併せて書面にて報告すること。

(B) 受託者は、定例会議等へ出席するものとする。

(C) 総合評価対象工事について、主任監理員は、工事受注者がURと交換した「施工計画・技術提案の履行に係る覚書」を工事受注者より提出させ、総合評価方式における採用提案内容の実施状況を確認し、「施工計画に係る実施状況の確認書(チェックリスト)」により、担当職員へ報告するものとする。

(D) 社会保険等未加入対策について(別紙3)

a 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行う。

b 「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、受託者は別に定める業務を実施することとなるので、受託者は担当職員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力すること。

(E) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

a 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

b 上記aにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。

c 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

(F) 受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと。

(G) 法令等に基づく届出等について

a 受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて、工事受注者等より、別紙4「法令等に基づく届出チェックリスト」を、施工計画書等と併せ、当該工事着手に必要な時期までに、提出させ、届出手続等に係る作業の役割分担・提出期限等について、着工前会議において別紙6により、工事受注者、受託者、総主任、発注担当課で相互に確認すること。建設リサイクル法に基づく通知、景観法等に基づく届出等には、特に注意して確認すること。

b 確認が終了した届出チェックリストについては、担当職員及び対象工事発注担当課に提出する。

- c 当該工事が建設リサイクル法の対象となる場合、受託者は同法第 11 条に基づく通知の完了を確認し、確認後でなければ工事着手を認めてはならない。建設リサイクル法における工事着手とは、一連の工事の端緒となる仮設（仮囲い含む）、掘削、内装解体等を、工事現場の敷地内で始めた時点をいう。
 - d 当該工事が景観法の対象となる場合、受託者は同法第 16 条 5 項に基づく通知の完了を確認し、その通知の完了日から三十日を経過した後でなければ「行為の着手」を認めてはならない。ただし景観行政団体が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その期間を短縮してよい。「行為の着手」の定義については、各景観行政団体の取扱いによるものとする。
 - e 工事期間中は届出チェックリストの届出等の提出予定日までに当該届出等が提出されているか、定例会議等において別紙 6 により、届出チェックリストに基づき届出手続等の提出期限等について、工事受注者、受託者、総主任、発注担当課で定期的に相互に確認し、提出されていない場合は、担当職員及び対象工事発注担当課に報告する。
 - f 工事完了時は届出チェックリストの全ての届出等の提出を確認し、担当職員に報告する。
- (H) 安全管理等
- a 受託者は、現場における安全対策方法、その他の規則については関係法令等を厳守するとともに、工事受注者に対してもこれらを遵守させるよう指導、監督しなければならない。
 - b 受託者は、工事現場における事故等、緊急の連絡体制を明確にし、事故等発生した場合は担当職員へ連絡すること。
 - c 受託者は、工事が 3 日以上休止となる場合及び台風をはじめとする自然災害が発生するおそれがあるときは、仮設等に係る安全対策を確認し、担当職員へ報告すること。
 - d 受託者は、対象工事工区内の U R 発注以外の関連工事(ガス本支管工事)がある場合には、当該工事の責任者を含む責任体制及び緊急の連絡体制を対象工事発注担当課から入手し、事故等発生の実態を認識した場合には、対象工事発注担当課及び工事事務所に連絡すること。
- (I) 受託者は、監督する工事に設計変更が生じた場合は、受託範囲における変更資料を作成し担当職員に提出しなければならない。
- (J) 受託者は、U R と協力の上、所轄住まいセンターとの協議（近隣への周知、施工計画、仮設計画の承諾）及び同一地区内居住者・自治会・店舗所有者・近隣居住者等に対する工事説明（工事説明会の実施、並びにそれに係る準備・資料の作成など）並びに施工中の問合せ等について対応を行う。
- (K) 万一事故（人身・物損）が発生した場合には現場に急行し、工事事務所へ連絡調整、工事受注者への指導など臨機の措置を講じること。
- (L) 受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届（写）を確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、担当職員へ報告すること。
または労災保険加入証明書等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るもの。
- (M) 受託者は、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき外部電磁的記録媒体を適切に取り扱うこと。
- (N) 受託者は、団地内の屋外で喫煙を行う場合は、対象工事により設置された屋外喫煙所で喫煙を行うこと。対象工事により設置した監督員事務所内で喫煙を行う場合は、基準適合室内で喫煙を行うこと。また、団地内の住戸等を監督員事務所として使用する場合においても、同様に基準適合室内で喫煙を行うとともに隣戸への受動喫煙防止のため、ベランダ等での喫煙は行わないこと。
- (O) 週休 2 日促進工事（発注者指定方式）について
- a 本業務の対象工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する、月単位の週休 2 日促進工事（発注者指定方式）の工事によるものである。
 - b 対象工事における週休 2 日の考え方は、以下のとおりである。
 - (a) 「週休 2 日」とは
 - 完全週休 2 日(主日)
 - 対象期間の全ての週において、原則として主曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、主曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日

に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。

- ・月単位の週休2日
対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ・通期の週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(b) 「対象期間」とは

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお準備期間、年末年始、夏季休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(c) 「現場閉所」とは

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(d) 週休2日の達成基準

・完全週休2日（主日）

対象期間内の全ての週（原則として、主曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。

- ・月単位の週休2日
対象期間内のすべての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・通期の週休2日
対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。
なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(e) 本工事の月単位の週休2日に掛かる費用については、その達成を前提に補正係数を乗じて補正している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、補正係を除いて変更する。

c 本工事の月単位の週休2日に掛かる費用については、その達成を前提に補正係数を乗じて補正している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、補正係を除いて変更する。

d 工事受注者より、現場閉所日について協議依頼があった場合、協議に応じ、必要に応じてURが発注する同一及び近接工区の工事との調整等を行うものとする。

e 受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成した週休2日の取得計画が確認できる現場閉所予定日を記載した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。なお、同一工区内にURが発注する他工事の受注者がいる場合には、互いの工事の進捗に影響が出ないように調整がなされた「実施工程表」であるか確認するものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、工事受注者が見直した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。

f 受託者は、工事受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」、「現場閉所届（休工届）」、「取得報告書」等により、対象期間内の現場閉所日数の確認等を行うものとする。また、工事完了後は、工事受注者が作成した週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」等により、週休2日の達成状況を確認するものとする。

g 受託者は、週休2日促進工事である旨が、仮囲い等に明示されているか、確認等を行うものとする。

h 現場閉所が困難となった場合には、受託者は工事受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議するものとする。

i 本業務は週休2日促進工事（発注者指定方式）の実施によるものであるため、受託者は、発注者が工事中及び工事完成後に必要に応じて行う調査に協力するものとする。

(P) 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行について

- a 本業務の対象工事は、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用を図るため、工事受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議した上で、CCUSに対象工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、発注者がその達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事によるものである。受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成したCCUSの活用の取組の希望の有無を記載された工事打合書等を確認するものとする。なお、工事受注者がCCUSの活用の取組を希望しない場合、受託者は、b、d、eに規定する義務を負わない。
- b 受託者は、工事受注者による建設キャリアアップカードのカードリーダーの設置を確認するものとする。
- c 本特記仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
- ・ 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内のものを除く。
 - ・ CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・ CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・ 登録事業者率：CCUS登録事業者の数 / 下請企業の数
 - ・ 登録技能者率：CCUS登録技能者の数 / 技能者の数
 - ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 / 工事現場へ入場した技能者の数
 - ・ 平均登録事業者率：dに定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・ 平均登録技能者率：dに定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・ 平均就業履歴蓄積率：dに定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
- d 受託者は、工事受注者から、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、6月、9月、12月、3月の3か月毎に1回の頻度で計測結果の報告を受け、その結果について確認（ ）するものとする。
- 初回の確認は、工事の始期から半年後とする（例：5月が、工事の始期であれば、半年後を越えた12月末の計測が、最初の報告対象となる）。
- ただし、著しく工期が短い場合は、工事受注者と協議の上、全体工期の中盤及び終盤の最低2回計測結果の確認を行うこととする。
- なお、具体的な計測日は、工事受注者と協議の上で決定するものとし、工事受注者から報告を受ける計測結果については、工事受注者が作成した「建設キャリアアップシステム登録状況報告書 月分」に示す項目を網羅できているかを確認の上、発注者へ提出すること。
- e 受託者は、工事期間中において、平均登録事業者率50%、平均登録技能者率30%、平均就業履歴蓄積率20%のいずれかが未達成の場合、工事受注者から、未達成の項目、要因及び改善策の報告を工事完成検査終了後14日以内に受けること。その報告内容は、確認後、発注者へ提出すること。
- f 本業務の対象工事は、試行実施対象の工事であることから、必要に応じて発注者が工事中及び工事完成後に行う調査に協力するものとする。

(Q) 工事現場における総主任、監督員相互及び工事受注者との情報共有

- a スマートフォンの携帯
- ・ 受託者は、総主任、工事受注者と情報共有するために必要な台数のスマートフォンを配備し、携帯すること。
 - ・ スマートフォンのスペック等
原則、「会社支給品、MDM(アプリのインストール制限、遠隔ロックなど)付き」のものとする。(止むを得ず、原則外とする場合は、同様の効果となるよう、各社で責任を持って社員のスマートフォンを管理すること。)

「10GB/月(10GB超1Mbps保証)・通話上限無、故障保証、ウイルス対策済」以上。

b ビジネスチャットの活用

受託者は、指示を行う場合、情報共有の手段として、上記(1)のスマートフォンを使用し、セキュリティに配慮したビジネスチャットを活用すること。

- ・ 工事開始時(着工会議等)において、総主任、監督員及び工事受注者としてグループを構築し、工事完了時においては、必ずグループ・メンバー削除等を実施すること。(当該作業については、総主任にて責任を持って行う。)
- ・ ビジネスチャットでは、個人情報(名前、電話番号、メールアドレス等、個人が特定できる情報)は取り扱わないこと。
- ・ ビジネスチャットに要する費用(アカウント代)は、本契約に含まない。

c タブレット端末の活用

- ・ 受託者は、現場確認及び工事受注者と情報共有するためのタブレット端末(2台以上)を配備すること。
- ・ タブレット端末のスペック等
「3GB以上/月、図面等のpdfデータが閲覧編集可能、故障保障、ウイルス対策済」

d 工事受注者との情報共有対応

- ・ 受託者は、工事受注者が情報共有上使用するオンラインストレージ等に対し、工事受注者と協議の上アクセス可能なよう対応すること。
- ・ 用意したタブレットについては担当職員に報告すること。

□ 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、担当職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議するものとする。

(イ) 完成図の確認

- A 設計図書の定めにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を担当職員に報告する。
- B 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めべき事項を検討し、その結果を担当職員に報告する。

(ロ) 対象工事が「低入札」の場合

- A 受託者は工事受注者より低入札価格調査に基づき発注者と交換した「確認書」を工事受注者より提出させ、追加の配置技術者の氏名及び資格情報(取得日、登録番号等)を確認し、不整合等あった場合は総括監督員に報告する。
- B 低入札調査対象工事における立会い等による確認にあつては、部位の重要性を鑑み、**別紙**
1「特に報告を求める事項」のうち「複数監督員が行う事項」について、複数の監督員による確認を実施すること。

なお、当該確認等の実施にあたり、特殊要因による補正として意匠(構造)に該当する業務量に「構造設計に相当程度影響のある場合」と同等の補正を行うものとする。

(八) 受託者は、以下の業務については建築、設備(電気)、設備(機械)それぞれの委託監督員を立ち合わせるものとし、項目ごとに1回の立会い(終日)を見込むものとする。

- A 募集時の現場立会い業務
- B 入居時の現場立会い業務及び点検
- C 確認に係る補修工事の監理業務等(補助金検査対応を含む)

(2) 業務の実施体制等

イ 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は対象工事における工事監理内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう工事監督業務を実施しなければならない。また、設計図書に記載されている仕様書と合わせて確認すること。

(イ) 建築

- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・ 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・ 都市再生機構工事特記基準 UR
- ・ 機材の品質判定基準 UR

- ・ 機構住宅標準詳細設計図集 UR
- (ロ) 電気設備
 - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅事業者等連絡協議会
 - ・ 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準 公共住宅事業者等連絡協議会
 - ・ 都市再生機構工事特記基準 UR
 - ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 一般社団法人公共建築協会
 - ・ 電気設備標準詳細設計図集 機器・部品編 EF UR
 - ・ 電気設備標準詳細設計図集 施工編 EC UR
 - ・ 電気設備工事監理指針 一般社団法人建設電気技術協会
 - ・ 住棟内LANシステム施工マニュアル UR
 - ・ 公団住宅におけるテレビ共同受信システムの計画・施工・管理の手引き UR
 - ・ 公共施設用照明器具JIL5004 UR
 - ・ エレベーター仕様書 UR
- (ハ) 機械設備
 - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅事業者等連絡協議会
 - ・ 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準 公共住宅事業者等連絡協議会
 - ・ 都市再生機構工事特記基準 UR
 - ・ 独立行政法人都市再生機構 機械設備設計図集 UR
- (二) 土木(杭撤去)
 - ・ 基盤整備工事共通仕様書 UR
 - ・ 除却工事監督技術基準 UR
- ロ 管理技術者等の資格要件
 - (イ) 委託監督員については、設計図書の内容を的確に判断する能力とともに、職階毎に(別記2)のいずれかの条件を満たす者を配置すること。
 - (ロ) 委託監督員の中から、建築(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備、土木(杭撤去)の部門毎の責任者として、主任監理員を1名ずつ選定し配置すること。但し、土木(杭撤去)については、建築(構造)との兼務を認める。また、別記2中、建築職種の主任監理員に記載の工事監理者については、建築(構造)の者をあてるものとする。
 - (ハ) 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の承諾を得なければならない。
主任監理員及び監理員については、その変更が業務の適正な履行を妨げず、品質確保において有効と認められる場合は、上記原則に依らず変更することができる。この場合も同等以上の技術者であることについて発注者の承諾を得なければならない。技術者変更承諾申請書及び技術者変更承諾書は別紙7による。

八 工事監理者

建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事の場合、建築の「主任監理員」は、建築基準法第5条の4第4項に基づく「工事監理者」とする。

二 提出書類等

(イ) 次に掲げる書類等の提出場所(UR西日本支社)

A 提出書類

- ・ 監督業務実施計画書 1 部
- ・ 監督業務処理結果報告書 1 部
- ・ 工事監理報告書 1 部

B その他

- ・ 個人情報等の保護に関する特約条項(第13条)における「個人情報等の管理状況」報告 1 部

ホ 業務実績情報の登録について

受託者は、本業務について、業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の仕様に基づく「業務カルテ」を作成し、担当職員の確認を受けた後に、(一社)公共建築協会に登録すること。確認は、当該業務の「業務カルテ詳細情報」により行い、担当職員の署名及び捺印を受けること。また、(一社)公共建築協会が発行する「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出しなければならない。

なお、登録については、(一社)公共建築協会の所定の方法により行うものとし、詳細については、(一社)公共建築協会のホームページ「公共建築設計者情報システム(PUBDIS。http://www.pbaweb.jp/pubdis2)」等より確認すること。

へ 打合せ及び記録

(イ) 担当職員と受託者との打合せについては、次の時期に行う。

- A 業務着手時
- B 監督業務実施計画書の策定時
- C 監督業務実施計画書に定める時期
- D 担当職員又は管理技術者が必要と認めた時
- E その他

(ロ) 受託者は工事監督業務が適切に行われるよう、工事受注者と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

ト 監督業務実施計画書

監督業務実施計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

(イ) 業務一般事項

- A 業務の目的
- B 監督業務実施計画書の適用範囲
- C 監督業務実施計画書の適用基準類
- D 監督業務実施計画書に内容変更が生じた場合の処置方法
業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

(ロ) 業務工程計画

- A 工程計画
- B 日程表
「日程表」に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(ハ) 業務体制

- A 監督体制
「監督体制」に職階ごとの監督員について必要事項を記載する。
配員計画については「日程表」及び「監督業務実施計画書」3(3)「機構工事監督業務の兼務状況表」に必要事項を記載する。
- B 技術者一覧
「技術者一覧」に必要事項を記載する。
- C 機構工事監督業務の兼務状況表
委託監督員のUR工事における兼務状況等、必要事項を記載する。
- D 業務運営計画
受託者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項(出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項)を記載する。
- E 緊急連絡体制
緊急事態が発生した場合のフローを担当職員及び工事受注者等と協議の上、決定する。

(ニ) 工事監督方針

- A 基本方針
- B 一般業務
- C 追加業務
仕様書に定められた工事監督業務内容に対する監督業務方針について記載する。工事監理基準及び受託者として特に留意して実施する事項等についても記載する。

(ホ) 工事監理基準

「特に報告を求める事項」に関する工事監理、その他「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」に基づく確認について、工事受注者等が実施する品質管理に基づき、自らの責任において、確認方法の詳細、確認時期、確認数量等の基準を策定し、監督業務実施計画書に添付する。

チ 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査(建築主事等関係官署の検査)に必要な書類の原

案を作成し担当職員に提出し、検査に立会う。

リ 再委託等

契約書第6条第2項の規定により、あらかじめURの承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は請負させることができるものは次に掲げる場合をいう。

- (イ) 総合監督業務(建築、電気、機械等の複数職種で構成される工事監督業務)のうち、電気設備、機械設備等の職種で業務量が少数となる場合。
- (ロ) 工事監督業務で短期的かつ臨時的措置が必要な場合。
- (ハ) 工事監督業務の一部で専門的な技術(特殊工法、音響、構造立会等)を要する場合。

又 業務成績評定対象業務である場合、業務完了後、受託者に業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用する場合がある。

ル 受託者は、業務の実施に必要な設備、備品等を備え付けなければならない。但し、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。

ヲ 検査

- (イ) 業務完了については、「業務完了届」に必要事項を記載する。
- (ロ) 監督業務処理結果報告書は、次の構成とする。

A 監督業務処理結果報告書(概要)

契約内容、履行場所等について記載するほか委託監督員名及び添付書類について概要を記載する。

B 工事監理業務結果報告書

工事監理の結果及び工事監理基準に基づく確認結果を「特に報告を求める事項」を主として、工事監理基準に基づく確認報告に記載する。併せて、別添3-5または受託者の任意様式のいずれにより、「特に報告を求める事項」の「監理項目」ごとに記載する。確認結果のうち階数、部位別等を実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出すること。

なお、報告にあたっては工事写真、当該部位の設計図を添付する他、必要がある場合はその他資料を適宜添付する。

C 監督業務出来高一覧表

D 監督業務処理結果報告書(日報)

日々の業務内容、工事監理の結果等について、簡潔に記載するとともに、必要に応じて「監督業務処理結果報告書」(補助用紙)を用いてもよい。

E 施工プロセスチェックシート

F 業務打合せ記録簿

担当職員及び工事受注者等との打合せ結果について、「業務打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

G 報告・協議書

「報告・協議書」を用い、工事受注者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、工事受注者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。

この際、必要に応じ、担当職員からの指示内容、受託者と担当職員との間の協議内容についても添付することとする。

ワ 重要事項説明

本業務を契約する場合、建築士法第24条の7に基づき契約締結前に発注担当課に対し重要事項説明をおこなうものとする。説明者は管理建築士又はその建築士事務所に所属する建築士とし、重要事項を記載した「重要事項説明書」にて説明をおこなう。

様式については「一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(<http://www.njr.or.jp/>)」からダウンロードすること。

カ 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、別紙5「ウイークリースタンス実施要領」及び「打合せ記録簿記載例」に基づき、担当職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

コ その他

賃金の変動に基づく業務委託料の変更について、以下のとおり取り扱う。

- (イ) 発注者又は受注者は、履行期間内に国土交通省が決定する設計業務委託等技術者単価の改定があり、業務委託料が著しく不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料

の変更を請求することができる。

- (ロ) (イ)の請求は、国土交通省が改定した設計業務委託等技術者単価の適用開始から1か月以内に行うことができる。ただし、(二)の基準とする日から起算して、残業務の履行期間が2月以上ある場合に限る。
- (ハ) 発注者又は受注者は、(イ)による請求があったときは、変動前残業務委託料(業務委託料から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残業務委託料(変動後の賃金を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残業務委託料の100分の1を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- (ニ) 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、(イ)の請求があった月の翌月1日を基準とし、設計業務委託等技術者単価の変動に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (ホ) (二)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(イ)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、担当職員と協議すること。

以上

- 添付書類 -

別記 1 : 対象工事の概要

別記 2 : 資格基準

別紙 1 : 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

別紙 2 : 特に報告を求める事項

別紙 2 - 1 : 工事監理標準(総則編)

別紙 2 - 2 : 工事監理標準(建築編)

別紙 2 - 3 : 工事監理標準(電気編)

別紙 2 - 4 : 工事監理標準(機械編)

別紙 3 : 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

別紙 4 : 法令等に基づく届出チェックリスト

別紙 5 : ウィークリースタンス実施要領

別紙 6 : 法令に基づく届出チェックリストに係る作業フロー

○ 別紙 7 : 技術者変更承諾申請書等

別添 1 : 工事監督業務委託共通仕様書()

別添 2 : 監督業務実施計画書

別添 3 : 監督業務処理結果報告書

別添 3 - 1 : 工事監理基準に基づく確認報告(総則編)(参考例)

別添 3 - 2 : 工事監理基準に基づく確認報告(建築編)(参考例)

別添 3 - 3 : 工事監理基準に基づく確認報告(電気編)(参考例)

別添 3 - 4 : 工事監理基準に基づく確認報告(機械編)(参考例)

別添 3 - 5 : 工事監理基準に基づく確認報告(補助様式)

別添 3 - 6 : 質疑回答一覧様式

別添 4 : 質疑回答一覧の運用について

別添 5 : 各種検討会チェックシート

別添 6 : 業務打合せ記録簿

別添 7 : 施工プロセスチェックシート

参考資料 : 工事監督業務受託者の役割

上記書類及び契約後に使用する各種届出等の様式については、受託者決定後に必要に応じてCD等にて元データを交付する。

別記 1

対象工事の概要（工事監督業務委託特記仕様書 1（4））

本業務の対象となる工事の概要は、次のとおりとする。

- イ 工事名 : 08 - 千里竹見台団地北区域後 2 工区建築その他工事
土木（杭撤去以外に係るもの）及び造園の工事監理は除く。
08 - 千里竹見台団地北区域後 2 工区ガス給湯暖房設備工事（予定）
- ロ 工事場所 : 大阪府吹田市竹見台一丁 2 番
- ハ 施設用途 : 共同住宅
（令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第 6 号第 1 類）
- ニ 工事受注者 : 未定
- ホ 建物概要 : 住棟 RC 造、1 棟、8 階建、166 戸
付属建物（ごみ置場、ポンプ室、電気室、駐輪場）
- ヘ 工期 : 令和 8 年 7 月中旬から令和 10 年 9 月下旬まで
- ト 低入札価格調査の実施 : 未定
- チ 総合評価方式の採用 : 対象
- リ 特殊要因による補正 : 無

本業務に該当する特殊要因は、以下のとおりとする。なお、該当する特殊要因に基づき、業務量を補正するものとする。

特殊要因	構造	設備	対象工事
特殊な形状の建築物	該当しない	該当しない	-
特殊な敷地上の建築物	該当しない	該当しない	-
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	-	該当しない	-
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	該当しない	-	-
特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	該当しない	-	-
免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	該当しない	-	-
木造の建築物（小規模なものを除く。）	該当しない	-	-

以上

別記 2

資格基準

職種	職階	資格基準
建築	管理技術者	一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者
	主任監理員	一級建築士として 2 年以上の実務経験を有する者(建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に基づく工事監理者とする。)
	監理員	一級建築士取得後 1 年以上又は二級建築士取得後 5 年以上の実務経験がある者若しくは大学卒業後 5 年以上相当の能力 のある者 1 級建築施工管理技士技術検定の受検資格を有する者
電気	管理技術者	1 設備設計一級建築士、建築設備士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者 2 技術士(電気電子部門) 電気工事施工管理技士(1 級) 電気主任技術者の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者
	主任監理員	1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(電気電子部門) 電気主任技術者、電気工事施工管理技士(1 級、2 級) の資格を有する者 2 第 1 種電気工事士の資格取得後 2 年以上又は第 2 種電気工事士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有する者
	監理員	主任監理員と同等の資格又は大学卒業後 5 年以上の電気設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後 10 年以上の電気設備に関する実務経験を有する者
機械	管理技術者	1 設備設計一級建築士、建築設備士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者 2 技術士(衛生工学部門) 管工事施工管理技士(1 級) の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者
	主任監理員	設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(衛生工学部門) 管工事施工管理技士(1 級、2 級) 又は設備士(空気調和衛生工学会) の資格を有する者
	監理員	主任監理員と同等の資格又は大学卒業後 5 年以上の機械設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後 10 年以上の機械設備に関する実務経験を有する者

土木 (杭撤 去)	管理 技術者	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者 2 1級土木施工管理技士の資格を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）による合格者証の交付を受けている者 3 土木学会認定（上級又は一級）土木技術者の資格を有する者 4 R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 5 公共工事等を発注する国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人の技術職としての実務経験を25年以上有する者
	主任 監理員	<ol style="list-style-type: none"> 1 1級土木施工管理技士の資格を有する者 2 原則として、2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 3 建築の主任監理員の資格基準を満たす者
	監理員	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任監理員と同等の資格を有する者 2 2級土木施工管理技士の資格を有する者 3 職務経験等により1又は2と同等の能力を有すると認められる者

特に報告を求める事項

1. 「特に報告を求める事項」について

- (1) 「特に報告を求める事項」は表-1 から表-3 に示す内容をいう。
- (2) 本紙に記載なき事項については下記によるほか、対象工事の設計図書等によること。
 - ・ 工事監理ガイドライン
 - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
- (3) 「複数監督員が行う事項」とは、表-1 から表-3 のうち「複数確認」の欄に「○」の付いた監理項目をいう。

表-1：建築工事

区分	監理項目	確認内容	複数確認
2 仮設工事	敷地状況、境界石の位置	境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成）	
	隣地との高低差	隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認）	
	建築物等位置	境界と建築物等位置の確認	
	ベンチマークの設置状態、位置	ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策）	
3 土工事	支持地盤（直接基礎の場合）	床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること）	
		支持地盤の確認（地耐力試験報告書）	
4 地業工事	試験杭	地盤条件・施工上の留意事項の確認	
		工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認	○
		杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認	○
		杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認	○
		施工結果報告書の確認	○
	既製コンクリート杭及び鋼杭（材料）	製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観（割れ・傷）の確認 杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ）	
	場所打ちコンクリート杭地業（材料）	鉄筋（規格・種類・径・品質証明）	
		コンクリートの規格確認（受入確認）	
	杭の載荷試験	載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	
	地盤の載荷試験	載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	
杭の位置（施工後の偏心量）	杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認（位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等）		
5 鉄筋工事	鉄筋、スペーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋（材料）	鉄筋の規格、種類、径の確認	
		品質証明の確認（規格証明書、タグプレート、ロールマーク）	
	圧接継手（試験）	外観の確認（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ）	
	配筋	配筋状況の確認（施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認）	

区分	監理項目	確認内容	複数確認
		あばら筋の加工形状の確認（接合する部材の寸法を考慮）	
		組立の確認（結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等）	
		あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認	
		継手の確認（位置、長さ、方法）	
		定着の確認（位置、長さ、方法、余長、フック）	
		貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認	
		スペーサーの確認（形状、位置、間隔）	
		差し筋の位置と長さ	
6 コンクリート・型枠工事	コンクリートの受入れ、供試体採取	指定コンクリートであることの確認（種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度）	
		圧縮強度用供試体の採取確認（テストピースの採取）	
	コンクリートの打込み	打継ぎ面の処理確認（仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去）	
	コンクリートの仕上がり	不良箇所（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）の有無確認	
		不良箇所（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）の補修確認	
型枠（施工）	タイル施工部位のコンクリート素地面について、はく離材の付着がないこと。その他、付着力低下の恐れがある仕上がりでないこと 特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をMCR工法又は目荒し工法により、タイル張付けモルタルの接着強度を確保させること。		
7 鉄骨工事	鋼材	主要墨、部材断面、建入れの確認	
	工場製作	鋼材の確認（規格、材質、種類、断面寸法、品質証明）	
	工場製作	溶接状態の確認	
	現場受入れ	溶接状態の確認	
	溶接部の試験	製品の接合部確認（溶接）	
		溶接部の外観確認（アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み）	
		溶接部の内部確認（超音波探傷試験） （ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み） 不合格となった溶接部の補修	
	ボルト接合	高力ボルト接合部の確認（摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法）	
普通ボルト接合部の確認（ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法）			
鉄骨建方	アンカーボルトの確認（位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ）		
	建方精度の確認（柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度）		
9 防水工事	アスファルト防水（施工）	下地の確認（下地補修）	
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	
		押えコンクリート目地の確認	
	改質アスファルトシート防水（施工）	下地の確認（下地補修）	
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	
		押えコンクリート目地の確認	
		下地の確認（下地補修）	

区分	監理項目	確認内容	複数確認
	合成高分子系ルーフィングシート防水（施工）	ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け） 施工後の確認（充填、硬化、接着） 施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認	
	外壁からの雨漏れの有無の確認	漏水箇所の有無確認	
11	タイル工事	外壁タイル（施工）	
		タイル浮きの有無確認 外観の確認（割れ、欠け、目地の通り、平たんさ）	
		外壁タイルの接着力（引張接着強度）	接着力試験結果の確認（試験結果報告書）
12	木工事	先行住宅（材料及び施工）	
		釘、ビスピッチの確認 軸組取付け間隔の確認 下地補強材の確認 軸組検討会チェックシートの確認	
13	屋根及びと い工事	長尺金属板葺・化粧スレート葺及び 厚形スレート葺き・粘土瓦葺（施 工）	
		下葺きの確認（重ね合わせ） 各部の納まりの確認（留付け間隔、棧木の取付け）	
14	金属工事	先行住宅（材料及び施工）	
		ビスピッチの確認 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認 下地補強材の確認 軸組検討会チェックシートの確認	
16	建具工事	先行住宅（材料及び施工）	
		組立、作動状態の確認 軸組検討会チェックシートの確認	
17	カーテンウ オール工事	カーテンウォール工事の施工計画 書	
18	塗装工事	先行住宅（材料及び施工）	
		軸組検討会チェックシートの確認	
20	内装工事	先行住宅（材料及び施工）	
		断熱範囲の確認 乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認	
21	部品・その 他工事	先行住宅（材料及び施工）	
		固定状況の確認 軸組検討会チェックシートの確認	
22	PC工法に よる工事	PC工法（施工）	
		取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認 スリーブ接合のグラウト充填確認	

表- 2 : 電気設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 電力設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	接地極の埋設	接地極の埋設方法の確認（接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証）
	高圧ケーブルの接続及び端末処理	高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認
	屋外灯・埋設物等施工及び関連工事との取合い	屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部（ハンドホールを含む）の防水処理方法及びケーブル敷設状況	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験	抵抗値の計測確認及び作動状況の確認
3 受変電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	受変電設備の試験	各種試験計測の確認
4 電力貯蔵設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
5 発電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定	各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認
6 情報設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	テレビアンテナの位置	テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証
	テレビ・FM 共同受信設備のテレビ画像品位及び音質	ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認

区分	監理項目	確認内容
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	情報設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	インターホンオートドアロック設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認
	LAN 設備の試験調整及び外部接続	各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認
7 防災設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	防災設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
8 中央監視制御設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	構造試験及び性能試験	各種試験の計測確認

表- 3 : 機械設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 衛生器具設備工事	機器の据付け・設置状況	据付け状態、管との接続状態、水量調整の確認
3 給水設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
4 排水・通気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	排水、通気設備の排水導通試験	配管内に管径に適したテストボールを投入し、配管端部からボールが排出することを確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
5 給湯設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認
6 消火設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
7 ガス設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い等の確認	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
10 暖冷房設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
11 換気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
13 エレベーター設備工事	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認

工事監理標準（総則編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格证、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

- ：全数
- ：2割程度（標準）
- ：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
				立会確認		書類確認				
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真
内容		施工前	全数							
内容		施工中 施工後	2割程度							
内容		施工後	2割程度							

対象となる内容 を「目視」() による立会確認により全数について行う。

対象となる内容 を、「目視」() または「計測」() による立会確認および「施工記録書」() または「工事写真」() による書類確認によって2割程度について確認を行う。

対象となる内容 を、機材等の規格毎に「目視」() または「計測」() による立会確認および「施工記録書」() または「工事写真」() による書類確認によって2割程度について確認を行う。

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真					
1 一般 共通 事項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数												
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数												総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
	監理技術者の専任制等	(1) 資格者証の把握 1.2(1)と同じ		工事着手前	全数												総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
		(2) 同一性の把握			全数												
		(3) 常駐の把握			全数												
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)		工事着手前	全数									1.2.1 実施工程表	総則編1.4.1 実施工程表		
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認		工事着手前	全数									1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前・施工中	全数									1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等		
		(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)			全数												
	施工体制	(1) 施工体制台帳の把握 1.5(1)と同じ		工事施工中 当初及び変更時	全数									1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等		
		(2) 施工体系図の把握 1.5(1)と同じ			全数												
		(3) 施工体制の把握		工事施工中	全数												
	一括下請	(1) 施工体制台帳及び下請契約書 1.5(1)(2)と同じ		工事施工中	全数									1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等		
	標識等	(1) 工事カルテ登録の把握		工事着手前 変更時及び完了時	全数									1.1.4 工事実績情報の登録	総則編1.1.10 工事実績情報の登録		
		(2) 建設業許可を示す標識の把握		工事着手前	全数												
		(3) 建退共制度に関する掲示の把握		工事着手前	全数												
		(4) 労災保険に関する掲示の把握		工事着手前	全数												
	1.6 材料の規格(鑑定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数								1.1	1.4 材料	総則編1.5 機材		
	1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認		施工前	全数								1.1	1.4 材料	総則編1.5 機材		
	1.8 ホルムアルデヒド等の発散	(1) 室内環境測定計画書の確認		試験前	全数								1.1	1.5.9 化学物質の室内濃度測定	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定		
(2) 室内環境測定報告書の確認			引渡し前	全数								1.1	1.5.9 化学物質の室内濃度測定	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定			
1.9 鑑定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認		施工前	全数								1.2					
1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認		施工前	全数								1.2.3 施工図等	総則編1.4.3 施工図等				
	(2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認			全数													
	(3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認			全数													
	(4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか)			全数													

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められ
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
1 一 般 共 通 事 項	建設住宅性能評価	(1) 施工状況報告書の確認		工事着手前	全数												
		(2) 検査対象工程通知時の通知書の確認		工事施工中	全数												
		(3) 基礎配筋		工事施工中	全数												
		(4) 2階の床の躯体工事完了時の確認		工事施工中	全数												
		(5) 3に7の自然倍数を加えた階の躯体工事完了時の確認		工事施工中	全数												
		(6) 屋根工事完了時の確認		工事施工中	全数												
		(7) 内装下地張りの直前の工事完了時の確認		工事施工中	全数												
		(8) 竣工時の確認		工事施工中	全数												
	1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認		引渡し前	全数								1.7.1 完成図	総則編1.8.4 完成図その他			

工事監理標準（建築編） 平成28年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

- ：全数
- ：2割程度（標準）
- ：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
				立会確認		書類確認				
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真
内容		施工前	全数							
内容		施工中 施工後	2割程度							
内容		施工後	2割程度							

対象となる内容 を「目視」() による立会確認により全数について行う。

対象となる内容 を、「目視」() または「計測」() による立会確認および「施工記録書」() または「工事写真」() による書類確認によって2割程度について確認を行う。

対象となる内容 を、機材等の規格毎に「目視」() または「計測」() による立会確認および「施工記録書」() または「工事写真」() による書類確認によって2割程度について確認を行う。

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)					
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)			
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真						
1 一 般 共 通 事 項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数													
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数													総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)		工事着手前	全数									1.2.1 実施工程表				総則編1.4.1 実施工程表
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認		工事着手前	全数									1.2.2 施工計画書				総則編1.4.2 施工計画書等
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前・施工中	全数									(1.1.5 書類の書式等)				総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等
		(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)			全数													
	1.6 材料の規格(認定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数								1.1	1.4 材料				総則編1.5 機材
	1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認		施工前	全数								1.1	1.4 材料				総則編1.5 機材
	1.8 ホルムアルデヒド等の発散	(1) 室内環境測定計画書の確認		試験前	全数								1.1	1.5.9 化学物質の濃度測定				総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定
		(2) 室内環境測定報告書の確認		引渡し前	全数								1.1	1.5.9 化学物質の濃度測定				総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定
	1.9 認定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認		施工前	全数								1.2					
1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認		施工前	全数									1.2.3 施工図等				総則編1.4.3 施工図等	
	(2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認			全数														
	(3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認			全数														
	(4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、 家具ほか)			全数														
1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認		引渡し前	全数													総則編1.8.4 完成図その他	

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
2 仮 設 工 事	2.1 仮設工事の施工計画	(1) 施工計画書、仮設計画図等の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	2.2 敷地状況、境界石の位置	(1) 境界杭の確認 (必要に応じ、関係者の立会いを受け境界確認書の作成)		工事着手前	全数 2割程度								2.1	総則編1.2.11 境界杭、測量杭等	
	2.3 隣地との高低差	(1) 隣地との高低差を確認 (主要出入口部の取り合い確認)		工事着手前	全数 2割程度								2.1	総則編1.2.11 境界杭、測量杭等	
	2.4 建築物等位置	(1) 境界と建築物等位置の確認		工事着手前	全数 2割程度								2.1	2.2 縄張り、遣方、足場その他	2.2 縄張り、遣方、足場その他
	2.5 ベンチマークの設置状態、位置	(1) ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認 (移動、沈下防止対策)		工事着手前	全数 2割程度								2.1		
	2.6 敷地の高さ(設計GLとの関係)	(1) 敷地内の高さ確認 (方眼線の方向、間隔による計測ポイントを決め、高さを測定し、設計GLと照合)		工事着手前	全数 2割程度								2.1		調査編1.1.3 水準測量 2.2.2 地盤高の確認
	2.7 仮設材・周辺調査	(1) 仮囲い設置の確認 (2) 電柱・電線等障害物の確認 (3) 既存埋設配管等の確認		工事着手前	2割程度 2割程度 2割程度									総則編1.3.1 足場、その他 総則編1.2.12 地下埋設物等	
	2.8 安全対策等	(1) 仮囲い、足場の安全点検(定期的な安全パトロール) (2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置を確認 (3) 産業廃棄物処理の確認(処分場への追跡調査)		施工前・施工中	2割程度 2割程度 2割程度								2.2.4 足場その他	総則編1.3.1 足場、その他	

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
3 土 工 事	3.1 土工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	3.2 根切り底の深さ、状態	(1) 根切り底の深さ確認		施工中・施工後	2割程度							3.2	3.2 根切り及び埋戻し	3.2 根切り及び埋戻し等
	3.3 支持地盤 (直接基礎の場合)	(1) 床付け面の確認 (か/乱又は盛土)		施工中・施工後	全数							3.2		
		(2) 支持地盤の確認 (地耐力試験報告書)		施工中・施工後	全数									
	3.4 埋戻し土及び盛土(材料)	(1) 土質の確認		施工前	全数							3.1		
					2割程度									
	3.5 埋戻し、余盛り(施工)	(1) 締固め工法 、建設機械(低騒音・低振動型機械)の確認		施工中・施工後	2割程度							3.2		
		(2) 転圧状況の確認 (埋戻し300mm毎に転圧)			2割程度									
		(3) 余盛り高さの確認			2割程度									
	3.6 建設発生土の処理計画	(1) 建設発生土の処理計画の確認(残土処分計画書)		施工前	全数								3.2.5 建設発生土の処理	3.2.5 残土処分
	3.7 建設発生土の処理結果	(1) 建設発生土の処理報告の確認(残土処分報告書)		施工後	全数									
	3.8 地中障害の処理	(1) 地中障害物処理方法の確認(発注者と協議)		処理前	全数									総則編1.2.12 地下埋設物等
2割程度														
3.9 山留め工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認(工法、排水処理、山留め計算書等)		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
3.10 山留め工事の材料	(1) 山留め材料の確認(シートパイル、H鋼、セメントミルク)		施工前	2割程度							3.3 山留め	3.3 山留め		
3.11 山留め工事の施工	(1) 山留め施工の確認(建込み、切梁、構台、ロードセル)		施工中	2割程度										
3.12 山留めの傾斜測定	(1) 山留壁の変位測定の確認(傾斜測定報告書)		施工中	2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
4 地 業 工 事	4.1 試験杭	(1) 施工計画書の確認、認定工法等の確認		施工前	全数											
		(2) 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認		施工中	全数							4.3	4.2.2 試験杭	4.2.2 試験杭		
		(3) 施工結果報告書の確認		施工後	全数											
	4.2 既製コンクリート杭及び鋼杭の工事計画	(1) 施工計画書の確認(専門工事業業者、専任技術者の確認)		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	4.3 既製コンクリート杭及び鋼杭(材料)	(1) 製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観(割れ・傷)の確認		施工前	2割程度							4.1	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業		
		(2) 継手部の溶接材料の確認(溶接機の規格)			2割程度											
	4.4 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:共通)	(1) 資格の確認(溶接技能者)		施工中・施工後	2割程度							4.2				
		(2) 継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手)の確認 (溶接:カラーチェック、無溶接:ボルトのトルク)			2割程度											
		(3) 杭頭の処理、補強			2割程度											
		(4) 杭の位置(施工前の杭心・施工後の備心量と杭頭の高さ)			2割程度											
	4.5 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:打込み工法)	(1) プレボリング併用の場合(掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さの確認)		施工中・施工後	2割程度							4.2				
		(2) 埋入れ(垂直度)			2割程度											
(3) 落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力の確認			2割程度													
4.6 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:セメントミルク工法)	(1) オーガー、杭本体の垂直度の確認		施工中・施工後	2割程度							4.2					
	(2) 支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さの確認			2割程度												
	(3) 安定液の確認(安定液計量)			2割程度												
	(4) 根固め液の確認(水セメント比、浸透、注入量、管理試験)(試験用試料採取)			2割程度												
	(5) 杭周固定液の確認(浸透、注入量、管理試験)(試験用試料採取)			2割程度												
4.7 特定埋込杭工法	(1) 建築基準法に基づき埋込み工法として認定を受けた条件の確認		施工前・施工中・施工後	2割程度							4.2					

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書			
4 地業 工事	4.8 場所打ちコンクリート杭地業の工事計画	(1) 施工計画書の確認(専門工業者者、専任技術者の確認)		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	4.9 場所打ちコンクリート杭地業(材料)	(1) 鉄筋(規格・種類・径・品質証明)		施工前	2割程度							4.1	4.5 場所打ちコンクリート杭地業	4.5 場所打ちコンクリート杭地業
		(2) コンクリートの規格確認(受入確認)			2割程度									
	4.10 場所打ちコンクリート杭地業(施工)	(1) 資格の確認(施工管理技術者)		施工中・施工後	2割程度							4.2	4.5 場所打ちコンクリート杭地業	4.5 場所打ちコンクリート杭地業
		(2) 鉄筋かご組立の確認(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スベーター・補強リング・溶接)			2割程度									
		(3) 位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さの確認 (孔壁測定、支持地盤の土質試料採取)			2割程度									
		(4) 鉄筋継手の重ね長さ と 主筋の結束の確認			2割程度									
		(5) スライム処理の確認 (1次スライム:バケツ、2次スライム:エアリフト)			2割程度									
		(6) コンクリート打設の確認(トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置)			2割程度									
		(7) 工法別確認事項)アースドリル工法 (安定液の品質管理・掘削孔の垂直度))ベト工法 (上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり))リパースサーキュレーション工法 (泥水管理・掘削機の水平と垂直度)			2割程度									
	4.11 砂利、砂(材料)	(1) 砂利、砂の確認(規格・種類・粒度) (建築物の接地圧(直接基礎)を受ける部分に再生クラッシャーラン使用不可)		施工前	2割程度							4.1	4.6.2 材料	4.6.2 材料
	4.12 砂利、砂(施工)	(1) 敷き込み厚さの確認		施工中・施工後	2割程度							4.2	4.6.3 砂利及び砂地業	4.6.3 砂利及び砂地業
		(2) 敷均し及び締固めの確認(使用機器1層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ)			2割程度									
		(3) 仕上げの確認(天端高さ・厚さ・平坦さ)			2割程度									
4.13 捨てコンクリート(材料)	(1) コンクリート配合計画書(強度・スランプ等)の確認		施工前	全数							4.1	4.6.2 材料	4.6.2 材料	
4.14 捨てコンクリート(施工)	(1) 仕上げの確認(天端高さ・厚さ・平坦さ)		施工中・施工後	2割程度							4.2	4.6.4 捨てコンクリート地業	4.6.4 捨てコンクリート	
4.15 杭の載荷試験	(1) 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認		施工中・施工後	全数							4.3	4.2.3 杭の載荷試験	4.2.3 杭の載荷試験	
4.16 地盤の載荷試験	(1) 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認		施工中・施工後	全数							4.3	4.2.4 地盤の載荷試験	4.2.4 地盤の載荷試験	
4.17 杭の位置(施工後の偏心量)	(1) 杭心の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認 (位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等)		施工中・施工後	全数							4.2	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業 4.5 場所打ちコンクリート杭地業	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業 4.5 場所打ちコンクリート杭地業	

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
5 鉄筋工事	5.1 鉄筋工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等 5.4.2 圧接継手計画書 5.5.2 計画書	
	5.2 鉄筋、スパーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋 (材料)	(1) 鉄筋の規格、種類、径の確認			施工前	2割程度							5.1	5.2 材料	5.2 材料
		(2) 品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク)		2割程度											
		(3) スパーサーの材質、形状、寸法確認 (ドーナツ、サイコロ、バー型ほか)		2割程度											
		(4) 貫通孔補強鉄筋の確認(規格証明書、構造計算書)		2割程度											
		(5) 溶接金網の規格、径、網目の形状・寸法の確認		2割程度											
	5.3 鉄筋継手(技量資格)	(1) 資格者の確認 (圧接技能者、圧接継手管理技士、ガス圧接超音波探傷検査技量資格者、機械式継手管理技士、溶接継手管理技士等)			施工前	2割程度							5.2	5.4.3 継手管理技士 5.5.3 継手管理技士	
	5.4 圧接継手(施工)	(1) 圧接作業条件確認(降雨・強風)			施工中・施工後	2割程度							5.2	5.4.4 圧接一般 5.4.5 鉄筋の加工 5.4.6 圧接端面 5.4.8 圧接作業 5.4.3 圧接部の品質	5.4.5 圧接作業
		(2) 施工前試験(外観試験・超音波探傷試験)		施工前(本工事前)	2割程度										
		(3) 圧接端面の確認(平滑処理、面取り、鉄筋冷間直角切断機の使用)		施工中・施工後	2割程度										
		(4) 径の異なる鉄筋の圧接確認			2割程度										
		(5) 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔確認			2割程度										
5.5 圧接継手(試験)	(1) 外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ)			圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数 2割程度							5.3	5.4.9 圧接完了後の試験	5.4.8 圧接完了後の試験	
	(2) 超音波探傷試験の確認 (内部欠陥(不溶着部))		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数 2割程度											
	(3) 引張試験の確認 (試験片抜取り後の処置)		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数 2割程度											
	(4) 不合格となった圧接部の修正 (外観試験の不合格部の修正) (抜取試験による不合格部の修正)		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数											
5.6 機械式継手(材料)	(1) 材料の規格確認(評定書、規格証明書)			施工前	2割程度								5.5.2 機械式継手	5.5.4 機械式継手	
5.7 機械式継手(施工)	(1) 工法、外観の確認 (グラウト式の場合の注入状況又はトルク式の場合のマーキングずれ)			施工完了後又は コンクリート打設前	2割程度							5.2			
5.8 溶接継手(材料)	(1) 材料の規格確認			施工前	2割程度								5.5.3 溶接継手	5.5.5 溶接継手	
5.9 溶接継手(施工)	(1) 工法、外観、溶接長さの確認			施工中・施工後	2割程度							5.2			

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
5 鉄 筋 工 事	5.10 溶接継手(試験)	(1) 外觀検査、超音波探傷試験の確認(第三者機関による試験結果報告書)		施工完了後 又は コンクリート打設前	全数									5.5.6 検査
	5.11 配筋	(1) 配筋状況の確認(施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認)		配筋完了後 又は コンクリート打設前	全数							5.2	5.3 加工及び組立	5.3 加工及び組立て
		(2) 加工寸法等の確認(種類、径、長さ、折り曲げ等)			2割程度									
		(3) あばら筋の加工形状の確認(接合する部材の寸法を考慮)			2割程度									
		(4) 組立の確認(結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等)			2割程度									
		(5) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認			2割程度									
		(6) 継手の確認(位置、長さ、方法)			2割程度									
		(7) 定着の確認(位置、長さ、方法、余長、フック)			2割程度									
		(8) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認			2割程度									
		(9) スパーサーの確認(形状、位置、間隔)			2割程度									
		(10) 差し筋の位置と長さ			2割程度									
6.1 コンクリート工事の施工計画	(1) 施工計画書(工区割り、圧送機械、圧送施工技能士等)の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	(2) コンクリート施工計画報告書の確認			全数										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
6 コン クリ ート ・ 型 枠 工 事	6.2 コンクリート(材料)	(1) 生コン工場の確認 (JIS認証工場、納入実績、納入に要する時間等)		施工前	全数							6.1	6.3 コンクリートの材料及び調合	6.3 コンクリートの材料及び調合	
		(2) 配合計画書の確認			全数										
		(3) セメントの確認(種別、品質)			全数										
		(4) 骨材の確認(規格、種類、吸水率、アルカリシリカ反応、塩化物量、粗骨材の最大寸法)			全数										
		(5) 水の確認(規格・品質)			全数										
		(6) 混和材料の確認(規格・種類)			全数										
		(7) 圧縮強度用供試体の養生方法確認			全数										
	6.3 コンクリートの受入れ、供試体採取	(1) 指定コンクリートであることの確認(種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度)			コンクリート受入時	2割程度							6.2 6.3	6.9.2 フレッシュコンクリートの試験	6.9.2 受入れ時の試験
		(2) 圧縮強度用供試体の採取確認(テストピースの採取)				2割程度									
	6.4 コンクリートの打込み	(1) 資格者の確認(圧送施工技能士等)			打設前	2割程度							6.2	6.6 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め	6.6 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め
		(2) 打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の確認		2割程度											
		(3) 打継ぎ面の処理確認(仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去)		2割程度											
		(4) 締固め、コンクリート押えの確認		2割程度	打設中										
	6.5 コンクリートの養生	(1) 養生温度、初期養生、寒冷期の保温、養生中の養生の確認			打設中・打設後	2割程度							6.2	6.7 養生	6.7 養生
		(2) コンクリート打設中の鉄筋保護の養生確認		2割程度											
		(3) 打設後の散水養生確認		2割程度											
		(4) 型枠脱型時期の確認		2割程度	打設後										
	6.6 コンクリートの仕上げ	(1) 型枠支柱存置期間の確認			型枠取外し後	2割程度							6.2	6.9.6 構造体コンクリートの仕上げ及びかぶり厚さの確認	6.9.6 構造体コンクリートの仕上げ及びかぶり厚さの確認
		(2) 部材断面の寸法、平たかさの確認		2割程度											
		(3) 部材位置、開口部位置、目地位置の確認		2割程度											
		(4) 不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認		2割程度											
(5) 不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認			2割程度												
(6) タイル施工部位のコンクリート素地面について、はく離材の付着がないこと、その他、付着力低下の恐れがある仕上がりでないこと 特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をMCR工法又は目荒し工法により、タイル張付けモルタルの接着強度を確保させること。			2割程度	施工前・施工後											
6.7 構造体コンクリートの強度試験	(1) 圧縮強度、管理材齢の確認			試験後	全数							6.3	6.9 試験	6.9 試験	
	(2) コンクリート施工結果報告書の確認		全数												

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
6 コンクリート・ 型枠工事	6.8 型枠工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認(支保工転用計画等)		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	6.9 型枠(材料)	(1) 型枠の確認(種類・品質)		施工前	2割程度							6.1			
		(2) 構造スリット材の規格確認(機材の品質判定基準)			2割程度										
	6.10 型枠(施工)		(1) 主要墨、部材断面、垂入れの確認		施工中・施工後	2割程度							6.2	6.8 型枠	6.8 型枠
(2) 目地、構造スリットの確認(位置・形状)				2割程度											
(3) 埋め込み金物の確認(鉄墨、アンカーボルト、インサート、スリーブ)				2割程度											
(4) セパレータの確認(種類・間隔)				2割程度											
7 鉄骨工事	7.1 鉄骨工事の施工計画	(1) 製作工場(グレード等)の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
		(2) 製作要領書、施工計画書の確認			全数										
	7.2 鋼材		(1) 鋼材の確認(規格、材質、種類、断面寸法、品質証明)		施工前	2割程度							7.1	7.2 材料	7.2 材料
			(2) 高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルトの確認(規格、種類、寸法、ねじ形状)			2割程度									
			(3) 溶接材料の確認(鋼材の組合せ適否・保管)			2割程度									
			(4) デッキプレートの確認(規格・材質・種類・品質証明)			2割程度									
	7.3 技術者等	(1) 資格者の確認 (溶接施工管理技術者、溶接技能者、溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、鉗付け技能者、専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者等)		施工前	2割程度							7.2	7.1.4 施工管理技術者	7.1.4 施工管理技術者	
	7.4 工場製作		(1) 製品の加工確認(形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強)		建方前	2割程度							7.2	7.3 工作一般	7.3 工作一般
			(2) 溶接状態の確認			2割程度									
			(3) 磨擦面の確認(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態)			2割程度									
(4) スタッドボルトの確認(径、本数、配置)				2割程度											
(5) 錆止めの確認(塗装範囲、塗布量)				2割程度											
7.5 現場受入れ		(1) 製品の加工確認(形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強)		建方前	2割程度										
		(2) 製品の接合部の確認(溶接)													
		(3) キズ等の有無の確認													
7.6 現場溶接		(1) 溶接作業条件の確認(作業場所の気温、降雨、降雪、風)		施工前	全数							7.2	7.6 溶接接合	7.6 溶接接合	
		(2) 溶接着手前の確認 (隙間・食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ルート間隔、開先角度、組立、エンドタブ)			2割程度										
		(3) 溶接作業中の確認 (予熱、溶接順序、溶接姿勢、溶接棒径、ワイヤ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、パス間温度、スラグの清掃、裏はつり)		施工中・施工後	2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
7 鉄骨 工事	7.7 溶接部の試験	(1) 溶接部の外観確認 (アンダーカット、ビット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足) (突合せ溶接部倉庫い、ダイヤフラムとフランジのずれ)		施工後	全数							7.3	7.6.11 溶接部の試験	7.6.11 溶接の試験	
		(2) 溶接部の内部確認(超音波探傷試験) (ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み)		施工後	全数										
		(3) 不合格となった溶接部の補修 (外観(欠陥の補修状態)、内部欠陥(欠陥の補修状態))		施工後	全数										
	7.8 ボルト接合	(1) 高力ボルト接合部の確認 (摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長)			施工前 施工中 施工後	2割程度							7.2	7.2.2 高力ボルト 7.4 高力ボルト接合	7.4 高力ボルト接合
		(2) 普通ボルト接合部の確認 (ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法)			施工前 施工中 施工後	2割程度							7.2	7.2.3 普通ボルト 7.5 普通ボルト接合	7.5 普通ボルト接合
	7.9 スタッド溶接(材料)	(1) 預けスタッドの規格確認(種類、寸法)			施工前	2割程度							7.1		
	7.10 スタッド溶接(施工)	(1) スタッドボルトの確認(径、本数、配置)			施工前・施工中 ・施工後	2割程度							7.2 7.3	7.7 スタッド溶接及びデッキプレート溶接	7.7 スタッド溶接及びデッキプレート溶接
		(2) 外観の確認(アンダーカット・仕上り高さ・傾き)			2割程度										
		(3) 打撃曲げ試験の確認(曲げ角度・割れ)		施工中 施工後	2割程度										
		(4) 不合格スタッド溶接の補修状態			2割程度										
	7.11 鉄骨建方	(1) アンカーボルトの確認(位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ)			施工前 施工中 施工後	2割程度							7.2	7.10 工事現場施工	7.10 工事現場施工
		(2) 建方精度の確認(柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度)			2割程度										
7.12 耐火被覆(材料)	(1) 工法及び材料規格の確認(吹付け、耐火板、耐火管付け)			施工前	全数							7.1	7.9 耐火被覆	7.9 耐火被覆	
				2割程度											
7.13 耐火被覆(施工)	(1) 下地の確認(浮き鏝、付着油の除去)			施工中・施工後	2割程度							7.2			
	(2) 被覆の厚さ、ピンの長さ、耐火表示等の確認			2割程度											
7.14 錆止め塗装(材料)	(1) 規格・種類の確認			施工前	2割程度							7.1			
7.15 錆止め塗装(施工)	(1) 未塗装範囲の確認			施工中・施工後	2割程度							7.2	7.8 錆止め塗装	7.8 錆止め塗装	
	(2) 塗装損傷部分の補修確認			2割程度											
7.16 溶融亜鉛めっき	(1) めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態の確認			施工中・施工後	2割程度							7.2	7.12 溶融亜鉛めっき工法	7.12 溶融亜鉛めっき工法	
	(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトの確認 (摩擦面の処理、締付け(マーキングのずれ、ナット回転量、ボルト余長))				2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
8 コン クリ ート ブロ ック ・A LC パ ネ ル ・ 押 出 成 形 セ メ ン ト 板 工 事	8.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	8.2 コンクリートブロック(材料)	(1) コンクリートブロックの確認(規格、種類、寸法)		施工前	2割程度							8.1	8.2 補強コンクリートブロック造	8.2 補強コンクリートブロック造
		(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)			2割程度									
	8.3 コンクリートブロック(施工)	(1) 配筋の確認(径、間隔)		施工中・施工後	2割程度							8.2	8.3 コンクリートブロック帳壁及び 塀	8.3 コンクリートブロック帳壁及び 塀
		(2) まぐさ受け補強の確認			2割程度									
	8.4 ALCパネル(材料)	(1) ALCパネル等の確認(規格、種類、寸法、耐火材料等)		施工前	2割程度							8.1	8.4 ALCパネル	8.4 ALCパネル
		(2) 取付け金物の確認(規格、種類、寸法)			2割程度									
8.5 ALCパネル(施工)	(1) 確認(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理)の確認		施工中・施工後	2割程度							8.2	8.4 ALCパネル	8.4 ALCパネル	
	(2) 欠損部の補修確認			2割程度										
8.6 押出成形セメント板(材料)	(1) 押出成形セメント板等の確認(規格、種類、寸法、耐火材料等)		施工前	2割程度							8.1	8.5 押出成形セメント板(ECP)	8.5 押出成形セメント板(ECP)	
	(2) 取付け金物の確認(規格、種類、寸法)			2割程度										
8.7 押出成形セメント板(施工)	(1) 確認(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理)の確認		施工中・施工後	2割程度							8.2	8.5 押出成形セメント板(ECP)	8.5 押出成形セメント板(ECP)	
	(2) 欠損部の補修確認			2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
9 防 水 工 事	9.1 防水工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	9.2 アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度							9.1	9.2 アスファルト防水	9.2 アスファルト防水
	9.3 アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		施工中・施工後	2割程度							9.2		
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度									
		(3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)			2割程度									
		(4) 外断熱範囲の確認			2割程度									
		(5) 押えコンクリート目地の確認			2割程度									
	(6) 押えコンクリート溶接金網の確認		2割程度											
	9.4 改質アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度							9.1	9.3 改質アスファルトシート防水	9.3 改質アスファルトシート防水
	9.5 改質アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		施工中・施工後	2割程度							9.2		
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度									
		(3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)			2割程度									
		(4) 外断熱範囲の確認			2割程度									
		(5) 押えコンクリート目地の確認			2割程度									
(6) 押えコンクリート溶接金網の確認		2割程度												
9.6 合成高分子系ルーフィングシート防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度							9.1	9.4 合成高分子系ルーフィング シート防水	9.4 合成高分子系ルーフィング シート防水	
9.7 合成高分子系ルーフィングシート防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		施工中・施工後	2割程度							9.2			
	(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度										
	(3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物・固定金具の取付け)			2割程度										
(4) 外断熱範囲の確認		2割程度												
9.8 塗膜防水(材料)	(1) 規格、種類の確認		施工前	2割程度							9.1	9.5 塗膜防水	9.5 塗膜防水	
	(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)			2割程度										
9.9 塗膜防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		施工中・施工後	2割程度							9.2			
	(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度										
	(3) 使用量及び膜厚の確認			2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
9 防 水 工 事	9.10 シーリング(材料)	(1) 規格、種類の確認		施工前	2割程度								9.1	9.7 シーリング	9.7 シーリング
	9.11 シーリング(施工)	(1) 施工時の気象確認		施工前・施工中 ・施工後	全数								9.2		
		(2) 目地寸法の確認(幅、深さ)		施工中・施工後	2割程度										
		(3) 接着力の確認(引張接着性試験、簡易接着性試験)		施工後	2割程度										
9.12 外壁からの雨漏れの有無の確認	(1) 漏水箇所の有無の確認			降雨翌日 (外壁仕上げ前)	全数									6.8.9 仕上施工前におけるひび割 れ補修	
10 石 工 事	10.1 石工の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	10.2 石(材料)	(1) 石材の確認(規格、種類、形状、色調、仕上げ)		施工前	2割程度								10.1	10.2 材料	10.2 材料
		(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)			2割程度										
		(3) 取付け金物の確認(規格、種類、形状)			2割程度										
10.3 石(施工)	(1) 下地の確認(鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め)			施工前 施工中 施工後	2割程度							10.2	10.3 外壁湿式工法 10.4 内壁空積工法 10.5 乾式工法 10.6 床及び階段の石張り 10.7 特殊部位の石張り	10.3 内壁空積工法 10.4 乾式工法 10.5 床及び階段の石張り	
	(2) 裏面処理の確認		2割程度												
	(3) 取付けの確認(取付け金物、裏込めモルタル、だばの固定)		2割程度												
	(4) 施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認		施工中	2割程度											
11 タ イ ル 工 事	11.1 タイル工の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	11.2 タイル(材料)	(1) タイル製品の確認(規格、種類、形状、色調、裏足の形状及び寸法)		施工前	2割程度								11.1	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイル 張り	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイル 張り
		(2) 張付けモルタル・接着剤の確認(規格、種類、割合)			2割程度										
		(3) 目地材の確認(規格、種類)			2割程度										
	11.3 タイル(施工)	(1) 下地の確認(コンクリート素地面の状態、下地モルタル浮き、伸縮調整目地)			施工中・施工後	2割程度							11.2	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイル 張り	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイル 張り
		(2) タイル浮きの有無確認		2割程度											
(3) 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たんさ)			2割程度												
11.4 タイル型枠先付け(施工)	(1) 取付け状態の確認			施工中・施工後	2割程度							11.2	11.4 陶磁器質タイル型枠先付け	11.4 陶磁器質タイル型枠先付け	
	(2) タイル浮きの有無確認		2割程度												
	(3) 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たんさ)		2割程度												
11.5 外壁タイルの接着力(引張接着強度)	(1) 接着力試験結果の確認(試験結果報告書)			施工後	全数							11.3	11.1.5 施工後の確認及び試験	11.1.5 施工後の確認及び試験	
					2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書			
1 2 木 工 事	12.1 木工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数							12.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	12.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)		施工前 施工中 施工後	全数							12.1	12.2 材料 12.4 施工	
		(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)			全数									
		(3) 釘、ビスピッチの確認			全数									
		(4) 軸組取付け間隔の確認			全数									
		(5) 下地補強材の確認			全数									
		(6) 表面仕上げの確認			12.2	全数								
		(7) 防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認				全数								
		(8) 軸組検討会チェックシートの確認				全数								
	12.3 木材(先行住宅以外の材料)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率) (2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)		施工前		2割程度 2割程度						12.1	12.2 材料	12.2 材料
12.4 木材(先行住宅以外の施工)	(1) 釘、ビスピッチの確認		施工中・施工後	2割程度							12.2	12.4 鉄筋コンクリート造等の内部 間仕切軸組及び床組	12.4 施工	
	(2) 軸組取付け間隔の確認			2割程度										
	(3) 下地補強材の確認			2割程度										
	(4) 表面仕上げの確認			2割程度										
	(5) 防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認			2割程度										
1 3 屋 根 及 び と い 工 事	13.1 屋根及びとい工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数							13.1 13.2 13.3 13.4	総則編1.4.2 施工計画書等	
	13.2 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(材料)	(1) 規格、材質、寸法、厚さの確認		施工前	2割程度							13.1	13.2 長尺金属板葺 13.3 化粧スレート葺及び厚形ス レート葺き 13.4 粘土瓦葺	
		(2) 留付け金物の確認(材質、形状、防錆処理)			2割程度									
		(3) 下葺材の確認(規格、種類)			2割程度									
	13.3 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(施工)	(1) 下葺きの確認(重ね合わせ)		施工中・施工後	2割程度							13.2		
		(2) 各部の納まりの確認(留付け間隔、構木の取付け)			2割程度									
	13.4 とい(材料)	(1) 規格、材質、材種、寸法、径、厚さの確認		施工前	2割程度							13.1		
	13.5 とい・防火区画貫通部の処理(施工)	(1) 防火区画貫通部の処理		施工中・施工後	2割程度							13.2		13.5 とい
(2) 防露巻き処理の確認			2割程度											
(3) ルーフトレン、掃除口の確認			2割程度											
13.6 といの漏水試験	(1) 漏水試験結果の確認		施工後	全数							13.3			

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
1 4 金 属 工 事	14.1 金属工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	14.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 軽量鉄骨天井、壁下地の確認(規格、材質、種類、形状、寸法)		施工前 施工中 施工後	全数							14.1		14.4 軽量鉄骨壁下地 14.5 軽量鉄骨天井下地
		(2) ビスピッチの確認			全数									
		(3) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認			全数									
		(4) 下地補強材の確認			全数									
		(5) 軸組検討会チェックシートの確認			全数									
	14.3 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、材質、種類、形状、寸法の確認		施工前	2割程度							14.1	14.5 軽量鉄骨壁下地 14.4 軽量鉄骨天井下地	
	14.4 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の施工)	(1) ビスピッチの確認		施工中・施工後	2割程度							14.2		
		(2) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認			2割程度									
		(3) 下地補強材の確認			2割程度									
		(4) 廊下等有効幅、天井高さ確認			2割程度									
		(5) 開口補強部の確認(開口部の種類・補強)			2割程度									
		(6) 溶接部の確認(スラグ除去・防錆処理)			2割程度									
	(7) 天井下地材の補強の確認(ブレース・吊材の配置)		2割程度											
14.5 金属成形板張り(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度							14.1	14.6 金属成形板張り		
14.6 金属成形板張り(施工)	(1) 割付、下地の確認		施工中・施工後	2割程度							14.2			
14.7 アルミニウム製笠木(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度							14.1	14.7 アルミニウム製笠木		
14.8 アルミニウム製笠木(施工)	(1) 固定金具間隔、固定度の確認		施工中・施工後	2割程度							14.2			
14.9 手すり及びタラップ(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度							14.1	14.8 手すり及びタラップ		
14.10 手すり及びタラップ(施工)	(1) 位置、固定度、手すりの高さの確認		施工中・施工後	2割程度							14.2			
14.11 あと施工アンカー(材料)	(1) 材質、形状、寸法の確認		施工前	2割程度							14.1	14.1.3 あと施工アンカー	14.1.3 あと施工アンカー	
14.12 あと施工アンカー(施工)	(1) 削孔深さ、清掃、埋め込み深さ、グラウト充填の確認		施工中・施工後	2割程度							14.2			
1 5 左 官 工 事	15.1 左官工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	15.2 モルタル等(材料)	(1) モルタル等の確認(種別、品質、割合)		施工前	2割程度							15.1	15.2 モルタル塗り	15.2 モルタル塗り
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			2割程度									
	15.3 モルタル塗り・せっこうプラスター塗り(施工)	(1) 下地の確認(目荒らし・水洗い)		施工中・施工後	2割程度							15.2		
(2) 仕上りの確認(むら・塗厚・平たんさ)			2割程度											
15.4 床コンクリート直均仕上げ	(1) 仕上りの確認(むら・平たんさ)		施工中・施工後	2割程度							15.2	15.3 床コンクリート直均仕上げ	15.3 床コンクリート直均仕上げ	

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書			
1 6 建 具 工 事	16.1 建具工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	16.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 建具の材質、形状、表面処理、仕上げ等の確認		施工前 施工中 施工後	全数							16.1 16.2	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.6 木製建具・その他 16.7 建具用金物	
		(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認			全数									
		(3) シーリング材、ガスケット(規格、種類、防火性能)			全数									
		(4) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			全数									
		(5) アンカーの状態確認			全数									
		(6) 枠廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)			全数									
		(7) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)			全数									
		(8) 組立、作動状態の確認			全数									
		(9) 網入ガラスの小口防錆処理確認			全数									
		(10) 輪組及び仕上検討会チェックシートの確認			全数									
	16.3 建具(先行住宅以外の材料)	(1) 材質、形状、機能、性能の確認		施工前	2割程度							16.1	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 鋼製軽量建具 16.6 ステンレス製建具 16.7 木製建具 16.8 建具用金物	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 ステンレス製建具 16.6 木製建具・その他 16.7 建具用金物
(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認			2割程度											
(3) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			2割程度											
16.4 建具(先行住宅以外の施工)	(1) アンカーの状態確認(溶接アンカー間隔)		施工中・施工後	2割程度							16.2	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 鋼製軽量建具 16.6 ステンレス製建具 16.7 木製建具 16.8 建具用金物	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 ステンレス製建具 16.6 木製建具・その他 16.7 建具用金物	
	(2) 枠廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)			2割程度										
	(3) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)			2割程度										
	(4) 組立、作動状態の確認			2割程度										
16.5 ガラス(先行住宅以外の材料)	(1) ガラスの規格、形状、厚さの確認		施工前	2割程度							16.1	16.14 ガラス	16.8 ガラス	
16.6 ガラス(先行住宅以外の施工)	(1) 網入ガラスの小口防錆処理の確認		施工中・施工後	2割程度										
16.7 ガラスブロック(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認		施工前	2割程度							16.1	16.14.5 ガラスブロック積み		
16.8 8.ガラスブロック(施工)	(1) 目地寸法、力量間隔の確認		施工中・施工後	2割程度							16.2			

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
17 カー テン ウ ォ ール 工 事	17.1 カーテンウォール工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	17.2 メタルカーテンウォール(材料)	(1) 金属(規格、材質、形状、寸法、板厚、色)の確認		施工前	2割程度							17.1	17 カーテンウォール工事	
		(2) シーリング、ガラス、断熱材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認		施工前	2割程度									
	17.3 メタルカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度									17.2
		(2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度		施工前	2割程度									
	17.4 メタルカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(躯体付け金物の強度と精度、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認		施工中・施工後	2割程度									17.2
	17.5 PCカーテンウォール(材料)	(1) コンクリート(品質、種類、強度、スランプ、単位水量、割合)の確認		施工前	2割程度									17.1
	(2) 鉄筋(規格、種類、径)の確認		2割程度											
	(3) 補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認		2割程度											
17.6 PCカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度							17.2			
	(2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度			2割程度										
	(3) 鉄筋の組立(配筋状態、継手、定着、かぶり厚さ)の確認			2割程度										
17.7 PCカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(躯体付け金物の強度と精度、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認		施工中・施工後	2割程度							17.2			
18 塗 装 工 事	18.1 塗装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	18.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工中・施工後	全数							18.1 18.2	17章 塗装工事	
		(2) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ)			全数									
		(3) 塗料種類、塗り回数 の確認			全数									
		(4) 外観(色調・塗りむら) の確認			全数									
		(5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認			全数									
18.3 塗装(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工中・施工後	2割程度							18.1			
18.4 塗装(先行住宅以外の施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ)		施工中・施工後	2割程度							18.2	18章 塗装工事		
	(2) 塗料種類、塗り回数 の確認			2割程度										
	(3) 色調・塗りむらの確認			2割程度										
19 仕 上 塗 材 工 事	19.1 仕上塗材工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	19.2 仕上塗材(材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工前	2割程度							15.2	15章5節 仕上塗材仕上げ 18章 仕上塗材工事	
	19.3 仕上塗材(施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ)		施工中・施工後	2割程度									
	(2) 塗料種類、塗り回数 (3) 模様・色調・つやの確認		2割程度 2割程度											

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成26年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
2 0 内 装 工 事	20.1 内装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	20.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 仕上げ材の規格、種類、厚さの確認		施工前 施工中 施工後	全数							19.1 19.2	19.9 断熱・防露	19.11 断熱及び防露 19.3 乾式遮音二重床下地 19.9 せっこうボード、その 他のボード及び合板張り 19.4 複合フローリング張り 19.5 畳敷き 19.6 ビニル床シート 19.7 ビニル床タイル 18.10 壁紙張り
		(2) 断熱範囲の確認			全数									
		(3) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)			全数									
		(4) 乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認			全数									
		(5) 乾式遮音二重床下地材の水廻りパラフィン塗布の確認			全数									
		(6) ボードビスピッチの確認			全数									
		(7) 耐水ボード仕様範囲の確認			全数									
		(8) ボードの仕上り状態(目地通り・不陸・目違い)、異種下地処理の確認			全数									
		(9) 仕上りの確認			全数									
		(10) 輪組及び仕上検討会チェックシートの確認			全数									
	20.3 断熱、防露(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度							19.1	19.9 断熱・防露	19.11 断熱及び防露
	20.4 断熱(施工)	(1) 範囲、厚さの確認		施工中・施工後	2割程度							19.2		
	20.5 乾式遮音二重床下地(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度									19.3 乾式遮音二重床下地
(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)			2割程度											
20.6 乾式遮音二重床下地(施工)	(1) 固定状況の確認		施工中・施工後	2割程度										
	(2) 水廻りのパラフィン塗布の確認			2割程度										
20.7 せっこうボード、その他のボード及び合板張り(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度							19.1			
20.8 せっこうボード、その他のボード及び合板張り(施工)	(1) ボードビスピッチの確認		施工中・施工後	2割程度							19.2	19.7 せっこうボード、その他ボ ード及び合板張り	19.9 せっこうボード、その他 のボード及び合板張り	
	(2) 耐水ボード仕様範囲の確認			2割程度										
	(3) 仕上り状態(目地通り、不陸、目違い)、異種下地処理の確認			2割程度										
20.9 ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り(材 料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、模様 の確認		施工前	2割程度							19.1			
20.10 ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り(施 工)	(1) 下地(乾燥、平滑さ)の確認		施工中・施工後	2割程度							19.2	19.2 ビニル床シート、ビニル床 タイル及びゴム床タイル張り	19.6 ビニル床シート 19.7 ビニル床タイル	
	(2) 仕上り状態(ふくれ、はがれ)の確認			2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
20 内 装 工 事	20.11 カーペット敷き(材料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、模様、防火性能の確認		施工前	2割程度							19.1	19.3 カーペット敷き	
	20.12 カーペット敷き(施工)	(1) 下地面の清掃、接着性の確認		施工中・施工後	2割程度							19.2		
	20.13 合成樹脂塗床(材料)	(1) 規格、種類、色の確認		施工前	2割程度							19.1	19.4 合成樹脂塗床	19.8 合成樹脂塗床
	20.14 合成樹脂塗床(施工)	(1) 下地の確認(不陸・清掃・含水率等)		施工前	2割程度							19.2		
		(2) 塗付け、仕上げの種類確認		施工中・施工後	2割程度									
	20.15 フローリング張り(材料)	(1) 規格、種類、寸法、厚さの確認		施工前	2割程度							19.1	19.5 フローリング張り	19.4 複合フローリング張り
	20.16 フローリング張り(施工)	(1) 仕上げ、養生の確認		施工中・施工後	2割程度							19.2		
	20.17 畳敷き(材料)	(1) 種類、防虫処理の確認		施工前	2割程度							19.1	19.6 畳敷き	19.5 畳敷き
	20.18 畳敷き(施工)	(1) 畳ごしらえ、敷きこみの確認		施工中・施工後	2割程度							19.2		
	20.19 壁紙張り(材料)	(1) 規格、種類、色、模様、防火性能の確認		施工前	2割程度							19.1	19.8 壁紙張り	19.10 壁紙張り
	(2) 接着剤(規格・種類)の確認		2割程度											
20.20 壁紙張り(施工)	(1) 不燃性表示マークの確認		施工中・施工後	2割程度							19.2			
	(2) 仕上り状態(しわ、ふくれ、はがれ)の確認		施工中・施工後	2割程度										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
2 1 部 品 ・ そ の 他 工 事	21.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認		施工前	全数								1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	21.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、材質、種類の確認		施工前 施工中 施工後	全数									20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチンキャビネット	
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			全数										
		(3) 固定状況の確認			全数										
		(4) 可動部の作動確認			全数										
		(5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認			全数										
	21.3 ユニットバス・キッチンキャビネット(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認		施工前	2割程度									20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチンキャビネット	
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			2割程度										
	21.4 ユニットバス・キッチンキャビネット(施工)	(1) 固定状況の確認		施工中・施工後	2割程度									20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチンキャビネット	
		(2) 可動部の作動確認			2割程度										
21.5 手すりユニット(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度								14.8 手すり及びタラップ	20.2.5 手すりユニット 20.2.6 補助手すり		
	(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			2割程度											
21.6 手すりユニット(施工)	(1) 手すりの位置、固定状況、高さの確認		施工中・施工後	2割程度											
21.7 各種部品(材料)	(1) 規格、材質、種類の確認 フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレ ブース、階段滑り止め、床目地樺、黒板及びホワイトボ ード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロール スクリーン、カーテン及びカーテンレール		施工前	2割程度								20.1			
21.8 各種部品(製品、施工)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度								20章 ユニット及びその他の工事			
	(2) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認		施工前 施工中 施工後	2割程度											
	(3) 取付け(躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め)の確認		施工中・施工後	2割程度											

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
2 2 P C 工 法 に よ る 工 事	22.1 PC工事の施工計画	(1) 製造工場の確認		施工前	全数							1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
		(2) 施工計画書の確認			全数									
	22.2 PC工法(材料)	(1) 鉄筋の確認(種類、径、規格証明書、タグプレート)及びトラス筋の確認		施工前	2割程度							20.3.2 材料 20.3.3 製作 20.3.4 養生その他	21章 PC工法による工事	
		(2) コンクリートの配合、強度試験結果確認			2割程度									
	22.3 PC工法(製品)	(1) 検査済み表示の確認		施工前	2割程度									20.2
		(2) 取付け金物(表面処理)の確認			2割程度									
		(3) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認			2割程度									
		(4) ひび割れ・欠損の有無の確認			2割程度									
		(5) 工場製造自主検査記録			2割程度									
	22.4 PC工法(施工)	(1) 組立て位置、建入れ精度(水平・垂直)、ひび割れ・破損の有無の確認		施工中、施工後	2割程度									20.2
		(2) 取付け(躯体付け金物の強度と精度)の確認			2割程度									
		(3) 取付け金物の溶接後の外観、錆止め、超音波探傷試験の確認			2割程度									
(4) スリーブ接合のグラウト充填確認			2割程度											

工事監理標準（電気編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

：全数

：2割程度（標準）

：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
				立会確認		書類確認				
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真
内容		施工前	全数							
内容		施工中 施工後	2割程度							
内容		施工後	2割程度							

対象となる内容 を「目視」()による立会確認により全数について行う。

対象となる内容 を、「目視」()又は「計測」()による立会確認及び「施工記録書」()又は「工事写真」()による書類確認によって2割程度について確認を行う。

対象となる内容 を、機材等の規格毎に「目視」()又は「計測」()による立会確認及び「施工記録書」()又は「工事写真」()による書類確認によって2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
1 ・ 一 般 共 通 事 項	1.1 機材	(1) 規格、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料の確認(認定を受けた材料含む)		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	1.1 機材	【一般共通事項 1.4.2】 機材の品質等 【一般共通事項1.4.3】 機材の搬入 【一般共通事項1.4.4】 機材の検査等 【一般共通事項1.4.5】 機材の検査に伴う試験	【総則編1.5機材】 【電気編1.1.7】 機材の確認及び試験 【電気編1.2.2】 現場塗装の種類及び工法		
	1.2 施工	(1) 認定を受けた工法、屋ぐい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		施工前・施工中・施工後	全数	—	—	—	—	—	—	—	—	1.2 施工	【一般共通事項1.5.2】 一工程の施工の確認及び報告	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告	
		(2) 資格(電気保安技術者)の確認		施工前・施工中	全数									1.2 施工	【一般共通事項1.3.2】 電気保安技術者		
		(3) 完成状態(据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理)、機器の個別運転試験、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整(遠方発停・インターロック・故障表示を含む)の確認		施工前・施工中・施工後	全数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.2 施工	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
		(4) 関連工事の確認(土工事、地盤工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨(鋼材)工事は建築工事に準ずる)		施工前・施工中・施工後	全数										1.2 施工	【一般共通事項1.5.2】 施工の立会い等 【一般共通事項2.2.1】 一般事項 【一般共通事項2.4.1】 一般事項 【一般共通事項2.6.1】 一般事項	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
		(5) 【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.5】「施工の確認及び報告」の2に示す事項の施工が設計図書に適合することの確認		施工前・施工中・施工後	全数												【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
	1.3 材料及び施工品質	(1) 製作図の確認(露出部、見えがかり部の塗装色、ハンドホールの性能規格、ボール灯の強度計算含む)		製作前	全数											【電気編1.1.9】 製作図面の提出	
		(2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)		製作前	全数											【電気編1.1.11】 取扱説明書	
	1.4 試験	(1) 性能試験に係る確認(絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗など【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.8】「工事の試験」に示す事項の試験)		施工後	全数	—				—				1.3 試験	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等 【一般共通事項1.5.4】 施工の検査に伴う試験	【電気編1.1.8】 工事の試験	
		(2) 総合性能機能試験に係る確認(停電復合、防災総合、自動制御設備総合、中央監視盤設備総合、セキュリティ設備、水循環設備総合(関連工事間の運動制御)、計量総合)		施工後	全数	—					—				1.3 試験	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等 【一般共通事項1.5.4】 施工の検査に伴う試験	【電気編1.1.8】 工事の試験

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
2 ・ 電 力 設 備 工 事	2.1 機材	(1) 電線類の確認 ・電線類(規格・種類・太さ) ・バスダクト及び附属品(規格・種類・容量・プラグイン) ・ライティングダクト(規格・種類・容量)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験			
		(2) 電線保護物類の確認 ・金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ) ・プルボックス、金属ダクト、トラフ(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・エキスパンションジョイント)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験		
		(3) 配線器具(規格、種類、容量)の確認		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材			
		(4) 照明器具(規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色)の確認 ・質量の大きい機器及び取付け方法の特殊な機器の取付け(取付け詳細図の確認)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験	[電気編2.30.3] 機器の取付け及び接続	
		(5) 分電盤(規格、材質、寸法)の確認 ・OA盤の分電盤部(端子盤部)、実験盤、開閉器箱含む ・耐熱形分電盤の耐熱性能含む		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験		
		(6) 制御盤(規格、材質、寸法、換気装置) ・電気自動車用充電装置含む(器具類の試験を除く) ・消防防災用制御盤の耐熱性能含む			2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験	
		(7) 電熱装置(温度検出部、降電検出部、水分検出部)の確認 ・発熱線等含む		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験		
		(8) 電保護設備の確認 ・突針支持管(規格・材質・形状・寸法) 構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・引下げ導線(材質・種類・寸法)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験		
		(9) 接地の確認 ・接地端子箱(材質・種類・形状・寸法) ・埋設槽(材質・文字)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材			
		(10) 外装材料の確認 ・電柱(規格・種類・寸法・積載荷重) ・表柱材料(規格・材質・種類・寸法) ・がいし(規格・種類・寸法) ・地中ケーブル(種類・太さ) ・マンホール、ハンドホール(形状・寸法・配筋・埋設槽・ケーブル支持材・耐荷重) 耐荷重は各種類ごとの強度計算書(床板・側板・底板)、配筋図及び鉄筋の規格証明書、コンクリートの計画調合書の確認		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1 機材	[電力設備工事1.20.1] 試験	[気編2.28.3] マンホール及びハンドホールの敷設	
2.2 施工	(1) 共通事項の確認(先行住宅、共用部分) ・電線、ケーブルの接続(端処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取合い ・高圧ケーブルの接続及び端処理の確認			施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い		
	(2) 電線類及び電線保護物類の確認 ・電線(種類・太さ) ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)				施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	
	(3) ケーブル配線の確認 ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)				施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
2 ・ 電 力 設 備 工 事	2.2 施工	(4) 架空配線の確認 ・支柱(位置・根入れ深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)		施工前・施工中 施工後	2割程度	○	○	○			○	○	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い		
		(5) 地中配線の確認 ・掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール・ハンドホール(根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防蟻・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及びび水管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設 標識シート)		施工前・施工中 施工後	全数 2割程度							—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	
		(6) 接地の確認 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ)の確認 ・接地極の埋設方法の確認(接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証) ・D種接地及びC種接地の表示の指示		施工前・施工中 施工後	全数	—	—					—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	[電気編2.29.14] 接地極位置等の指示
		(7) 電灯・コンセント設備の確認 ・照明器具(脱落防止措置) ・コンセント(接地極の位置・防水形コンセントの形状) ・屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認		施工前・施工中 施工後	全数 2割程度	○	○					—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	
		(8) 動力設備の確認 ・配線(電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態) ・機器(操作・保守スペース・相回転)		施工前・施工中 施工後	全数 2割程度	○	○					—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	
		(9) 電熱設備の確認 ・発熱線(温度上昇・止水処理)		施工前・施工中 施工後	全数 2割程度	○	○					—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	
		(10) 電保護設備の確認 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ) ・受電部(取付け・接続) ・引下げ導線・避雷導線(接続)		施工前・施工中 施工後	全数	—	—					—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い	
	(11) 据付け(アンカーボルト・点検スペース・防振措置)の確認		施工後	全数	—	—					—	—	2.2 施工	[電力設備工事2.18.1] 施工の立会い		
	2.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認		施工後	全数										[電力設備工事2.18.2] 施工の試験	
		(2) ハンドホール内含む外壁貫通部の防水処理方法及びケーブル敷設状況(材料及び施工方法)の確認		施工前・施工中 施工後	全数 2割程度										[電力設備工事2.18.2] 施工の試験	
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認		施工前・施工中 施工後	全数 2割程度										[電力設備工事2.18.2] 施工の試験	
2.4 試験	(1) 各種試験に係る確認 ・照明器具(点灯・照度測定(測定箇所の指示)・照明制御装置の総合動作試験) ・コンセント(極性・回路) ・分電盤・制御盤、OA分電盤、開閉器箱(動作特性・シーケンス・外観・構造) ・動力設備(相回転・発停・連動・インターロック・警報回路の動作・限時継電器及び保護継電器の制定・電流計赤指針の設定)		施工後	全数	—	—				—			2.3 試験	[電力設備工事2.18.2] 施工の試験		
	(2) 電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験による確認 ・抵抗値の計測確認及び動作状況の確認 ・絶縁耐力試験 ・発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験		施工後	全数	—	—								[電力設備工事2.18.2] 施工の試験		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
3 ・ 受 変 電 設 備 工 事	3.1 機材	(1) 規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認 保護継電器の整定等 保護継電器(地絡、過電流)の保護協調曲線の確認		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	3.1 機材	[受変電設備工事2.3.2] 保護継電器の整定等		
		(2) ダクト、ラックその他の工作物の塗装色の協議		施工前	2割程度										[電気編3.12.5] 塗装	
	3.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防護措置			施工後	全数	—	—				—	—	3.2 施工	[受変電設備工事2.3.1] 施工の立会い	
		(2) 配線の確認 ・機器への接続			施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度								3.2 施工	[受変電設備工事2.3.1] 施工の立会い	
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) 埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認			施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○		[受変電設備工事2.3.1] 施工の立会い	
	3.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認			施工後	全数										
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認			施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度										
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認			施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度										
	3.4 試験	(1) 各種試験計測の確認 ・配線遮断器、計器、継電器、遮断機、変圧器、コンデンサ、避雷器(動作・温度)			施工後	全数	—	—			—			3.3 施工		
		(2) 受変電設備の機材単体の試験 構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、接地抵抗)			施工後	全数										[電気編3.11.1] 機材の試験
		(3) キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験			施工後	全数									[受変電設備工事1.14.1] 試験	[電気編3.11.1] 機材の試験
		(4) 工事の試験に係る確認			施工後	全数										[電気編3.15.1] 工事の試験
	3.5 受変電設備用付属品	(1) 自家用電気室用付属品の確認 掲示板の記載内容の指示			引渡し前	全数										[電気編3.10.3] 自家用電気室用付属品

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
4 (電力貯蔵設備工事)	4.1 機材	(1) 規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認確認		施工前	全数	—	—		—	—	—	4.1 機材				
	4.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置		施工後	全数	—	—				—	—	4.2 施工			
		(2) 配線の確認 ・機器への接続		施工前・施工中 ・施工後	全数	—	—				—	—	4.2 施工			
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○		[電力貯蔵設備工事3.3.1] 施工の立会い		
	4.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認		施工後	全数											
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数											
			2割程度													
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数											
	2割程度															
	4.4 試験	(1) 直流電源装置(動作)の試験に係る確認		施工後	全数	—	—			—			4.3 試験	[電力貯蔵設備工事2.3.1] 試験		
(2) 交流無停電電源装置(並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間)の確認			施工後	全数	—	—			—			4.3 試験				
(3) 直流電源装置(動作)、UPSの試験に係る確認 ・構造試験、性能試験(電圧電流特性、効率、耐電圧、動作、UPS容量)			施工後	全数									[電力貯蔵設備工事2.3.1] 試験	[電気編4.4.1] 機材の試験		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
5 発 電 設 備 工 事	5.1 機材	発電装置の確認 共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離、配管材料(規格・材質・太さ) 発電機 (1) ・規格、形式 ・原動機 ・規格、形式、構造 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	5.1 機材				
		(2) 補機附属装置(規格、材質、寸法)の確認		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	—	5.1 機材			
	5.2 施工	据付けの確認 ・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続 (1) ディーゼル発電装置等の施工(基礎の強度)の確認 ・基礎コンクリート打設前に基礎図の協議			施工後	全数	—	—						5.2 施工		【電気編5.13.1】 基礎	
		配管・配線の確認 ・配管(接続、支持、防振線手) ・電線類(規格・種類・太さ) ・機器への接続 (2)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○		5.2 施工			
		共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認 (3)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○				【発電設備工事2.7.1】 施工の立会い	
	5.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認			施工前・施工中 ・施工後	全数											
			2割程度														
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数												
	(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数													
	(2) 2割程度																
5.4 試験	(1) 始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定に係る確認			施工後	全数	—	—						5.3 試験		【発電設備工事2.7.2】 ディーゼル発電設備等の試験		
	現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定に係る確認 ・各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認 ・原動機と発電機を組合せた状態の性能試験(過回転耐力試験、調速機試験、保安装置試験、始動停止試験、速度特性試験、負荷試験、燃料消費率試験) (2) ・原動機、配電盤、補機付属装置、防災電源、系統連系、燃料電池発電装置、熱併給発電装置(コージェネレーション装置)の確認 ・小出力発電装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力率(連系運転時)、交流出力電流・電圧ひずみ率(連系・自立運転時)、保護装置特性、単独運転検出機能)			施工後	全数									【発電設備工事1.10.1】 ディーゼル発電装置等の試験 【発電設備工事1.10.2】 燃料電池発電装置の試験 【発電設備工事1.10.3】 熱併給発電装置の試験 【発電設備工事1.10.6】 小出力発電装置の試験			
	太陽光発電装置の確認 ・最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合の工事の試験 太陽光発電装置の機器単体試験 ・JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定されている強度(構造耐力上安全である旨の計算書等)の確認 (3) ・太陽光発電装置の試験 太陽光発電装置の施工の試験 ・構造試験、性能試験(電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性)、機能試験(総合動作) 太陽光発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・構造試験(外観、外形寸法、構造)		施工後	全数										【電気編5.8.1】 一般事項 【電気編5.11.1】 機器単体試験 【電気編5.16.2】 太陽光発電装置の試験			

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.4 試験	(4) ディーゼル発電装置、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の機器単体試験 ・製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることの確認 ・JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機、及びJEC2131「ガスタービン駆動同期発電機」による性能試験 ・原動機、配電盤及び補機附属装置等の試験 ディーゼル発電装置等の現地総合試験 ディーゼル発電装置等工事の現地総合試験に係る確認 ディーゼル発電装置等の騒音測定の確認(測定箇所の指示)		施工後	全数								【発電設備工事1.10.1】 ディーゼル発電装置等の試験	【電気編5.10.1】 機器単体試験	
		(5) 風力発電装置の試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗、絶縁耐力、運転試験、保護装置試験、動作試験、騒音)、機能試験(総合動作) 風力発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認		施工後	全数								【発電設備工事1.10.5】 風力発電装置の試験	【電気編5.12.1】 風力発電装置の試験 【電気編5.16.3】 風力発電装置の試験	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
(情報6 設・備 通 工 事 ・ 情 報 災 害 防 災 設 備 工 事)	6.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	6.1 機材				
		(2) 電線保護物の確認 :金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属編び(規格・種類・太さ) :プルボックス(材質・形式・構造・寸法) :ケーブルラック(規格・材質・寸法)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	6.1 機材			
		(3) 配線器具の確認 :通信用プラグユニット、コネクタ(規格・形式)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	6.1 機材			
		(4) 端子盤・機器収納ラックの確認 :規格、材質、寸法、木板厚 :端子類(規格・種類)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	6.1 機材			
		(5) 自動火災報知装置の確認 :受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	6.1 機材			
		(6) ガス漏れ火災警報装置の確認 :受信機、検知器(構成)		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	6.1 機材			
		(7) その他の装置(案内情報通信網装置、案内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管理装置、防犯・入退室管理装置(構成))の確認 :インターホンオートアロック装置(動作フローチャート及びインターホン配線図の確認) :テレビ・FM共同受信設備(アンテナ位置並びに特殊アンテナの必要性若しくは受信良否、衛星放送電波到来方向の仰角及び方位角付近の障害物の確認) :防犯カメラ設備(荷重の大きい防犯カメラ及び取付方法が特殊な防犯カメラの取付詳細図の確認) :案内交換設備(電話機取付位置の協議) :情報表示設備(荷重の大きい情報表示設備及び取付方法が特殊な情報表示設備の取付詳細図の確認) :映像・音響設備(荷重の大きい映像・音響設備及び取付方法が特殊な映像・音響設備の取付詳細図の確認) :誘導支援設備(検出部の取付詳細図の確認)		施工前	2割程度	—	—	—	—	—	—	—	6.1 機材	[通信・情報設備工事2.14.2] 機器の据付け [通信・情報設備工事2.15.2] 機器の取付け [通信・情報設備工事2.16.2] 機器の取付け [通信・情報設備工事2.21.2] 機器の取付け	【電気編6.10.2】 機器 【電気編6.24.1】 アンテナ設置 【電気編6.30.2】 施工	
		(8) テレビ電波障害防除設備の確認(事前調査の地点の協議)		施工前	全数	—	—	—	—	—	—	—	—	[通信・情報設備工事2.20.2] 事前調査	【気編6.25.9】 事前調査	
	6.2 施工	(1) 共通事項の確認(先行住宅、共用部分) :電線・ケーブルの接続(端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) :電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) :電線の色別(電気方式・接地線) :関連工事との取り合い(立会い箇所の指示)		施工後	2割程度	○	○	○				○	○	6.2 施工	[通信・情報設備工事2.28.1] 施工の立会い	
		(2) 電線類及び電線保護物の確認 :隔べい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) :管の接続(管相互・異種管) :位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)		施工前・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	6.2 施工		
		(3) ケーブル配線(光ファイバーケーブルを除く)の確認 :ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) :二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) :二重床内配線(損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止)		施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	6.2 施工		
		(4) 光ファイバーケーブル配線(屈曲半径・支持・固定、防護処置、張力、止水処理)の確認		施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	6.2 施工		
		(5) 床上配線(ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護)の確認		施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	6.2 施工		
(6) 架空配線の確認 :懸柱(位置・埋入れ深さ・根かせ位置) :架線(太さ・離隔・ちよう梁の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) :支線(許容張力・支線ガード)		施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	6.2 施工				

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
(情報6 設 備 通 工 事 ・ 情 防 災 設 備 工 事)	6.2 施工	(7) 地中配線 ・ 掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・ マンホール、ハンドホール(掘切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防護・用途表示) ・ 管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設標識シート)		施工前・施工中 ・ 施工後	全数								6.2 施工				
					2割程度	○	○										
		6.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認			施工後	全数										
							2割程度										
							全数										
	6.4 試験	(1) 構内情報通信網(送受信機能・通信機能)の各種試験に係る確認 ・ 情報設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・ LAN設備の試験調整及び外部接続(各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認) ・ 構内情報通信網装置の形式試験(構造、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(動作)) ・ UTPケーブル伝送品質の測定 ・ パケット送受信機能(試験箇所の指示)			施工後	全数					—			6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1] 試験 [通信・情報設備工事2.28.2] 施工の試験		
						2割程度	○	○									
		(2) 構内交換(基本機能・サービス機能・付加サービス機能)の各種試験に係る確認 ・ 電気通信回線に接続する端末機器(電気通信事業法に適合する旨を証明する資料の確認) ・ 構内交換装置の試験				施工後	全数					—			6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1] 試験 [通信・情報設備工事2.28.2] 施工の試験	
							2割程度										
	(3) 拡声、情報表示、誘導支援(動作)の各種試験に係る確認 ・ インターホンオートドアロック設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・ マルチサイン装置の構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧、防水)、機能試験(総合試験) ・ 出退表示装置の構造試験、性能試験(電圧変動、温度上昇、絶縁抵抗、耐電圧、動作)、機能試験(総合試験) ・ 時刻表示装置の構造試験、性能試験(出力信号、調計、絶縁抵抗、耐電圧、消費電流、精度、コイルの直流抵抗、電圧変動、防水、子時計の極性・動作、時刻補正機構、警報機構)、機能試験(総合試験) ・ 映像・音響装置及び拡声装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、出力、絶縁抵抗、耐電圧、動作、インピーダンス、残響時間、伝送周波数特性)) ・ 誘導支援装置の形式試験(構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、動作)、機能試験(総合試験)) ・ 情報表示(時刻表示)設備の試験				施工後	全数					—			6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1] 試験 [通信・情報設備工事2.28.2] 施工の試験	【電気編6.10.2】 機器 【電気編6.27.2】 施工	
						2割程度											
						全数											
(4) テレビ(出力レベル・電界強度)の各種試験に係る確認 ・ テレビ・FM共同受信設備のテレビ画像品位及び音質・出力レベル(ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認) ・ テレビ電波障害防除設備の形式試験(電界強度、構造試験、性能試験(特性))				施工後	全数								6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1] 試験 [通信・情報設備工事2.28.2] 施工の試験	【電気編6.25.8】 試験		
					2割程度												
(5) 監視カメラ(視界・画質・操作・映像切替)の各種試験に係る確認 ・ 防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度の確認) ・ 監視カメラ装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験))				施工後	全数								6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1] 試験 [通信・情報設備工事2.28.2] 施工の試験	【電気編6.30.2】 施工		
					2割程度												

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
(情報・6 設・通 工事・情 報設 備工 事)	6.4 試験	駐車場管制、防犯、防犯(動作)の各種試験に係る確認 ・駐車場管制装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、動作、防水)、機能試験(総合試験) (6) ・防犯・入退室管理装置の構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、検出動作)、機能試験(総合動作試験)		施工後	全数	—	—							6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1]試験 [通信・情報設備工事2.28.2]施工の試験		
		自動火災報知、ガス漏れ火災報知(動作)の各種試験に係る確認 ・防災設備の総合動作 (7) ・自動火災報知装置、自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)、非常警報装置(非常ベル、自動式サイレン)及びガス漏れ火災警報装置(関係法令に適合する旨を証明する資料の確認) ・煙感知器動作、自動閉鎖装置動作、運動制御器動作		施工後	全数	—	—								6.3 試験	[通信・情報設備工事1.21.1]試験 [通信・情報設備工事2.28.2]施工の試験	
		光ファイバーケーブル配線(接続損失)の試験に係る確認 ・光ファイバーケーブル伝送損失の測定 (8)		施工後	全数 2割程度		○	○							6.3 試験	[通信・情報設備工事2.28.2]施工の試験	
		端子盤・機器収容ラック等の試験に係る確認 (9) ・通信用SPDの試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗) ・接地抵抗の測定		施工後	全数	—	—										[通信・情報設備工事1.21.1]試験

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)					
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)			
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真		
7 ・ 中 央 監 視 制 御 設 備 工 事	7.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認		施工前	2割程度	—	—						7.1 機材				
		(2) 警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置(構成)の確認		施工前	全数	—	—							7.1 機材			
	7.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置			施工後	全数	—	—						7.2 施工			
		(2) 配線の確認 機器への接続 ・配線の確認 ・共用部分の配管(埋込み配管、隠蔽配管)・配線施工(電線・ケーブル接続) ・関連工事との取合い(立会い箇所の指示)			施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	7.2 施工	【中央監視制御設備工事 2.3.1】 施工の立会い		
	7.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認			施工後	全数											
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認			施工前・施工中 ・施工後	全数											
			2割程度														
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認			施工前・施工中 ・施工後	全数											
	2割程度																
	7.4 試験	(1) 監視制御装置(動作)の確認			施工後	全数	—	—						7.3 試験			
(2) 構造試験及び性能試験(各種試験の計測)に係る確認 ・中央監視制御装置の試験(機器単体の試験) ・警報盤の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) ・監視制御装置の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験)) ・光ファイバケーブル伝送損失の測定				施工後	全数									【中央監視制御設備工事 2.3.2】 施工の試験 【電力設備工事2.18.2】 施工の試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	【電気編8.5.1】 試験		

工事監理標準（機械編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な監理項目・確認数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格证、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

- ：全数
- ：2割程度（標準）
- ：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
				立会確認		書類確認					
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真	
内容		施工前	全数								
内容		施工中 施工後	2割程度								
内容		施工後	2割程度								

対象となる内容 を「目視」()による立会確認により全数について行う。

対象となる内容 を、「目視」()または「計測」()による立会確認および「施工記録書」()または「工事写真」()による書類確認によって、それぞれ2割程度について確認を行う。

対象となる内容 を、機材等の規格毎に「目視」()または「計測」()による立会確認および「施工記録書」()または「工事写真」()による書類確認によって、それぞれ2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)					
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)			
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真						
一般 共通 事項	1.1	工事受注者の品質管理基準の確認	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数											総 1.4.2 施工計画書等	
	1.2	契約に関する届出書類の確認	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数												総 1.1.8 技術者名簿の提出等
			(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)		施工前 施工中	全数												
	1.3	実施工程表	(1) 実施工程表の確認		工事着手前	全数												総 1.4.1 実施工程表 機 1.1.7 施工計画書等
	1.4	総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書(品質計画含む)の確認		工事着手前	全数												総 1.4.2 施工計画書等 機 1.1.7 施工計画書等
	1.5	施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前 施工中	全数												総 1.1.9 施工体制台帳の提出等
	1.6.1	機材(一般共通)	(1) 設計図書に定める品質及び性能を有することの確認	機材搬入前	全数								給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各章による
			(2) 規格(認定を受けた材料を含む)の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各章による
			(3) 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各章による
			(4) ホルムアルデヒド等の発散の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.1 環境への配慮 機 1.1.3 機材
			(5) 防火区画貫通部に用いる材料(認定を受けた材料)の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 1.1					
	1.6.2	機材(配管材料)	(1) 仕様、性能の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
			(2) 管及び継手(規格・材質・用途・構造)の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
			(3) 管端防食継手(規格・材質・種類・形式・構造・鍍別塗装)の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
	1.6.3	機材(配管付属品)	(1) 一般用弁及び栓(規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力)の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
			(2) 量水機(方式・用途・検定の合格)の確認	機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
			(3) スリーブ(材質・寸法・施工部位・貫通部の外径)の確認	施工前	全数								給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
			(4) 防食材(規格・仕様・材質・厚さ)の確認	施工前	全数								給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
			(5) 鍍用材(仕様・材質・仕上げ・支持強度)の確認	施工前	全数								給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
	1.6.4	機材(計器その他)	(1) 規格、材質、取付け配管用途、構造、破壊時の流出防止構造、使用圧力、温度の確認	施工前	全数								給排水空調 2.1-3)	1.4.2 機材の品質等				総 1.5.2 機材の品質等
1.6.5	機材(機材の搬入)	(1) 機材の検査	機材搬入時	2割程度								給排水空調・昇降機 1.1他各項目による	1.4.5 機材の検査等					
1.7	施工(工法)	(1) 認定を受けた工法の確認		施工前	全数							給排水空調 1.2-1)						
1.8	製作図・施工図	(1) 使用する機器の製作図面の確認(露出部、見えがかり部の塗装色を含む)	機材搬入前	全数										1.2.3 施工図等 1.4.2 機材の品質等			機 1.1.5 製作図面の提出	
		(2) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認	施工前	全数										1.2.3 施工図等			総 1.4.3 施工図等	
1.9	完成図その他	(1) 完成工事との整合及び保全に関する資料(目録を含む。)の確認		完成時	全数												1.7.1 完成時の提出書類 1.7.3 保全に関する資料	機 1.1.6 完成図その他
		(2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)		完成時	全数													1.7.1 完成時の提出書類 1.7.3 保全に関する資料

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
衛生器具設備工事	2.1 機材(衛生器具)	(1) 規格、仕様、種類、仕上げの確認		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	2.2 施工(器具付け、接続)	(1) 取付け状態、管との接続状態、水量調整の確認		器具取付け後	全数								給排水空調 5.2 - 1)・1.3 - 1)	1.3.2 総合調整		
					2割程度											
		(2) アンカーボルト取付けの確認			器具取付け後	全数								給排水空調 5.2 - 2)		
2割程度																
給水設備工事	3.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 2)	1.4.2 機材の品質等	機 3.2.15 給水システム 総 1.5.2 機材の品質等	
	3.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 4)	1.4.2 機材の品質等	機 3.2.19 水槽 総 1.5.2 機材の品質等	
	3.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)			先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)			配管完了後	全数										
		(3) 風べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認			配管完了後 機器据付け後	全数								給排水空調 1.2 - 1)		
						2割程度										
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理)の確認			配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		機 3.3.4 吊り及び支持
		(5) 鋼管ねじ精度の確認			ねじ加工時	2割程度										機 3.3.3 管の接合
		(6) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認			配管完了後 (釘打ち完了後)	2割程度										機 3.3.1 配管工法
		(7) ウォーターハンマー防止の措置の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 4)		
		(8) 建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認			配管完了後	全数								給排水空調 2.1 - 4)		
	(9) 伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所の確認			配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 4)			
	3.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の筋付け等の確認			配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		機 3.3.3 管の接合
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
		(3) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
		(4) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
	3.2.3 施工(埋設配管)	(1) 給水管と排水管の位置、点検口柵の設置、衝撃防護措置の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 7)		
		(2) 埋設深さ、地中埋設標、地中埋設テープの確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 7)		
		(3) 防食処理の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 7)		
	3.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認			施工後	全数								給排水空調 1.2 - 2)		
2割程度																
(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認				施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)			
(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)				

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
給水設備 工事	3.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防護措置の確認		施工後	全数								給排水空調 5.2 - 2)		
		(2) 据付け状態、保角距離及び保守管理距離の確認		施工後	全数								給排水空調 1.2 - 2)・5.2 - 2)		
	3.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)		施工後	全数 2割程度								給排水空調 2.1 - 9)		機 3.3.7 試験、消毒
		(2) 通水試験の確認		器具取付け後 泥吐き完了後	全数 2割程度								給排水空調 2.1 - 9)		機 3.3.7 試験、消毒
		(3) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認		機器据付け後	全数								給排水空調 5.1 - 2)	1.4.6 機材の検査に 伴う試験	機 3.3.7 試験、消毒
		(4) 機器類の騒音測定の確認		機器据付け後	全数								給排水空調 1.3 - 1)	1.3.2 総合調整	機 3.3.7 試験、消毒
		(5) 戸別給水用減圧弁の2次側の圧力測定の確認		施工後	全数										機 3.3.7 試験、消毒
(6) 水質試験の確認		施工後	全数								給排水空調 1.3 - 1)	1.3.2 総合調整	機 3.3.8 水質試験		
排水・ 通気設備 工事	4.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数							給排水空調 5.1 - 2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	4.1.2 機材(排水金具)	(1) 規格、材質、構造、仕上げ、トランプの防水深さ及び有効面積の確認		機材搬入前	全数							給排水空調 5.1 - 7)	1.4.2 機材の品質等		
	4.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)		先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)		配管完了後	全数										
		(3) 隠ぺい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		配管完了後 機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 1.2 - 1)		
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・撤れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		機 4.3.5 吊り及び支持
		(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		機 4.3.2 勾配
	4.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
		(2) 接合の確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
		(3) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
	4.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 1.2 - 2)		
(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)			
(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)			
4.3 試験・検査	(1) 濡れ、結りの確認(漏洩試験)		施工後	全数								給排水空調 2.1 - 9)		機 4.3.7 試験、検査	
	(2) 排水、通気配管(満水・通水試験)の確認		施工中 施工後	全数 2割程度								給排水空調 2.1 - 9)		機 4.3.7 試験、検査	
	(3) 洗濯機用排水パンの目金締め付部分からの漏水がないことの確認		機器据付け後	全数								給排水空調 2.1 - 9)		機 4.3.7 試験、検査	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
給湯設備 工事	5.1 機材(給湯機器)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	5.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)		先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)		配管完了後	全数										
		(3) 漏れい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		配管完了後 機器据付け後	全数								給排水空調 1.2 - 1)		
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・撤れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		機 5.3.3 吊り及び支持
		(5) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認		配管完了後 (釘打ち完了後)	2割程度										機 5.3.1 配管工法 (機 3.3.1 配管工法)
		(6) ウォーターハンマー防止の措置の確認		施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 4)		
	5.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の据付け等の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		機 5.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
	5.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認		施工後	全数								給排水空調 1.2 - 2)		
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)		
	5.2.4 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認		施工後	全数								給排水空調 5.2 - 2)		
		(2) 据付け状態、保角距離の確認		施工後	全数								給排水空調 1.2 - 2)・5.2 - 2)		
	5.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)		施工後	全数								給排水空調 2.1 - 9)		機 5.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消毒)
				2割程度											
		(2) 通過試験、機器作動試験の確認		機器据付け後	全数								給排水空調 1.2 - 2)・2.1 - 9)		機 5.3.5 試験、検査
		(3) 浴槽の湯張り試験を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことの確認		浴槽据付け後	全数										機 5.3.5 試験、検査
					2割程度										

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
消 火 設 備 工 事	6.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	6.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 4)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	6.1.3 機材(消火機器)	(1) 規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げの確認		機材搬入前	全数								給排水空調 5.1 - 5)	1.4.2 機材の品質等		
	6.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)			先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)			配管完了後	全数										
		(3) 覆べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認			配管完了後 機器据付け後	全数								給排水空調 1.2 - 1)		
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・揺れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理)の確認			配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		機 6.3.3 支持間隔 (機 3.3.4 吊り及び支持)
		(5) 網管ねじ精度の確認			ねじ加工時	2割程度										機 6.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(6) 建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認			配管完了後	全数								給排水空調 2.1 - 4)		
	6.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
		(2) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
	6.2.3 施工(埋設配管)	(1) 埋設深さ、地中埋設深の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 7)		
		(2) 防食処理の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 7)		
	6.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認			施工後	全数								給排水空調 1.2 - 2)		
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)		
		(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)		
	6.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物の確認			施工後	全数								給排水空調 5.2 - 2)		
		(2) 据付け状態、防振措置、保有害距離の確認			施工後	全数								給排水空調 1.2 - 2)、5.2 - 2)		
6.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)			施工後	全数								給排水空調 2.1 - 9)		機 6.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消毒)	
	(2) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認			機器据付け後	全数								給排水空調 5.1 - 2)	1.4.6 機材の検査に 伴う試験	機 6.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消毒)	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
ガス 設 備 工 事	7.1 機材(ガス工事機材)	(1) 都市ガス設備(規格・仕様・材質・種類・製造)の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 6.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
		(2) 液化石油ガス設備(規格・材質・種類・仕上げ)の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 6.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	7.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)			先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)			配管完了後	全数										
		(3) 風べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認			配管完了後 機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 1.2-1)		
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・絶縁処理)の確認			配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1-6)		機 7.2.10 吊り及び支持 (機 3.3.4 吊り及び支持)
		(5) 建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認			配管完了後	全数								給排水空調 2.1-4)		
		(6) 絶縁管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所の確認			配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1-4)		
	7.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1-5)		
		(2) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認			施工中	2割程度								給排水空調 2.1-5)		
	7.2.3 施工(埋設配管)	(1) 地中埋設種、地中埋設テープの確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1-7)		
	7.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認			施工後	全数 2割程度								給排水空調 1.2-2)		
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1-8)		
		(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認			施工後	2割程度								給排水空調 2.1-8)		
	7.2.5 施工(機器)	(1) アンカーボルト取付け、防振措置、保有害距離の確認			施工後	2割程度								給排水空調 1.2-2)-5.2-2)		
7.2.6 施工(都市ガス設備)	(1) 取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態			施工後	2割程度								給排水空調 6.2-1)			
	(2) 非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理の確認			施工後	2割程度								給排水空調 6.2-1)			
7.2.4 施工(液化石油ガス設備)	(1) 取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置の確認			施工後	全数								給排水空調 6.2-2)			
	(2) 防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理の確認			施工後	2割程度								給排水空調 6.2-1)			
7.3 試験・検査	(1) 配管(気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火)の確認			施工後	全数								給排水空調 6.3		機 7.2.16 試験、検査 機 7.3.11 試験、検査	
さく井 設 備 工 事	8.1 一般事項	(1) 掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径の確認		施工中	全数								給排水空調 7.1	1.1.1 一般事項	機 8.1.1 一般事項	
		(2) 電気検漏器、ケーシングとスクリーンの種類及び据付け、砂利充てん、漏水状態、泥水濃度の確認		施工中	全数								給排水空調 7.1	1.1.1 一般事項	機 8.1.1 一般事項	
	8.2 施工(スクリーン)	(1) スクリーンの据付け位置の確認		施工中	2割程度								給排水空調 7.1	2.1.4 スクリーン	機 8.2.4 スクリーン	
8.3 試験・検査	(1) 揚水(予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復)、水量の確認			施工後	全数 2割程度								給排水空調 7.2	1.3.2 総合調整	機 8.2.8 揚水試験 機 8.2.9 水質試験	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
浄 化 槽 設 備 工 事	9.1.1 機材(現場施工型浄化槽)	(1) 材質、構成、型式、構造、防錆処理の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 8.1 - 1)	1.4.2 機材の品質等	
	9.1.2 機材(ユニット型浄化槽)	(1) 材質、構成、寸法の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 8.1 - 2)	1.4.2 機材の品質等	
	9.2 施工	(1) 配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態の確認		施工後	2割程度								給排水空調 8.2		
	9.3 試験・検査	(1) 水廻り、漏水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 8.3	2.2.2 試験	機 9.2.35 試験
10. 暖 冷 房 設 備 工 事	10.1 機材(空調機器)	(1) 規格、仕様、性能、材質、板厚の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 3.1 - 1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	10.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)		先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)		配管完了後	全数										
		(3) 風べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		配管完了後 機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 1.2 - 1)		
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・覆れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		機 10.3.3 支持間隔
		(5) 配管の勾配の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 6)		
	10.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の据付け等の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		機 10.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
		(3) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1 - 5)		
	10.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 1.2 - 2)		
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度								給排水空調 2.1 - 8)		
	10.2.4 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防護措置の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 3.2 - 1)		
	10.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧(空気圧)を加え、配管及び接続部に漏れのないことの確認(水圧試験等)		機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 2.1 - 9)		機 10.3.10 試験、検査
		(2) 冷媒配管の耐圧試験の確認		機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 2.1 - 9)		
(3) システムを運転し、機器が正常に作動すること並びに機器及び配管接続部周辺に漏れ等のないことの確認			機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機10.3.11 総合調整	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
11.換気設備工事	11.1.1 機材(ダクト・ダクト付属品)	(1) 仕様、性能、規格、材質、厚さの確認		機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-1)・3.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(2) 管及び継手(規格・材質・用途・構造)の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(3) 可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 3.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	11.1.2 機材(制気口及びダンパー)	(1) 材質、構造、寸法、板厚、色、開口率、作動温度、緩衝材の有無の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 3.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	11.1.3 機材(機器類)	(1) 規格、仕様、性能、材質、板厚の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 3.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	11.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)		先行住宅の 軸組完了時	全数										
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)		配管完了後	全数										
		(3) 塵べい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		配管完了後 (機器据付け後)	全数 2割程度								給排水空調 1.2-1)		
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1-6)		機 11.3.2 支持間隔
		(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認		配管完了後	2割程度								給排水空調 2.1-6)		機 11.3.2 支持間隔
	11.2.3 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1-5)		
		(2) 接着剤の塗布状態、差込み長さ、はげ部及び接続部のシールの確認		施工中	2割程度								給排水空調 2.1-5)		
	11.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外装貫通部の状態の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 1.2-2)		
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度								給排水空調 2.1-8)		
	11.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 3.2-1)		
		(2) 隙隙(機器間・窓・ガラリ)の確認		施工後	全数 2割程度								給排水空調 3.2-1)		
	11.2.7 施工(制気口及びダンパー)	(1) 吹出口、吸込口(取付け状態)の確認		施工後	2割程度								給排水空調 3.2-3)		
(2) ダンパー(操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け)の確認			施工後	2割程度								給排水空調 3.2-3)			
11.3 試験・検査	(1) 換気機の運転試験及び風量測定の確認		機器据付け後	全数 2割程度								給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機 11.3.4 試験	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
12 共通 工事 (塗装、 防錆及 び防露・ 保温工 事)	12.1.1 機材(塗装)	(1) 規格、種類、塗装箇所、塗り回数 の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 2.2-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	12.1.2 機材(防錆)	(1) 規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数 の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 2.2-3)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	12.1.3 機材(防露・保温)	(1) 種類、規格、材質、保温材厚さ、耐候性 の確認		機材搬入前	全数								給排水空調 2.2-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	12.2.1 施工(塗装)	(1) 塗装箇所、塗り回数 の確認		施工後	2割程度								給排水空調 2.2-2)		
	12.2.2 施工(防錆)	(1) 膜厚、塗り回数 の確認		施工後	2割程度								給排水空調 2.2-3)		
	12.2.3 施工(防露・保温)	(1) コンクリート・シタダ 埋込み及び土中の防食施工記録の確認		施工後	2割程度										機 12.3.4 施工
		(2) テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護の確認		施工後	2割程度							給排水空調 2.2-1)			
		(3) ラッキングの釦目シールの状態の確認		施工後	2割程度							給排水空調 2.2-1)			
13 エレ ベーター 設備 工事	13.1 機材(エレベーター)	(1) 仕様、構造、形状、寸法 の確認		機材搬入前	全数							昇降機 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
		(2) 性能、数出口(形状・位置) の確認		機材搬入前	全数							昇降機 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	13.2.1 施工(エレベーター)	(1) 固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備 の確認		機器据付け後	全数							昇降機 2.2-1)			
	13.2.2 施工(身体障害者付加仕様)	(1) 機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 の確認		機器据付け後	全数							昇降機 2.2-1)			
		(2) 視覚障害者用装置、点字銘板 の確認		機器据付け後	全数							昇降機 2.2-1)			
	13.2.3 施工(非常用エレベーター付加仕様)	(1) 標識及び表示灯、非常スイッチ(位置・形状) の確認		機器据付け後	全数							昇降機 2.2-1)			
		(2) 管制運転フロー、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置 の確認		機器据付け後	全数							昇降機 2.2-1)			
	13.2.4 施工(防犯カメラ)	(1) 防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度) の確認		機器据付け後	全数										
	13.3 試験・検査	(1) 電動機のJISによる試験成績書の確認		機器据付け後	全数								2.2.2.1 電動機	機 13.2.5 試験・検査	
		(2) 昇降機の検査標準(JIS)による試験成績書の確認		機器据付け後	全数								2.2.13 試験	機 13.2.5 試験・検査	
(3) 着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、自動放送装置の確認			機器据付け後	全数 2割程度							昇降機 2.3-2)				
(4) 自動通報装置の確認			機器据付け後	全数											

社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

業務対象工事における社会保険等未加入対策について、受託者が総括監督員に協力する内容は、下記のとおりとする。

なお、これらの業務については総括監督員が自らの責任において、工事受注者への通知、契約担当課への書面の送付及びその他必要な業務を実施する。

1 共通事項

- 1) 工事受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業許可を受けている建設業者をいう。）について、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない社会保険等未加入建設業者（以下「未加入業者」という。）に該当するか否かを確認する。
 - (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- 2) 最終的に工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定違反と判断された未加入業者に対しては、当該建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金を確認できる書類を提出させ、総括監督員に送付する。

2 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合

- 1) 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて当該未加入業者の下請契約書、施工体制台帳及び施工体系図の写しを総括監督員に送付する。
- 2) 上の 1) に併せて工事受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」様式 1 という。）を速やかに提出するよう書面で通知すること。

その際、特別事情申請書によっても、機構が当該建設業者を下請人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められない場合、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。（「下請負契約理由確認通知書」様式 2）

- 3) 工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- 4) 上の 3) の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知を行った場合にあって、工事工期内（受発注者間の契約における工期をいう。6)において同じ。）かつ特別事情申請書の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合、受託者は「一定の期間」 1 を定めて、工事受注者に対し社会保険等未加入建設業者が届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」 2 という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。

- 5) 上の 3)の手続後、機構が特別の事情を有すると認めた場合、その旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう工事受注者に請求する。また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。
- 6) 上の 5)の場合にあって、工事工期内かつ確認書類の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう指示を行う。

3 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合

- 1) 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて施工体制台帳及び再下請負通知書（当該未加入業者に係る部分に限る）の写しを総括監督員に送付する。
- 2) 上の 1)に併せて工事受注者に対し、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日 3 以内に、確認書類又は特別事情申請書を契約担当課に提出するよう指示を行う。

この際、当該期間内に確認書類が提出されず、かつ、特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。

- 3) 上の 2)の手続後、当該期間内に確認書類が提出されず、工期内において、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- 4) 上の 2)の手続後、工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- 5) 上の 4)の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知をおこなった場合にあって、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- 6) 上の 4)の手続後、特別の事情を有すると認めた場合、契約担当課は、受託者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。

1 未加入である社会保険等の加入手続きに最低限必要な期間をいい、概ね 30 日とする。

2 下記に示すいずれかの書面とする。

健康保険・厚生年金保険の確認書類

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
雇用保険の確認書類
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

3 受託者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると機構が認める場合は、機構は確認書類又は特別事情申請書の提出期間を 60 日（当該下請負人が、2 次下請負人（1 次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以下の下請負人のときは 90 日）に延長することができるものとする。

以 上

様式 1

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 殿

住 所

商 号

代表者

印

特別事情申請書

様式2

下請負契約理由確認通知書

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長

令和 年 月 日付けで提出された施工体制台帳により、一次下請契約を締結した下請負者が社会保険等未加入建設業者であることを確認いたしましたので、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面を令和 年 月 日までに、ご提出していただきますようお願いいたします。

なお、特別の事情があると認められない場合は、令和 年 月 日付けで締結した工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

以 上

法令等に基づく届出チェックリスト

- 1 確認印：工事完了時の完了確認用。設計課長：設計担当者からの報告、総括監督員：工事監理者からの報告による。電子印又は記名でも可。
 2 設計者：在来の場合：U Rの設計部門が記入したものを、工事の現場説明書及び監督の仕様書に添付し、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。
 設計施工の場合：建設業者の設計部門が記入したものを、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。

完了報告確認(設計課長) 1	完了報告確認(総括監督員) 1

設計名称：千里竹見台団地後2工区配置建物基本・実施設計等業務
 設計者：株式会社 遠藤剛生建築設計事務所
 工事監理者：
 工事受注者：

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつたの留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄						
							届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日						
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「 <input type="checkbox"/> 」、不要と思われる項目に「 <input type="checkbox"/> 」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
1 建築基準法に基づく届出																		
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	支社長等														
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	支社長等	仮使用申請時等													
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	支社長等														
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	支社長等	昇降機等建築設備の検査報告													
5	工事監理報告書(ツクリ対策関係)	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	支社長等														
6	建築設備工事監理(状況)報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	支社長等	特定行政庁等が必要とする場合のみ													
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等														
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等														
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等														
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等														
11	建築工事届	建築基準法第15条	知事・建築主事	支社長等	1項				計画通知提出時									
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	支社長等 施工者	1項													
13	計画通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長等														
14	構造適合性判定	建築基準法第18条の2	都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関	支社長等														
15	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長等														
16	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長等														
17	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長等														
18	工事完了通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	建築主事	支社長等														
19	工事監理者・工事施工者変更届	建築基準法第18条	建築主事	支社長等														
20	中間検査分割受検申込書	建築基準法第7条の3第1項	建築主事	支社長等														
21	中間検査申請書(特定工区工事終了通知書)	建築基準法第18条	建築主事	支社長等														
22	追加説明書(計画通知)	建築基準法第18条の3	建築主事	支社長等														
23	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長等	5項													
24	許可申請書	建築基準法第43条	特定行政庁	支社長等	敷地等と道路との関係													
25	許可申請書	建築基準法第44条	特定行政庁	支社長等	道路内の建築制限													
26	許可申請書	建築基準法第48条	特定行政庁	支社長等	用途地域等													
27	許可申請書	建築基準法第51条	特定行政庁	支社長等	都庁市庁等の用途に供する特殊建築物の概要													
28	許可申請書	建築基準法第52条	特定行政庁	支社長等	容積率													
29	許可申請書	建築基準法第55条	特定行政庁	支社長等	第一種低層住居専用地域又は第二種住居専用地域における建築物の高さの限度													
30	許可申請書	建築基準法第56条の2	特定行政庁	支社長等	日影による中高層の建築物の高さの制限													
31	許可申請書	建築基準法第59条の2	特定行政庁	支社長等	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例													
32	地区計画容積認定申請書	建築基準法第68条の3	特定行政庁	支社長等														
33	地区計画等の特例等その他の許可・認定申請書	建築基準法第68条の4-9	特定行政庁	支社長等														
34	適合部材申請	建築基準法第68条の10	国土交通大臣	支社長等														
35	構造方法等の認定申請書	建築基準法第68条の26	国土交通大臣	支社長等														
36	仮設建築物の許可	建築基準法第65条	建築主事	支社長等														
37	一団地認定申請書	建築基準法第66条	特定行政庁	支社長等														
38	一団地(変更)認定申請書	建築基準法第66条の2	建築主事	支社長等														
39	認定取消申請	建築基準法第66条の5	特定行政庁	支社長等														

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種				設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄		
						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」、不要と思われる項目に「-」をつける	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日を記入	監督員が届出を確認した日を記入
40	工作物の申請	建築基準法第86条	建築主事	支社長等													
41	工事施工者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	支社長等													
42	工事監理者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	支社長等													
43	既存不適格調書	建築基準法施行規則第1条の3表二(63)	建築主事	支社長等													
44	建築物の定期報告(点検)	建築基準法第8条、12条 建築基準法施行令第16条(14条の2) 建築基準法施行規程第4条の20			この制度は、国、都道府県、特定行政庁等の建築物については適用されるが報告義務はない。(建築物の点検等) 建築memo												
2 建築士法に基づく届出																	
1	建築士事務所登録申請書	建築士法第23条	知事	支社長等	各種種建築士に対応												
2	建築士事務所登録事項変更届	建築士法第23条の5	知事	支社長等	各種種建築士に対応												
3	設計等の業務に関する報告書	建築士法第24条	知事	支社長等	各種種建築士に対応												
3 消防法・火災予防条例等に基づく届出																	
1	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	消防法39条の2 火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	支社長等	ヒートポンプ冷暖房器等												
2	液化石油ガス貯蔵又は取扱の開始届出書	消防法9条の3 火災予防条例	消防署長	支社長等													
3	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可申請書	消防法11条第1項	市町村長等 都道府県知事	支社長等	指定数量以上の危険物												
4	危険物保安監督者選任・解任届	消防法13条	市町村長等	支社長等	政令で定める危険物製造所等												
5	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画書	消防法14条の2 火災予防条例	消防署長 市町村長	支社長等													
6	消防用設備等設置計画書	消防法17条	消防長、消防署長	支社長等													
7	消防用設備等着工届	消防法17条14	消防長、消防署長	支社長等							工事着手10日前						
8	特殊消防用設備等大臣認定申請書	消防法17条の2 の2	総務省消防庁予防課	支社長等	防火対象物に必要な消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等の設置を希望する場合												
9	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	消防法17条の3 の2	消防長又は消防署長	支社長等	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙機						設置後4日以内						
10	消防用設備等の特例基準適用申請書	消防法17条 消防法施行令32条 総務省令40号	消防長又は消防署長	支社長等													
11	特殊防火対象物設置届	消防法施行規則第3条	消防長	支社長等													
12	消防計画書	消防法	消防長、消防署長	支社長等													
13	指定小売販売等届出書	消防法	消防署長等	支社長等													
14	防火水槽設置届	消防法	消防署長等	支社長等													
15	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長等													
16	消防活動空地設置完了検査申請書	条例	消防署長	支社長等													
17	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長等													
18	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長等													
19	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長等													
20	電気設備設置届出書	火災予防条例57条第1項	消防署長	支社長等													
21	少量危険物の貯蔵・取扱届出書	火災予防条例	消防署長	支社長等													
22	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第58条の2)	消防長又は消防署長	支社長等	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙機												
23	電気設備設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	支社長等	燃料電池発電設備、飛電設備、変電設備、蓄電池設備												
24	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成(前)検査申請書	危険物の規制に関する政令第8条	市町村長等 都道府県知事	支社長等	指定数量以上の危険物												
25	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第31条)	消防長又は消防署長	支社長等	指定数量未満の危険物等												

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種				設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」、不要と思われる項目に「-」をつける	提出期日	提出日(予定日)	担当	届出日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」、不要と思われる項目に「-」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日を記入	監督員が届出を確認した日を記入
26	防火対象物工事等計画届	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条第1項)	消防長又は消防署長													
27	防火対象物使用開始届	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条の2)	消防長又は消防署長	支社長等												
28	消防用設備等(特殊消防用設備等)の集中管理計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条の2第2項)	消防總監	支社長等												
29	防災センター評価申請書	東京消防庁通達予第180号	東京消防設備保守協会等	支社長等												
30	消防防災システム評価申請書	東京消防庁通達予第148号	東京消防設備保守協会等	支社長等												
31	防火対象物設置届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	支社長等												
32	防火対象物使用開始届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	支社長等												
33	防火対象物工事計画届	各自治体火災予防条例等	消防署長	支社長等												
34	防火管理者選任(変更)届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長	支社長等												
35	防火対象物点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者	年1回											
36	防災管理点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者	年1回											
4 道路法等に基づく届出																
1	自費工事施工承認申請書	道路法第24条	区長	支社長等												
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長等	変更含											
3	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	支社長等	変更含											
4	道路占用協議書	道路法第35条	道路管理者	支社長等	国が行う事業、占用の特例											
5	沿道掘削届	道路法44条	道路管理者	支社長等	-											
6	交通管理者協議	道路法95条の2	公安委員会	支社長等												
7	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長等												
8	道路使用許可申請書	道路交通法77条	警察署長	支社長等	道路使用時				10日前							
9	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長等												
10	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長等												
11	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長等												
12	(埋設標の)道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長等												
13	埋設標の撤去申請書	条例	道路管理者	支社長等												
4-1 駐車場法等に基づく届出																
1	路外駐車場設置(変更)届出書	駐車場法第12条	市長 都道府県知事	支社長等												
2	路外駐車場供用開始届出書	駐車場法第13条	都道府県知事	支社長等												
3	路外駐車場供用休止・廃止届出書	駐車場法第14条	都道府県知事	支社長等												
5 河川法等に基づく届出																
1	河川工事等承認申請	河川法第20条	河川管理者	支社長等												
2	河川法許可申請(流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	支社長等												
3	河川法許可申請(土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	支社長等												
4	河川法許可申請(工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	支社長等												
5	河川法許可申請(土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	支社長等												
6	河川法許可申請(河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	支社長等												
6 都市計画法等に基づく届出																
1	開発行為許可申請書	都市計画法第29条	知事	支社長等												
2	開発協議申請関連	都市計画法29条等(34条の2)	知事等	支社長等	公園整備に係る開発事前審査協議書完了届引継書											
3	公共施設管理有協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長等												
4	建築承認申請書	都市計画法第37条	知事等	支社長等												
5	地区計画の区域内における行為の届出書	都市計画法第58条の2	市長	支社長等												
6	地区計画の区域内における行為の変更届出書	都市計画法第58条の2	市長	支社長等												
7	地区計画等における建築等の届出書	都市計画法第58条の2	市長等	支社長等												
7 土地区画整理法に基づく届出																
1	区画整理法第76条申請	土地区画整理法第76条	知事 市長	支社長等												

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄						
							届出の 必要等 と 思われる 項目に「 <input type="checkbox"/> 」、 不要と思われる 項目に「 <input type="checkbox"/> 」 をつける	提出期日		提出日 (予定日)	担当者		届出日	届出確認日				
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と 思われる項目 に「 <input type="checkbox"/> 」、不 要と思われる 項目に「 <input type="checkbox"/> 」 をつける	法令等により 提出記述が定 められている 場合記入	届出が必要と 思われる項目 について提出 予定日を記入	実際に届出を 行う者を記入	実際に提出先 に提出した日 付を記入	監督員が届出 を確認した日 を確認
8 水道法に基づく届出																		
1	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	支社長等	給水施設の規模による													
2	簡易専用水道設置届(給水開始報告書)	水道法施工細則23条(東京都)	保健所長知事	支社長等	給水施設の規模による													
3	給水装置の検査実施	水道法第17条		水道事業者	届け出の法文はない													
4	水道技術管理者の設置・報告	水道法第19条 水道法施工細則18条	知事	支社長等														
5	水質の検査の実施・記録作成・保管・報告	水道法第20条 水道法施工細則19条	知事	支社長等														
6	簡易専用水道受検報告書	水道法施工細則24条	知事	支社長等														
9 水道関連条例																		
1	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業者	支社長等														
2	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業者	支社長等														
3	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業者	支社長等														
4	上水道施設の工事に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業者	支社長等														
5	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業者	支社長等														
6	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業者	支社長等														
7	給水管(取付・撤去)工事承認申請書	水道法 給水条例	水道局	支社長等														
8	給水装置工事施工承認申請書 給水装置(新設・改造・撤去)工事申請書	給水条例	市町村町又は水道事業者	支社長等														
9	その他給水管工事に関する承認申請書	給水条例	水道事業者	支社長等	敷地内の給水設備に関する届出													
10	給水装置工事完了届	条例	水道事業者等	支社長等														
11	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業者等	支社長等														
12	直結増圧給水に関する事前協議書	給水条例	水道事業者	支社長等	直結増圧給水が可能な場合													
13	直結増圧給水の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業者	支社長等	直結増圧給水が可能な場合													
14	直結増圧給水の施工に関する届出	給水条例	水道事業者	支社長等	直結増圧給水が可能な場合													
15	直結増圧給水の維持管理に関する届出	給水条例	水道事業者	支社長等	直結増圧給水が可能な場合													
16	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業者	支社長等	建物(敷地内)に受水槽を設け給水する場合													
17	増圧給水設備以下給水装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業者	支社長等	各戸検針によりメータを設置する場合													
18	各戸検針・各戸徴集に関する申請書、契約書	給水条例	水道事業者	支社長等	各戸メータにより検針する場合に必要な水道事業者													
19	各戸検針メータの寄付・移管に関する届出書	給水条例	水道事業者	支社長等	各戸メータの水道事業者への移管手続きを行う場合													
20	給水開始申請書	給水条例	水道事業者	支社長等					使用前									
21	貯水槽水道(設置・変更・廃止)届	条例等	市町村町又は水道事業者	支社長等														
22		条例等	水道局	支社長等														
23		条例等	知事	支社長等														
10 下水道法に基づく届出																		
1	公共下水道工事施工承認申請書(着手届、竣工届、検査届)	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長等														
2	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長等														
3	フェイスリ排水処理システムの維持管理に関する計画書	フェイスリ排水処理システムに関する条例取扱要綱	下水道局長、市長他	支社長等	東京都													
4	フェイスリ排水処理システム維持管理確認報告書	フェイスリ排水処理システムに関する条例取扱要綱第7条の規定	下水道局長、市長、東京都下水道事業管理室	支社長等	東京都													

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄						
							届出の要不要等	提出期日		担当者	届出日							
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁に合わせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合に記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
11 排水に係る届出																		
1	排水設備等新設等計画届出書	条例	市長等	支社長等	東京都内													
2	排水設備工事完了届	条例	市長等	支社長等	東京都内													
3	工事完了検査願	条例	市長等	支社長等	東京都内													
4	公共下水道使用開始届出書等	条例	市長等	支社長等	東京都内													
5	公共下水道等承認申請書	条例	市長等	支社長等	東京都内													
6	公共下水道工事着手届兼現場立会届	条例	市長等	支社長等	東京都内													
7	公共下水道工事完了届	条例	市長等	支社長等	東京都内													
8	雨水浸透施設等設置工事計画届	条例	市長等	支社長等	東京都内													
9	雨水浸透施設工事完了届	条例	市長等	支社長等	東京都内													
10	工事完了検査願	条例	市長等	支社長等	東京都内													
11	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長等	東京都内													
12 解体に係る届出																		
1	解体事業計画書	条例	市長等	支社長等	東京都区内													
2	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長等	東京都区内													
3	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長等	東京都区内													
4	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長等	東京都区内													
5	解体事業実施届出書	条例	市長等	支社長等	東京都区内													
6	指定作業場廃止届	条例	市長等	支社長等	東京都区内													
13 振動規制法に基づく届出																		
1	特定施設設置届出書	振動規制法第6条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
2	特定施設使用届出書	振動規制法第7条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
3	特定施設の種類及び能力ごとの款、特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
4	振動の防止の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
5	氏名等変更届出書	振動規制法第10条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
6	特定施設使用全廃届出書	振動規制法第10条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
7	承継届出書	振動規制法第11条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
8	特定建設作業実施届出書	振動規制法第14条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること				作業開始日の7日前									
9	フレキシブルディスク提出書	振動規制法施行規則第10条の2	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
14 騒音規制法に基づく申請																		
1	特定施設設置届出書	騒音規制法第6条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
2	特定施設使用届出書	騒音規制法第7条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
3	騒音の防止の方法変更届出書	騒音規制法第8条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
4	氏名等変更届出書	騒音規制法第10条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
5	特定施設使用全廃届出書	騒音規制法第10条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
6	承継届出書	騒音規制法第11条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
7	特定建設作業実施届出書	騒音規制法第14条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること				作業開始日の7日前									
8	フレキシブルディスク提出書	騒音規制法施行規則第11条	市町村長	支社長等	指定地域を確認すること													
15 航空法に基づく届出																		
1	制限表面区域内の建築物	航空法第49条	空港事務所長	支社長等	区域内仮設物についての承認													
2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出	航空法第51条、51条の2、航空法施行規則第238条	国土交通大臣	支社長等	高さ60m以上の物件、空港近接等													
3	航空障害灯設置免除許可申請書	航空法第51条第1項ただし書	地方航空局保安部運用課	支社長等	免除要件に該当する場合													
4	昼間障害標識設置免除承認申請書	航空法施行規則第132条の2第1項	地方航空局保安部運用課	支社長等	免除要件に該当する場合													
16 交通バリアフリー法に基づく届出(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項に規定する土地区画整理事業に関する省令に基づく届出)																		
1	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長等														

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつた 留意事項	主に該当する 職種	設計者 記入欄		建設業者 記入欄	届出者 記入欄		監督員 記入欄							
							届出の 必要等	提出期日		担当者	届出日 (予定日)		届出確認日						
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と 思われる項目 に「-」、不 要と思われる 項目に「-」 をつける	法令等により 提出記述が定 められている 場合記入	届出が必要と 思われる項目 について提出 予定日を記入	実際に届出を 行う者を記入	実際に提出先 に提出した日 を記入	監督員が届出 を確認した日 を確認	
17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出																			
1	公園に関する協議	13条	公園管理者	支社長等	対象は施行令第1条第3号 施設3条公園施設、4条 特定建築物などが該当								-						
2	計画認定申請書	高齢者、障害者の 移動等の円滑化の促進に関する法律第17条	所管行政庁	支社長等	特定建築物の建築等								-						
3	変更認定申請書	高齢者、障害者の 移動等の円滑化の促進に関する法律第18条	所管行政庁	支社長等	認定の計画変更								-						
4	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出	高齢者、障害者の 移動等の円滑化の促進に関する法律	都道府県知事	支社長等									-						
5	特定施設設置工事計画届出書	福祉のまちづくり 条例	都道府県知事	支社長等									-						
18 福祉のまちづくり条例に基づく届出																			
1	福祉のまちづくり条例届出書	各自治体 福祉のまちづくり 条例	市長	支社長等									-						
2	福祉のまちづくり条例施設新設届関連	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
3	福祉のまちづくり条例施設変更届関連	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
4	福祉のまちづくり条例設置工事届関連	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
5	福祉のまちづくり条例設置工事変更届関連	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
6	福祉のまちづくり条例標識交付申請書	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
7	福祉のまちづくり条例適合証交付請求書	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
8	福祉のまちづくり条例工事完了届出書	各自治体 福祉のまちづくり 条例	知事、市長等	支社長等									-						
19 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく届出																			
1	設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	支社長等									-	地中梁配筋前					
2	建設住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条	登録住宅性能評価機関	支社長等									-						
3	着工届	登録住宅性能評価機関	支社長等	支社長等									-						
4	中間工程検査届	登録住宅性能評価機関	支社長等	支社長等									-	各種特定工程前					
5	完了届	登録住宅性能評価機関	支社長等	支社長等									-	工事完了時					
6	変更設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	支社長等									-						
20 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく届出																			
1	特定建築物の地震に対する安全性等に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条	所管行政庁 都道府県知事	支社長等									-						
2	認定建築物の耐震改修に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条	所管行政庁 都道府県知事	支社長等									-						
3	認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条	所管行政庁 都道府県知事	支社長等									-						
4	変更認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条	所管行政庁 都道府県知事	支社長等									-						
21 景観法に基づく届出																			
1	景観計画区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長(県知事等)	支社長等	景観計画区域を確認すること								-						
2	景観計画区域内における行為の変更届出書	景観法第16条	景観行政団体の長(県知事等)	支社長等	景観計画区域を確認すること								-						
3	都市景観協議届出書	条例	市長等	支社長等									-						
22 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出																			
1	住宅瑕疵担保責任保険申し込み申請	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅瑕疵担保責任保険法人	支社長等									-						
2	住宅建設瑕疵担保証金の還付を要する額についての技術的確認の申請書	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	工事受注者	支社長等									-						

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄						
							届出の要不要等	提出期日		担当者	届出日							
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」を記入する	法令等により提出記録が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を記入
23 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出																		
1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[対象建設工事業]（着工後に対象工事となった場合も含む）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項、第11条（国、自治体）	特定行政庁	支社長等	特定建設資材の種類、着工の時期、工種の概要													
2	対象建設工事の請負契約に係る書面	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条	支社長等（当事者間）		変更の都度、相互に交付													
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等完了報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条	支社長等	請負者	請負者から発注者への報告・請負者の記録の保存													
24 土壌汚染対策法に基づく届出																		
1	土壌汚染状況調査結果報告書	土壌汚染対策法第3条	知事等	支社長等														
2	土壌汚染防止工事の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第9条	知事等	支社長等														
3	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長等														
4	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長等														
25 海岸法に基づく届出																		
1	海岸保全区域占用許可申請書	海岸法第7条	海岸管理者	支社長等	海岸保全区域を確認すること													
2	海岸保全区域における施設(工作物)新設(改築)許可申請書	海岸法第8条1項2号	海岸管理者	支社長等	海岸保全区域を確認すること													
3	海岸保全区域における掘削(盛土、切土)その他の制限行為)の許可申請書	海岸法第8条1項3号	海岸管理者	支社長等	海岸保全区域を確認すること													
4	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長等	海岸保全区域を確認すること													
26 港湾法に基づく届出																		
1	港湾区域等の占用又は工事等の許可の申請	港湾法第37条1項1号、1項3号、2項	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	支社長等	港湾区域および港湾隣接地を確認すること													
2	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長等	臨港地区を確認すること													
3	工事の着手・完了の届出	港湾区域内における工事等の規制に関する規則第5条	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	支社長等														
27 電波法に基づく届出																		
1	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第1項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第9条	総務大臣 各総合通信局	支社長等	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合													
2	高層建築物等変更届	電波法第102条の3第2項又は、第102条の3第6項および電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣 各総合通信局	支社長等	新たに高層建築物等予定工事等を提出した建築主等が記載内容を更新する手続。													
3	伝搬障害の判定のための必要事項の報告	電波法第102条の3第3項又は第102条の3第6項、第102条の4第3項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	緊急通信局等の求めに応じて、建築主等が伝搬障害の判定のための必要事項について報告													
4	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第5項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	支社長等	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合													
28 文化財保護法に基づく届出																		
1	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	文化庁長官 教育委員長	支社長等	文化財包蔵地確認													
2	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	文化庁長官 教育委員長	支社長等	文化財包蔵地確認届の機関、地方公共団体等													
29 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出																		
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長等	PCBの保管のみ PCBの保管・使用・処分 の両方あり													
2	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	支社長等	PCB廃棄物の承継													
3	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第2条	都知事	支社長等	使用中PCB製品を発見(東京都)													
4	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第9条	都知事	支社長等	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け(東京都)													

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄						
							届出の要不要等	提出期日		担当者	届出日		届出確認日					
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁に合わせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
35 放送法・有線電気通信法に基づく届出																		
1	変更登録申請書 (登録一般放送事業者用)	放送法第130条第1項、放送法施行規則第140条第1項	総務大臣 関東総合通信局	理事長	引込端子の数が501以上の設備の追加、変更、廃止													
(注)引込端子数501端子以上の設備の追加、変更及び廃止は、機構に登録を受けている一般放送業務についての変更登録申請の扱いとなるので、本社と協議すること。																		
2	一般放送の設備設置及び業務開始届	有線電気通信法第3条第1項及び放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル除共聴等)													
3	一般放送業務開始届書	放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの													
4	一般放送の設備設置及び業務開始届書記載事項変更届出書	有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル除共聴等)													
5	一般放送業務開始届出書記載事項変更届	放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの													
6	一般放送の設備及び業務廃止届出	有線電気通信法施行規則第5条及び放送法第135条第1項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル除共聴等)													
7	一般放送の業務の廃止届出書	放送法第135条第1項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの													
8	有線電気通信設備設置届・事項書	有線電気通信法第3条第1項及び第2項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)													
9	有線電気通信設備変更届	有線電気通信法第3条第3項	総務大臣 各総合通信局	支社長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)													
10	有線電気通信設備廃止届	有線電気通信法施行規則第5条	各総合通信局	支社長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)													
11	電気通信設備報告書	放送法施行規則第159条	総務大臣 関東総合通信局	支社長等														
36 紛争予防条例関連の届出																		
1	紛争予防条例関連標識設置届	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	支社長等														
2	紛争予防条例関連計画書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	支社長等														
3	紛争予防条例関連説明等報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	支社長等														
4	紛争予防条例関連意見対応報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	支社長等														
37 測量法に基づく届出																		
1	測量標、測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長等	第26条に測量成果を複製するための承認がある													
2	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長等														
3	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長等	変更時合													
4	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長等														
5	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長等														
6	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長等、理事等	国土調査を行った時の認証													
38 廃棄物等に関する届出																		
1	焼却炉撤去(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長等														
2	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長等、受注者														
39 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出																		
1	特定建築物省エネルギー計画届出書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項、第75条の2第1項	都道府県知事 所管行政庁	支社長等														
2	届出書(省エネルギー措置)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条、第75条の2	都道府県知事	支社長等	1項(上段)以外の届出が含まれる			省エネ適判	計画通知提出時									
3	特定建築物に係る定期報告書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項、第75条の2第1項	所管行政庁	支社長等														

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄						
							届出の必要等	提出期日		担当者	届出日							
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁に合わせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「-」不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を記載
40 大規模小売店舗新設法に基づく届出																		
1	大規模小売店舗新設計画届出書	大規模小売店舗新設法第5条	都道府県	支社長等、設置者	行政庁により違いがあり注意、この前に事前協議がある場合もある													
2	大規模小売店舗新設計画変更届出書	大規模小売店舗新設法第6条	都道府県	支社長等、設置者	行政庁により違いがあり注意													
3	大規模小売店舗新設計画説明会の公告・開催届出書	大規模小売店舗新設法第7条	都道府県	支社長等、設置者	行政庁により違いがあり注意													
4	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長等	行政庁により違いがあり注意													
41 ガス等に関する届出																		
1	ガス設備工事受付書	ガス事業法	ガス会社	支社長等														
2	液化石油ガス設備工事の届出書	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3	都道府県	支社長等														
3	高圧ガス製造許可申請書、製造届	高圧ガス保安法第5条1項	都道府県知事	支社長等	電動ターボ冷凍機などガス圧縮式冷凍機がある場合など													
42 水質汚濁防止法に基づく届出																		
1	水質汚濁防止法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等)	水質汚濁防止法第5条、第7条	知事等	支社長等														
43 廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例に基づく届出																		
1	廃棄物保管場等設置届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	支社長等	東京都区内													
2	廃棄物管理責任者選任届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	支社長等	東京都区内													
44 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出																		
1	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出(占用許可申請等)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条	道路管理者	支社長等														
45 都市公園法に基づく届出																		
1	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長等														
2	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長等														
46 森林法に基づく届出																		
1	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長等	地域森林計画の対象となっている私有林を確認すること													
47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき届出																		
1	長期優良住宅建築等計画認定申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条1～3項	所管行政庁	支社長等														
2	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条	所管行政庁	支社長等														
3	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書(譲受人決定時)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条1～3項	所管行政庁	支社長等														
48 その他																		
1	行政財産使用(変更)許可申請書	地方自治法第238条の4		支社長等														
2	行政財産使用料減額(免除)申請書			支社長等														
3	固定資産等現状変更工事実施承認申請書			支社長等														
49 その他条例等に基づく届出																		
1	境界確認書	条例	市長等	支社長等														
2	境界査定願い	条例	市長等	支社長等														
3	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例116条、117条に基づく土壌汚染調査計画、完了届	都条例	都知事	支社長等														
4	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長等	横浜市													
5	公有土地水面使用届出	条例3条	知事等	支社長等	東京都公有土地水面使用等規則													
6	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長等														
7	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長等														
8	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長等														
9	東京都環境確保条例89条に基づく(指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	支社長等														
10	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長等														
11	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長等														

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつたの留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。												届出が必要と思われる項目に「-」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
100	平成23年以降制定の法令で、URの住宅建設、保全部門に関連すると思われるもの																
	なし																
110	上記以外に必要なと思われる、法令・条例等に基づく届出																
1	環境影響評価条例に基づく申請及び届出	環境影響評価条例	知事、市長	支社長等	東京都、横浜市他							-					
2	建築物環境配慮制度(CASBEE)に基づく(申請及び届出)	建築物環境配慮制度(CASBEE)										工事着手の21日前					
3	鉄道敷付近での建設の届出等											-					
4	送電線付近での建設の届出等											-					
5	駐輪場設置制度に基づく届出	条例	特定行政庁他	支社長等他	世田谷区、さいたま市他							-					
6	その他上記以外条例に基づく届出	各条例	特定行政庁他	支社長等他													
7	その他上記届出の定期報告	各法令・条例	特定行政庁他	支社長等他													

ウイークリースタンス実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受託者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。

休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。

水曜日は定時の帰宅を心掛ける。

休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。

昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。

定時間際、定時後の依頼をしない。

その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。

- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受託者に作業依頼を行う場合には、担当職員から管理技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受託者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

打合せ記録簿記載例

対象業務：〇〇団地〇〇工事監督業務 受託者 ：〇〇監督事務所

1 初回打合せ時

ウィークリースタンス取組内容

取組内容	特記事項 ²	実施 ³
休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。		
水曜日は定時の帰宅を心掛ける。		
休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。		
昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。		
定時間際、定時後の依頼をしない。		
その他の項目 ¹		-

1 ~ 以外で取り組む内容がある場合に記入する

2 曜日・時間等の取組内容を変更する場合等に記入する

3 実施する項目を「 」とする。

2 成果品納品時

ウィークリースタンス取組内容及び実施結果

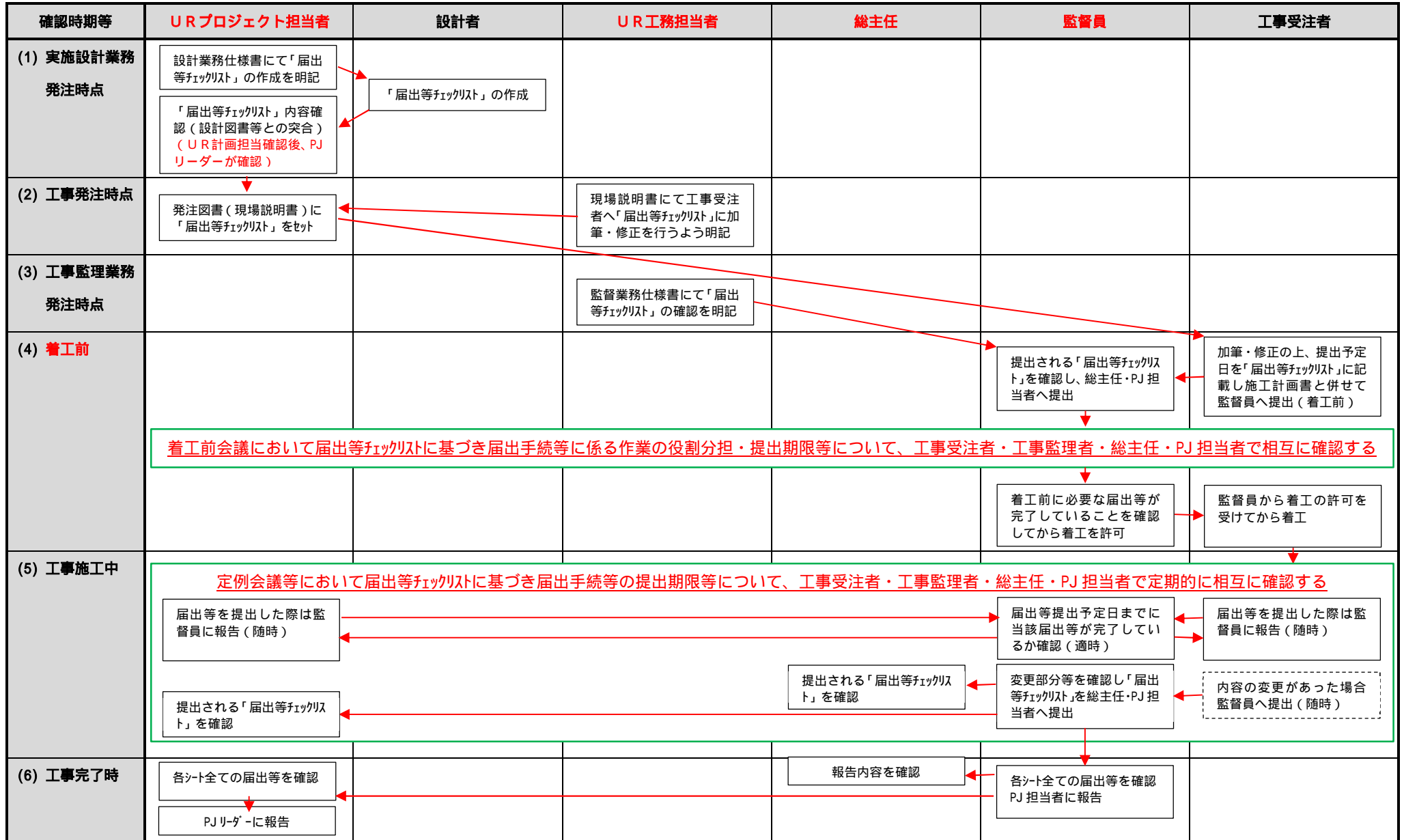
取組内容	対象	実施結果 ⁴	実施できなかった理由
休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。			
水曜日は定時の帰宅を心掛ける。			
休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。			
昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。			
定時間際、定時後の依頼をしない。			
その他の項目	-		

4 「実施できた」「どちらかというと実施できた」「どちらかというと実施できなかった」「実施できなかった」から選択する。「実施できた」以外を選択した場合、実施できなかった理由の欄に入力する。

効果・改善点等⁵

5 ウィークリースタンスに取り組んで業務環境は改善されたか、改善内容（（例）残業が減少し、業務に余裕が出来た）などを記入する。

法令等に基づく届出等チェックリストに係る作業フロー



年 月 日

技術者変更承諾申請書

独立行政法人都市再生機構 本部等
 本部長等 殿

受託者 住所
 氏名 株式会社

印 1

契約名称：

年 月 日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり技術者を変更したく、ご承諾をお願いします。

項目	申請内容
担当分野・職責	設備主任担当技術者
変更前技術者名 所属・役職	ふりがな 氏名： (生年月日： 年 月 日) 所属・役職：
変更後技術者名 所属・役職	ふりがな 氏名： (生年月日： 年 月 日) 所属・役職：
変更の必要性	
変更後技術者の資格	資格名： 3 登録番号： 取得年月日：

変更後技術者の同種又は類似業務の実績	業務分類 4： 業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 5、住所、電話番号： 業務の概要 6：
	業務分類 4： 業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 5、住所、電話番号： 業務の概要 6：

1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

2 連絡先（電話番号）1：_____ 連絡先（電話番号）2：_____

- 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
- 3 関連機関による登録の証明書を添付すること。
- 4 業務分類には、公募時の入札説明書に示す「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。
- 5 発注機関名は国、地方公共団体、独立行政法人、企業等とする。
- 6 業務の概要は、公募時の入札説明書に示す「同種業務」、「類似業務」に関して、自ら従事した実績のうち「同種業務」を優先して2件まで記載すること。記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。
当該業務に係る契約書の写し（下請受注の場合は下請に係る契約書の写し及び下請受注した業務が類似業務に該当することが分かる書類（発注者から元請先への再委託承諾書等））及び仕様書の写し
- 7 公募時に提出した競争参加資格確認申請書及び技術提案書のうち、変更前技術者に係る提出様式を添付すること。

年 月 日

技術者変更承諾書

株式会社

殿

独立行政法人都市再生機構 本部等
本部長等
(公 印 省 略)

契約名称：

年 月 日付けで申請のあった上記の契約に関する技術者の変更について、承諾したので通知する。

別添 1

工事監督業務委託共通仕様書（ ）

（適用）

第1条 この仕様書は、独立行政法人都市再生機構が工事監督業務を委託する場合における受託者が行う工事監督業務について適用する。

（受託者）

第2条 受託者は、この仕様書に基づいて受託者の職員に的確に工事監督を行わせなければならない。

2 受託者は、工事監督の実施のため管理技術者、主任監理員及び監理員を定めなければならない。

3 受託者は、管理技術者、主任監理員及び監理員を決定し、又は変更した場合は書面をもって、その者の氏名、年齢、職歴及び業務に関する資格を契約書に定める担当職員（以下「担当職員」という。）に通知しなければならない。

4 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、必要があるときは工事受注者に対して的確な指示を与え、重要な事項については担当職員への報告又は担当職員との協議をしなければならない。

（管理技術者）

第3条 管理技術者は、仕様書に示された業務の適正な履行を確保するために主任監理員及び監理員を指揮監督し、業務を総括掌理しなければならない。

2 管理技術者は、工事監督業務の実施に当たり、「業務実施計画書」を作成し、担当職員に提出して承諾を得なければならない。

3 管理技術者は、別途定める様式により「業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のあったときは、遅滞なく、これを提出して、業務処理結果状況の確認を受けなければならない。

4 管理技術者は、契約書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図書及び仕様書を「設計図書」という。）の内容について熟知し、かつ、工事現場の状況に精通しておかななければならない。

5 管理技術者は、常に工事受注者及び地元の関係に留意し、そ

の間に諸種の問題を起こさないよう配慮しなければならない。

(主任監理員及び監理員)

第4条 主任監理員は、工事の状況に精通し各工事の進ちよくに留意し、工事が円滑に施工されるように務めなければならない。

2 主任監理員は、監督業務の実施に当たって監理員を指揮監督し、常に工事受注者に対する的確な指示を与え、又は遅滞なく所要の手続きをとり、重要な事項については、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

3 監理員は、主任監理員の指示するところに従って監督業務を行い、監督状況を主任監理員に報告しなければならない。

(監督の技術的基準)

第5条 監督を行うに当たって必要な技術的基準については、別に定めるところによる。

(下請負)

第6条 主任監理員は、工事受注者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、別に定めるところにより下請負人(受託者を含む。以下同じ。)の名称その他必要な事項をあらかじめ通知することを工事受注者に請求しなければならない。

2 主任監理員は、前項の規定により工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「下請負」という。)について工事受注者から通知を受けたときは、その内容を管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(施工体制台帳)

第7条 主任監理員は、工事受注者から施工体制台帳の提出を受けたときは、その内容、現場把握のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(現場代理人等)

第8条 主任監理員は、工事受注者から現場代理人並びに工事現

場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）（以下「現場代理人等」という。）について通知を受けたときは、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 主任監理員は、工事受注者の現場代理人等又は現場代理人等でない工事受注者の使用者若しくは労務者について、工事の施工又は管理につき不相当であると認める者があるときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。
- 3 管理技術者は、第1項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、担当職員に報告しなければならない。
- 4 管理技術者は、第2項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、理由を付して担当職員に報告しなければならない。（現場に関する書類等）

第9条 管理技術者は、その職務に応じて、次の各号に掲げる書類等を工事現場に備え付け、これを整備しておくものとする。

一 契約に関する書類

- イ 工事請負契約書写し（契約工程表を含む。）
- ロ 設計図書
- ハ 請負代金内訳書
- ニ 現場代理人等届
- ホ 履行報告
- ヘ 火災保険及び建設業退職金等に関する書類

二 工事施工状況に関する書類

- イ 技術者名簿に関する書類
- ロ 施工体制台帳、施工体系図
- ハ 工事カルテに関する書類
- ニ 工事計画書、施工計画書（実施工程表を含む。）
- ホ 各種施工図等
- ヘ 施工管理記録、工事写真に関する書類
- ト 主要材料に関する書類
- チ 試験に関する書類
- チ 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画等に関する書類

三 その他必要な書類

- 2 前項第2号及び第3号に掲げる書類の記録の方法等は、別に

定めるところによる。

(工事カルテ作成・登録)

第10条 主任監理員は、工事受注者が作成した工事カルテの内容を確認したときは遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(工事施工計画)

第11条 主任監理員は、工事受注者から提出される工事施工計画について、関連する工事及び地元関係に留意して、その内容を検討し、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(関連工事の調整)

第12条 主任監理員は、工事受注者の施工する工事及び他の工事受注者の施工する工事が施工上関連する場合において、その施工について調整を行う必要があるときは、管理技術者に報告し指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告し指示を受けなければならない。

(工事着工日の報告)

第13条 主任監理員は、工事受注者が着工したことを確認したときは、遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(工事の促進)

第14条 主任監理員は、工事受注者から提出された実施工程表に基づき、常に工事の工程に注意し、工事受注者に対し工事の促進に係る指示を与えなければならない。

2 主任監理員は、工事の進ちょく状況を管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その状況について管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前2項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(設計図書)

第15条 主任監理員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき又はその事実につき工事受注者から書面をもって通知を受けたときは、直ちに、調査を行い管理技術者に報告し、指示を受けなければならない。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）
- 三 工事現場の地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別の状態が生じたこと。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、指示を受けなければならない。（施工図）

第16条 主任監理員は、工事受注者から設計図書に基づいて作成した施工に必要な細部設計図、原寸図等の提出を受けたときは、これを確認し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。（材料確認）

第17条 主任監理員は、工事に使用する材料（貸与品及び支給品を含む。以下同じ。）のうち、設計図書において監督員の確認等を受けて使用すべきものと指定されたものにあつては、品質、数量等について使用前に確認し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により、主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、第1項の規定による検査の結果、不適合と決定した材料を遅滞なく工事現場から搬出させ、適合と決定した材料は承諾を得ることなく搬出させてはならない。

4 主任監理員は、工事に使用する材料の保管については、周囲の状況、品質等に応じ工事受注者に適切な管理をさせなければならない。

（施工検査）

第18条 主任監理員は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、工事受注者の申出に応じ、遅滞なく、立会い又は段階検査を行わなければならない。

2 主任監理員は、前項の申出を受けた場合において立会い又は段階検査を行いたくない正当な理由があるときは、直ちに、管理技術者に報告しその指示を受けた上、工事受注者に対し適切な処置をとるべきことを指示しなければならない。

3 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、事前に担当職員に報告し、承諾を得たのち主任監理員に指示を与えなければならない。

(破壊検査)

第19条 主任監理員は、工事受注者が指示に反して第17条第1項に規定する確認等又は前条に規定する立会い若しくは段階検査を受けずに施工した場合で破壊検査の必要があると認めるときは、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、破壊検査の必要の有無について検討し、その内容を事前に担当職員に報告し承諾を得たのち、主任監理員に指示を与えなければならない。

(改造請求)

第20条 主任監理員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、工事受注者に対しその改造を請求し、その措置について管理技術者に報告しなければならない。

(工期の延長)

第21条 主任監理員は、工期延長の必要があると認めるとき又は工事受注者から工期延長の申請を受けたときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(工事の変更)

第22条 主任監理員は、工事を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるとき又は工事受注者から申出があったときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、速やかに、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第23条 主任監理員は、工事受注者から工事請負契約書中賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の請求があったときは、直ちに、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その旨を担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から第1項の規定による請求があった日から起算して14日以内に別に定めるところにより残工事量を査定し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その結果を担当職員に報告しなければならない。

(解体材、発生材等)

第24条 主任監理員は、解体材、発生材、文化財、その他工事上支障となる障害物件(以下「解体材、発生材等」という。)が生じたときは、工事受注者から提出させた調書を付して管理技術者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 主任監理員は、前項の指示があるまで、解体材、発生材等について工事受注者に適切に管理をさせなければならない。

(建設副産物)

第25条 主任監理員は、工事受注者から提出された再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画についてその内容を確認のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(検査時の措置)

第26条 主任監理員は、工事受注者から部分払いの請求のための確認を求められたときは、遅滞なく、当該請求に係る工事の出

来形部分等について確認を行い管理技術者に報告しなければならない。

- 2 主任監理員は、工事受注者から工事が完成した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、工事が完成していることを確認して、管理技術者に報告しなければならない。
- 3 主任監理員は、検査の実施に立ち会わなければならない。
- 4 主任監理員は、完成検査の結果、検査員から補修又は改造を工事受注者に命じた旨の通知を受けた場合は、その補修又は改造の履行について監督しなければならない。
- 5 主任監理員は、工事受注者から前項の補修又は改造が完了した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、補修又は改造が完了したことを確認して管理技術者に報告しなければならない。
- 6 管理技術者は、第1項、第2項又は第5項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、工事受注者から提出された書類を添付して、直ちに、担当職員に報告しなければならない。
(臨機の措置)

第27条 主任監理員は、災害防止その他施工上工事受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認められるときは、直ちに、意見を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その必要の有無について検討し、意見を付して担当職員に報告し、その承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は自己の判断で指示し、その措置について担当職員に報告しなければならない。
- 3 主任監理員は、工事受注者から災害防止等のためにとった臨機の措置について報告を受けたときは、直ちに、その状況を調査確認し管理技術者に報告しなければならない。
- 4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を担当職員に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第28条 主任監理員は、天災その他の不可抗力により損害を生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じた旨の通知を受けたときは、直ちに、調査を行いその損害の状況を確認し、管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その損害の状況を担当職員に報告しなければならない。

(工事目的物の損害)

第29条 主任監理員は、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害について必要と認めたときは、速やかに、その状況を管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その事実を担当職員に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第30条 主任監理員は、工事の施工に伴い工事現場周辺の住民その他の第三者に損害が生じたとき又は工事現場周辺の住民その他の第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(契約履行等についての危惧)

第31条 管理技術者は、工事受注者が行う契約の履行について疑念が生じたときは、速やかに、担当職員にその理由を調査し報告しなければならない。

以 上

別添 2
適宜、追記、変更すること。

業務担当部門			工事事務所		
課長	担当	担当	所長	担当	担当

監督業務実施計画書（変更（第 回））

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 ○○ ○○ 殿

受託者 住所 県 市 町
氏名 株式会社 設計事務所
代表取締役 印

業務名 ○○○○監督業務

履行場所 ○○○○

請負代金額・履行期間等（履歴）

No	日付	契約	実施 計画書	契約金額	履行期間	変更概要
1	H00.00.00	当初	当初	¥ , ,	H00.00.00 ~ H00.00.00	
2	H00.00.00	1 変	1 変	¥ , ,	H00.00.00 ~ H00.00.00	工期延期に伴う配員変更
3						
4						
5						
計				¥ , ,		

今回変更（金額・工期変更・その他）

- ・ に伴う配員変更
- ・ 監督員を変更

1 業務一般事項

(1) 業務の目的

以下に基づき業務を実施する。

イ 住宅建設工事に関する工事監督業務として、契約図書及び関係法令並びに適用基準に基づいて施工が実施されていることを確認し、対象工事の目的物を完成させる。

ロ 引渡し後のUR賃貸住宅の維持管理に資するよう完成図、工事関係書類が適切に作成されていることを確認する。

(2) 監督業務実施計画書の適用範囲

本監督業務実施計画書は、以下の対象工事に係る工事監督業務に適用する。

No	件名	請負金額 上段：当初 下段：変更後	工期 上段：当初 下段：変更後	履行場所	低入札/総合評価
1					対象外/対象

(3) 監督業務実施計画書の適用基準等

工事監督仕様書に記載ある基準を適用する。

(4) 監督業務実施計画書に変更が生じた場合の処置方法

- 監督業務実施計画書記載事項に変更の必要が生じた場合、又は内容に疑義が生じた場合については必要に応じて担当職員と協議し、承諾を受ける。

その他記載すべき事項がある場合は明記する。

(5) その他特記事項

その他記載すべき事項がある場合は明記する。

2 業務工程計画

(1) 工程計画

工事実施工程表の内容を反映した具体性のある計画とする。

契約後 10 日以内での策定が困難な場合は担当職員の承諾を得て、当該部分については後日提出することが出来る。

(2) 日程表（各技術者の配員及び日程）

日各技術者の配置にあたっては、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の検討を十分に行うこと。（工事受注者実施工程表に主たる監理項目を記入したものを添える。）

別紙でも可。

職種	職階	氏名	変更	計	令和 00 年					令和 00 年				
建築	主任監理員													
建築	監理員													
建築	監理員													
建築	監理員													
電気	主任監理員													
電気	監理員													
機械	主任監理員													

3 業務体制

(1) 監督体制

工事事務所 (00-0000-0000)		株式会社 設計事務所 (00-0000-0000)	
総括監督員	機構 一郎	管理技術者(管)	受注 一郎
副総括監督員	機構 二郎	主任監理員(主)	受注 二郎
主任監督員	機構 三郎	監理員 (監)	受注 三郎
監督係員	機構 四郎		受注 四郎
担当	機構 五郎		
委託総主任	総主任 一郎		

(2) 技術者一覧

No.	氏名	年齢	職種	職階	建設業に係る 経験年数	仕様書に基づく基準	
						資格登録等	その他
1	受注 一郎	00	建(意)	管・主	00年	一級建築士(取得後00年)	統括管理00年
2							
3							

(3) 機構工事監督業務の兼務状況表

イ 受注 一郎

監督業務名		履行期間	令和00年						令和00年						
			9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
団地建設工事		H00.00.00~H00.00.00	3	5	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	2
兼務 工事	団地建設 工事	H00.00.00~H00.00.00	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2		
	団地建設 工事	H00.00.00~H00.00.00	2	2	2	2	2	1	1						
合計			7	10	11	11	11	10	10	9	8	7	4	2	

兼務の有無に関わらず委託監督員ごとに作成する。

(4) 業務運営計画

業務を運営していくに当たり、配慮すべき事項等について記載する

(5) 緊急連絡体制

別紙による。

緊急時の連絡体制として簡潔かつ明快なものとする。

4 工事監督方針 事前に担当職員の承諾を得る

(1) 基本方針

工事監督業務は、建築士法上の工事監理者の立場で行い、関係法令、契約図書及び適用基準等に基づき、担当職員の指示に従い、監督業務を実施する。

(2) 一般業務

イ 工事監理に関する業務

(イ) 工事監理基準の策定について

「特に報告を求める事項」の確認方法・時期・頻度等について

工事監理基準に基づき特に配慮する内容等について記載する。

「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」による確認の方法・時期・頻度等について

工事監理基準に基づき合理的な確認方法の具体について記載する。

(ロ) 設計図書の内容の把握等

設計図書の内容を理解するに上での留意点等について記載する

設計図書の内容の把握について

質疑書の検討について

(ハ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
施工図等の検討及び報告について

・
工事材料、設備機器等の検討及び報告について

(ニ) 工事と設計図書との照合及び確認について

ロ その他の業務

(イ) 工程表の検討及び報告について

(ロ) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告について

(ハ) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
工事と工事請負契約との照合、確認、報告について

・
工事請負契約に定められた指示、検査等について

(ニ) 関係機関の検査の立会い等について

(3) 追加業務

イ 完成図の確認について

実施時期、確認方法等について具体的に記載する。

ロ 低入札調査対象工事について

複数監督員が実施する内容について具体の確認方法を記載する。

ハ 現場立会い業務等について

ニ その他の業務について

5 工事監理基準（別紙2参照）

契約後 10 日以内での策定が困難な場合は担当職員の承諾を得て、当該部分については後日提出することが出来る。 ...その場合、提出時期等、予定についても担当職員に予め報告する。

以上

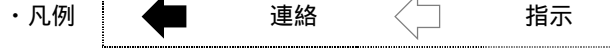
別紙

緊急連絡体制（例）

工事受注者が既に緊急連絡体制を構築している場合は確認の上、これに準ずること。また、作成に当たっては工事事務所も含めて相談の上、作成すること。

- ・工事件名 建設その他工事
- ・工事場所 県 市
- ・工期 R00.00.00 ~ R00.00.00
- ・発注者 独立行政法人都市再生機構 本部
- ・工事監理 独立行政法人都市再生機構 本部
部 工事事務所

- ・受注者 工事 株式会社 建設
- 監督業務 建築 株式会社 設計事務所
- 電気 株式会社 設計事務所
- 機械 株式会社 設計事務所



< 関係機関 >

- 病院
- Tel 00-0000-0000
- 労働基準監督署
- Tel 00-0000-0000
- 警察署
- Tel 00-0000-0000
- 消防署
- Tel 00-0000-0000
- 水道局
- Tel 00-0000-0000
- ガス
- Tel 00-0000-0000
- 電力
- Tel 00-0000-0000
- 市役所 課
- Tel 00-0000-0000

< 工事受注者 >

団地建設その他工事現場事務所
Tel 00-0000-0000 Fax 00-0000-0000

- ・現場代理人
- 携帯 000-0000-0000
- ・監理技術者
- 携帯 000-0000-0000
- ・受注者
- 株式会社 建設
- 県 市
- Tel 00-0000-0000 Fax 00-0000-0000

< 委託監督員 >

団地建設その他工事監督員事務所
Tel 00-0000-0000 Fax 00-0000-0000

<ul style="list-style-type: none"> ・主任監理員 (建築) 携帯 000-0000-0000 ・監理員 (建築) 携帯 000-0000-0000 ・受託者 株式会社 設計事務所 県 市 Tel 00-0000-0000 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任監理員 (電気) 携帯 000-0000-0000 ・監理員 (電気) 携帯 000-0000-0000 ・受託者 株式会社 設計事務所 県 市 Tel 00-0000-0000 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任監理員 (機械) 携帯 000-0000-0000 ・監理員 (機械) 携帯 000-0000-0000 ・受託者 株式会社 設計事務所 県 市 Tel 00-0000-0000
---	---	---

< 工事事務所 >

<ul style="list-style-type: none"> 支社 部 工事事務所 Tel 00-0000-0000 Fax 00-0000-0000 ・総括監督員 (所長) 携帯 000-0000-0000 ・副総括監督員 (監理役) 携帯 000-0000-0000 	<ul style="list-style-type: none"> ・総主任 (建築) 携帯 000-0000-0000 ・総主任 (電気) 携帯 000-0000-0000 ・総主任 (機械) 携帯 000-0000-0000
---	---

部 設計担当

- ・課長 (建築)
- 担当 (建築)
- Tel 00-0000-0000
- ・課長 (電気・機械)
- 担当 (電気)
- Tel 00-0000-0000
- 担当 (機械)
- Tel 00-0000-0000

部 工務担当

- ・課長
- ・担当
- Tel 00-0000-0000
- Tel 00-0000-0000

別添 3

担当職員	
総括監督員	発注担当者

監督業務処理結果報告書（第 回中間・完了検査）

1 監督業務処理結果報告書（概要）

- ・ 業務件名 : 建設その他工事監督業務
- ・ 契約工期 : (当初)令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日まで
(変更)令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日まで
- ・ 履行場所 : 県 市
- ・ 受託者名 : 株式会社 設計事務所

・ 委託監督員名

監理技術者	職 種	氏 名
主任監理員	建 築	
	電 気	
	機 械	
監理員	建 築	
	建 築	
	建 築	
	電 気	
	機 械	

・ 書類目次

書類名称	中間検査時	完了検査時	備考
監督業務処理結果報告書（概要）			本紙
工事監理業務結果報告書			検査対象期間分
監督業務出来高一覧表			
監督業務処理結果報告書（日報）			
業務打合せ記録簿			
報告書 4 連			
法令等に基づく届出等チェックリスト			

2 工事監理業務結果報告書

対象業務期間

自：令和 00 年 00 月 00 日

至：令和 00 年 00 月 00 日

標記について下記のとおり報告します。

- ・業務名 : 建設その他工事監督業務
- ・対象工事名 : 建設その他工事
- ・工期 : 令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日まで
- ・施工状況 :

(1) 工事監理の結果について

工事監理項目		実施状況
工事監理に関する標準業務	設計図書の内容の把握等の業務	設計図書内容の把握
		質疑書の検討
	施工図等の設計図書に照らして検討及び報告する業務	施工図等の検討及び報告
		工事材料、設備機器等の検討及び報告
	工事と設計図書との照合及び確認及び結果報告	
その他の標準業務	工程表の検討及び報告	
	設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	
	工事と工事請負契約との照合、確認	
	工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	
	関係機関の検査の立会い等	

(2) 工事監理基準に基づく確認報告(特に報告を求める事項)(例)

請求に係る工事工程に関する確認結果を報告する。

区分	監理項目	確認内容	確認者/ 確認日	指摘者/ 指摘日	指摘事項	対策・ 処理内容	確認者/ 確認日
一 ・ 一般 共通 事項	工事受注者の品質管理	工事受注者の品質管理方法等の確認	/ 00/00	/ 00/00	を確認のこと	鉄筋工事に係る確認 頻度を修正	/ 00/00
	契約に関する届出書類	着工時提出書類等の確認(現場代理人届他)					
	実施工程表	実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)					
	総合施工計画書	総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認					
	施工体制	施工体制台帳、施工体系図の確認					
		下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)					
	材料の規格(限定を受けた材料を含む)	使用材料報告書の確認					
	材料の品質、性能	試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認					
	ホルムアルデヒド等の発散	室内環境測定計画書の確認					
		室内環境測定報告書の確認					
	限定を受けた工法	自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認					
	施工図、製作図	躯体の取合いについて、躯体図、鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認					
		内装の取合いについて、平面詳細図で確認					
建築・電気・機械の取合いについてプロット図又は総合図で確認							
その他の製作図の確認(ALC、ECP、タイル割、石割、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか)							
完成図	完成工事との整合を確認						

対象となる部分の工事監理基準の内容について作成・提出する。(別添併用可)

着工時に提出した工事監理基準の内容について報告を行う。(別途添付としてもよい)

～ 以下省略 ～

(3) 工事監理基準に基づく確認報告(その他の事項)(例)

別添 4-1～4-5:

- ・工事監理基準に基づく確認報告(当該部分)(参考様式)
- ・工事写真、確認部位関係図面、その他資料(図面等必要に応じて)
工事監理基準と整合の取れた報告様式とする。
...工事監理基準を加工して併用することも可

以上

3 出来高一覧表

業務名 : 建設その他工事監督業務

対象業務期間：令和00年00月00日～令和00年00月00日

監理員名	職階	第1回中間払		第1回中間払		第1回中間払		完了払	
		R00.00.00		R00.00.00		R00.00.00		R00.00.00	
		計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
建築	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00
建築	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00
電気	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00
機械	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00	00	1日 00 半日 00
	主任		1日 半日		1日 半日		1日 半日		1日 半日
	監理員								
	主任		1日 半日		1日 半日		1日 半日		1日 半日
	監理員								
	主任		1日 半日		1日 半日		1日 半日		1日 半日
	監理員								
計		00	00 1日 00 半日 00	00	00 1日 00 半日 00	00	00 1日 00 半日	00	00 1日 00 半日 00
累計		00	00 1日 00 半日 00	00	00 1日 00 半日 00	00	00 1日 00 半日	00	00 1日 00 半日 00

管理技術者	主任監理員

確認した者が押印

4 業務処理結果報告書（日報）

・ 対象業務期間：令和 00 年 00 月 対象月を記入

・ 従事者名 : (主任監理員・監理員)

業務を実施した者の名前を記入

業務月日	業務内容		人工
	午前	午後	小計(日)
R02.04.01(水) 日付を入力			
R02.04.02(木)			
R02.04.03(金)			
R02.04.06(月)			
R02.04.07(火)	<p>当該日の人工小計を記載 当該月の人工合計を記載 ...当該資料は監督業務実施計画書の監督員の配員計画との突合に 使用します。 業務内容には実際に行った業務を具体的に記述する 業務未実施の場合は空欄または非表示にする 文字は最少 8pt とし、記載不要欄を非表示にする等工夫して レイアウトすること</p>		
R02.04.08(水)			
R02.04.09(木)			
R02.04.10(金)			
R02.04.13(月)			
R02.04.14(火)			
R02.04.15(水)			
R02.04.16(木)			
R02.04.17(金)			
R02.04.20(月)			
R02.04.21(火)			
R02.04.22(水)			
R02.04.23(木)			
R02.04.24(金)			
R02.04.27(月)			
R02.04.28(火)			
重要な事項等については補助用紙に記載			合計(月)

5 業務処理結果報告書（補助用紙）

- ・ 業務名 : 団地建設その他工事監督業務
- ・ 受託者名 : 株式会社 設計事務所

管理 技術者		主任 監理員		監理員	
業務内容					

6 業務打合せ記録簿

総括監督員			管理技術者	主任監理員	監理員

決裁者は適宜修正すること

打合せ内容	協一議 ・ 承一諾 ・ 指 示
業務名	団地建設その他工事監督業務
受託者	株式会社 設計事務所
打合せ日時	令和 00 年 00 月 00 日 () 00 : 00 ~ 00 : 00
出席者	(株) 設計事務所 ・ (株) 建設 ・

項目	内容
(備考)	

補助用紙共 00 枚

No.00

7 報告書・協議書

(工事現場説明書様式に準ずる)

当該様式を用いて業務を実施した場合は添付する

以 上

工事監理基準(総則編)に基づく確認報告

(参考例)

- ・ 工事監理者が定めた「工事監理基準」に基づき実施した「工事と設計図書との照合及び確認」の結果について報告を行う
- ・ 工事監理基準に基づき実施した具体の頻度等については業務処理結果報告書(日報)等との整合を確認する
- ・ 担当職員への本報告については確認を行った部位に係る工事写真、図面等を添付するほか、内容について補足が必要な場合は資料を適宜添付すること
- ・ 確認結果のうち階数、部位別等に実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出する
- ・ 工事監理基準について独自の様式等を用いた場合は、当該基準に整合した結果報告様式を独自に定め、担当職員に報告を行うこと

業務件名 : 建設その他工事監督業務
対象工事件名 : 建設その他工事
受託者 : 建築設計事務所

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
1 一般 共通 事項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認									
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)									
	監理技術者の専任制等	(1) 資格者証の把握 1.2(1)と同じ									
		(2) 同一性の把握									
		(3) 常駐の把握									
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)									
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認									
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認									
		(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)									
	施工体制	(1) 施工体制台帳の把握 1.5(1)と同じ									
		(2) 施工体系図の把握 1.5(1)と同じ									
		(3) 施工体制の把握									
	一括下請	(1) 施工体制台帳及び下請契約書 1.5(1)(2)と同じ									
	標識等	(1) 工事カルテ登録の把握									
		(2) 建設業許可を示す標識の把握									
		(3) 建退共制度に関する掲示の把握									
(4) 労災保険に関する掲示の把握											
1.6 材料の規格(鑑定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認										
1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認										
1.8 ホルムアルデヒド等の発散	(1) 室内環境測定計画書の確認										
	(2) 室内環境測定報告書の確認										
1.9 鑑定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
1 一般 共通 事項	1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認									
		(2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認									
		(3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認									
		(4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか)									
	建設住宅性能評価	(1) 施工状況報告書の確認									
		(2) 検査対象工程通知時の通知書の確認									
		(3) 基礎配筋									
		(4) 2階の床の躯体工事完了時の確認									
		(5) 3に7の自然倍数を加えた階の躯体工事完了時の確認									
		(6) 屋根工事完了時の確認									
		(7) 内装下地張りの直前の工事完了時の確認									
(8) 竣工時の確認											
1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認										

工事監理基準(建築編)に基づく確認報告

(参考例)

- ・ 工事監理者が定めた「工事監理基準」に基づき実施した「工事と設計図書との照合及び確認」の結果について報告を行う
- ・ 工事監理基準に基づき実施した具体の頻度等については業務処理結果報告書(日報)等との整合を確認する
- ・ 担当職員への本報告については確認を行った部位に係る工事写真、図面等を添付するほか、内容について補足が必要な場合は資料を適宜添付すること
- ・ 確認結果のうち階数、部位別等に実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出する
- ・ 工事監理基準について独自の様式等を用いた場合は、当該基準に整合した結果報告様式を独自に定め、担当職員に報告を行うこと

業務件名 : 建設その他工事監督業務
対象工事件名 : 建設その他工事
受託者 : 建築設計事務所

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
1 一般 共通 事項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認									
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)									
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)									
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認									
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認 (2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)									
	1.6 材料の規格(認定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認									
	1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認									
	1.8 ホルムアルデヒド等の発散	(1) 室内環境測定計画書の確認									
		(2) 室内環境測定報告書の確認									
	1.9 認定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認									
	1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認									
(2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認											
(3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認											
(4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか)											
1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号, 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号, 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
2 仮設 工事	2.1 仮設工事の施工計画	(1) 施工計画書、仮設計画図等の確認								
	2.2 敷地状況、境界石の位置	(1) 境界杭の確認 (必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成)								
	2.3 隣地との高低差	(1) 隣地との高低差を確認 (主要出入口部の取り合い確認)								
	2.4 建築物等位置	(1) 境界と建築物等位置の確認								
	2.5 ベンチマークの設置状態、位置	(1) ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認 (移動、沈下防止対策)								
	2.6 敷地の高さ(設計GLとの関係)	(1) 敷地内の高さ確認 (方眼線の方向、間隔による計測ポイントを決め、高さを測定し、設計GLと照合)								
	2.7 仮設材・周辺調査	(1) 仮囲い設置の確認 (2) 電柱・電線等障害物の確認 (3) 既存埋設配管等の確認								
	2.8 安全対策等	(1) 仮囲い、足場の安全点検(定期的な安全パトロール) (2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置を確認 (3) 産業廃棄物処理の確認(処分場への追跡調査)								

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員は

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
3 土 工 事	3.1 土工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	3.2 根切り底の深さ、状態	(1) 根切り底の深さ確認									
	3.3 支持地盤（直接基礎の場合）	(1) 床付け面の確認 (かく乱又は盛土)									
		(2) 支持地盤の確認 (地耐力試験報告書)									
	3.4 埋戻し土及び盛土(材料)	(1) 土質の確認									
	3.5 埋戻し、余盛り(施工)	(1) 締固め工法 、建設機械(低騒音・低振動型機械)の確認									
		(2) 転圧状況の確認 (埋戻し300mm毎に転圧)									
		(3) 余盛り高さの確認									
	3.6 建設発生土の処理計画	(1) 建設発生土の処理計画の確認(残土処分計画書)									
	3.7 建設発生土の処理結果	(1) 建設発生土の処理報告の確認(残土処分報告書)									
	3.8 地中障害物の処理	(1) 地中障害物処理方法の確認(発注者と協議)									
	3.9 山留め工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認(工法、排水処理、山留め計算書等)									
3.10 山留め工事の材料	(1) 山留め材料の確認(シートパイル、H鋼、セメントミルク)										
3.11 山留め工事の施工	(1) 山留め施工の確認(建込み、切梁、構台、ロードセル)										
3.12 山留めの傾斜測定	(1) 山留壁の変位測定の確認(傾斜測定報告書)										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
4 地 業 工 事	4.1 試験杭	(1) 施工計画書の確認、認定工法等の確認									
		(2) 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への掘入れ深さ及び施工状況の確認									
		(3) 施工結果報告書の確認									
	4.2 既製コンクリート杭及び鋼杭の工事計画	(1) 施工計画書の確認(専門工事業者、専任技術者の確認)									
	4.3 既製コンクリート杭及び鋼杭(材料)	(1) 製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、欄尺表示、外観(割れ・傷)の確認									
		(2) 継手部の溶接材料の確認(溶接棒の規格)									
	4.4 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:共通)	(1) 資格の確認(溶接技能者)									
		(2) 継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手)の確認 (溶接:カラーチェック、無溶接:ボルトのトルク)									
		(3) 抗頭処理、補強									
		(4) 杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と抗頭の高さ)									
	4.5 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:打込み工法)	(1) プレボーリング併用の場合(掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への掘入れ深さの確認)									
		(2) 挿入れ(垂直度)									
		(3) 落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力の確認									
4.6 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:セメントミルク工法)	(1) オーガー、杭本体の垂直度の確認										
	(2) 支持地盤、オーガーの支持地盤への掘入れ深さの確認										
	(3) 安定液の確認(安定液計量)										
	(4) 掘固め液の確認(水セメント比、浸透、注入量、管理試験) (試験用試料採取)										
	(5) 抗周固定液の確認(浸透・注入量・管理試験) (試験用試料採取)										
4.7 特定埋込杭工法	(1) 建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件の確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正:確認内容等
4 地 業 工 事	4.8 場所打ちコンクリート杭地業の工事計画	(1) 施工計画書の確認(専門工事業者、専任技術者の確認)								
	4.9 場所打ちコンクリート杭地業(材料)	(1) 鉄筋(規格・種類・径・品質証明)								
		(2) コンクリートの規格確認(受入確認)								
	4.10 場所打ちコンクリート杭地業(施工)	(1) 資格の確認(施工管理技術者)								
		(2) 鉄筋かご組立の確認(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スベークラス・補強リング・溶接)								
		(3) 位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への掘入れ深さの確認 (孔壁測定、支持地盤の土質試料採取)								
		(4) 鉄筋継手の重ね長さとも筋の結束の確認								
		(5) スライム処理の確認(1次スライム:バケット、2次スライム:エアリフト)								
		(6) コンクリート打設の確認(トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置)								
		(7) 工法別確認事項)アースドリル工法 (安定液の品質管理・掘削孔の垂直度))ベノ工法 (上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり))リバーササーキュレーション工法 (泥水管理・掘削機の水平と垂直度)								
	4.11 砂利、砂(材料)	(1) 砂利、砂の確認(規格、種類、粒度) (建築物の接地圧(直接基礎)を受ける部分に再生クラッシャーラン使用不可)								
	4.12 砂利、砂(施工)	(1) 敷き込み厚さの確認								
(2) 敷均し及び締固めの確認(使用機器1層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ)										
(3) 仕上げの確認(天端高さ・厚さ・平たんさ)										
4.13 捨てコンクリート(材料)	(1) コンクリート配合計画書(強度・スランプ等)の確認									
4.14 捨てコンクリート(施工)	(1) 仕上げの確認(天端高さ・厚さ・平たんさ)									
4.15 杭の載荷試験	(1) 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認									
4.16 地盤の載荷試験	(1) 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認									
4.17 杭の位置(施工後の偏心量)	(1) 杭心の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認 (位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等)									

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
5 鉄 筋 工 事	5.1 鉄筋工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	5.2 鉄筋、スパーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋 (材料)	(1) 鉄筋の規格、種類、径の確認 (2) 品質証明の確認(規格証明書、タグプレート、ロールマーク) (3) スパーサーの材質、形状、寸法確認(ドーナツ、サイコロ、バー型ほか) (4) 貫通孔補強鉄筋の確認(規格証明書、構造計算書) (5) 溶接金物の規格、径、鋼目の形状・寸法の確認									
	5.3 鉄筋継手(技量資格)	(1) 資格者の確認 (圧接技能者、圧接継手管理技士、ガス圧接超音波探傷検査技量資格者、機械式継手管理技士、溶接継手管理技士等)									
	5.4 圧接継手(施工)	(1) 圧接作業条件確認(降雨・強風) (2) 施工前試験(外観試験・超音波探傷試験) (3) 圧接端面の確認(平滑処理、面取り、鉄筋冷間直角切断機の使用) (4) 径の異なる鉄筋の圧接確認 (5) 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔確認									
	5.5 圧接継手(試験)	(1) 外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ) (2) 超音波探傷試験の確認 (内部欠陥(不溶着部)) (3) 引張試験の確認 (試験片抜き後の処置) (4) 不合格となった圧接部の修正 (外観試験の不合格部の修正) (抜き試験による不合格部の修正)									
	5.6 機械式継手(材料)	(1) 材料の規格確認(評定書、規格証明書)									
	5.7 機械式継手(施工)	(1) 工法、外観の確認(グラウト式の場合の注入状況又はトルク式の場合のマーキングずれ)									
	5.8 溶接継手(材料)	(1) 材料の規格確認									
	5.9 溶接継手(施工)	(1) 工法、外観、溶接長さの確認									

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
5 鉄筋 工事	5.10 溶接継手(試験)	(1) 外観検査、超音波探傷試験の確認(第三者機関による試験結果報告書)									
	5.11 配筋	(1) 配筋状況の確認(施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認)									
		(2) 加工寸法等の確認(種類、径、長さ、折り曲げ等)									
		(3) あばら筋の加工形状の確認(接合する部材の寸法を考慮)									
		(4) 組立の確認(結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等)									
		(5) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認									
		(6) 継手の確認(位置、長さ、方法)									
		(7) 定着の確認(位置、長さ、方法、余長、フック)									
		(8) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認									
		(9) スペーサーの確認(形状、位置、間隔)									
		(10) 差し筋の位置と長さ									

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
6 コン クリ ート ・ 型 枠 工 事	6.1 コンクリート工事の施工計画	(1) 施工計画書(工区割り、圧送機械、圧送施工技能士等)の確認									
		(2) コンクリート施工計画報告書の確認									
	6.2 コンクリート(材料)	(1) 生コン工場の確認(JIS認証工場、納入実績、納入に要する時間等)									
		(2) 配合計画書の確認									
		(3) セメントの確認(種別、品質)									
		(4) 骨材の確認(規格、種類、吸水率、アルカリシリカ反応、塩化物量、粗骨材の最大寸法)									
		(5) 水の確認(規格・品質)									
		(6) 混和材料の確認(規格・種類)									
		(7) 圧縮強度用供試体の養生方法確認									
	6.3 コンクリートの受入れ、供試体採取	(1) 指定コンクリートであることの確認(種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度)									
		(2) 圧縮強度用供試体の採取確認 (テストピースの採取)									
	6.4 コンクリートの打込み	(1) 資格者の確認(圧送施工技能士等)									
		(2) 打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の確認									
		(3) 打継ぎ面の処理確認(仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去)									
		(4) 締め、コンクリート押入の確認									
	6.5 コンクリートの養生	(1) 養生温度、初期養生、寒冷期の保温、曇中の養生の確認									
		(2) コンクリート打設中の鉄筋保護の養生確認									
		(3) 打設後の散水養生確認									
		(4) 型枠脱型時期の確認									
	6.6 コンクリートの仕上げ	(1) 型枠支柱存置期間の確認									
(2) 部材断面の寸法、平たんさの確認											
(3) 部材位置、開口部位置、目地位置の確認											
(4) 不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認											
(5) 不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認											
(6) 特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をMCR工法又は目荒し工法により、タイル張付けモルタルの接着強度を確保させること。											
6.7 構造体コンクリートの強度試験	(1) 圧縮強度、管理材験の確認										
	(2) コンクリート施工結果報告書の確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員は

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
6 コンクリート・ 型枠工事	6.8 型枠工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認(支保工転用計画等)								
	6.9 型枠(材料)	(1) 型枠の確認(種類・品質) (2) 構造スリット材の規格確認(機材の品質判定基準)								
	6.10 型枠(施工)	(1) 主要部、部材断面、搬入れの確認 (2) 目地、構造スリットの確認(位置・形状) (3) 埋め込み金物の確認(建具、アンカーボルト、インサート、スリーブ) (4) セパレータの確認(種類・間隔)								
	7.1 鉄骨工事の施工計画	(1) 製作工場(グレード等)の確認 (2) 製作要領書、施工計画書の確認								
7 鉄骨工事	7.2 鋼材	(1) 鋼材の確認(規格、材質、種類、断面寸法、品質証明) (2) 高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルトの確認(規格、種類、寸法、ねじ形状) (3) 溶接材料の確認(鋼材の組合せ適否・保管) (4) デッキプレートの確認(規格・材質・種類・品質証明)								
	7.3 技術者等	(1) 資格者の確認 (溶接施工管理技術者、溶接技能者、溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、鋳付け技能者、専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者等)								
	7.4 工場製作	(1) 製品の加工確認(形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強) (2) 溶接状態の確認 (3) 磨擦面の確認(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態) (4) スタッドボルトの確認(径、本数、配置) (5) 錆止めの確認(塗装範囲、塗布量)								
	7.5 現場受入れ	(1) 製品の加工確認(形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強) (2) 製品の接合部の確認(溶接) (3) キズ等の有無の確認								
	7.6 現場溶接	(1) 溶接作業条件の確認(作業場所の気温、降雨、降雪、風) (2) 溶接着手前の確認 (隙間・食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ルート間隔、開先角度、組立、エンドタブ) (3) 溶接作業中の確認 (予熱、溶接順序、溶接姿勢、溶接継径、ワイヤ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、パス間温度、スラグの清掃、裏はつり)								

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
7 鉄骨工事	7.7 溶接部の試験	(1) 溶接部の外観確認 (アンダーカット、ビット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足) (突合せ溶接部倉遣い、ダイヤフラムとフランジのずれ)									
		(2) 溶接部の内部確認(超音波探傷試験) (ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み)									
		(3) 不合格となった溶接部の補修 (外観(欠陥の補修状態)、内部欠陥(欠陥の補修状態))									
	7.8 ボルト接合	(1) 高力ボルト接合部の確認 (磨損面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長)									
		(2) 普通ボルト接合部の確認 (ボルト余長、塵金有無、戻り止めの方法)									
	7.9 スタッド溶接(材料)	(1) 覆付きスタッドの規格確認(種類、寸法)									
	7.10 スタッド溶接(施工)	(1) スタッドボルトの確認(径、本数、配置)									
		(2) 外観の確認(アンダーカット・仕上り高さ・傾き)									
		(3) 打撃曲げ試験の確認(曲げ角度・割れ)									
		(4) 不合格スタッド溶接の補修状態									
	7.11 鉄骨置方	(1) アンカーボルトの確認(位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ)									
		(2) 置方精度の確認(柱の傾れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度)									
	7.12 耐火被覆(材料)	(1) 工法及び材料規格の確認(吹付け、耐火板、耐火管付け)									
	7.13 耐火被覆(施工)	(1) 下地の確認(浮き錆、付着油の除去)									
		(2) 被覆の厚さ、ピン長さ、耐火表示等の確認									
	7.14 錆止め塗装(材料)	(1) 規格・種類の確認									
7.15 錆止め塗装(施工)	(1) 未塗装範囲の確認										
	(2) 塗装損傷部分の補修確認										
7.16 溶融亜鉛めっき	(1) めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態の確認										
	(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトの確認 (磨損面の処理、錆付け(マーキングのずれ、ナット回転量、ボルト余長))										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員」

区分	監理項目 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
8 コン クリ ート ブロ ック ・ ALC パネ ル ・ 押 出 成 形 セ メ ン ト 板	8.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認								
	8.2 コンクリートブロック(材料)	(1) コンクリートブロックの確認(規格、種類、寸法)								
		(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)								
	8.3 コンクリートブロック(施工)	(1) 配筋の確認(径、間隔)								
		(2) まぐさ受け補強の確認								
	8.4 ALCパネル(材料)	(1) ALCパネル等の確認(規格、種類、寸法、耐火材料等)								
		(2) 取付け金物の確認(規格、種類、寸法)								
8.5 ALCパネル(施工)	(1) 漏洩(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理)の確認									
	(2) 欠損部の補修確認									
8.6 押出成形セメント板(材料)	(1) 押出成形セメント板等の確認(規格、種類、寸法、耐火材料等)									
	(2) 取付け金物の確認(規格、種類、寸法)									
8.7 押出成形セメント板(施工)	(1) 漏洩(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理)の確認									
	(2) 欠損部の補修確認									

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
9 防 水 工 事	9.1 防水工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認								
	9.2 アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認								
	9.3 アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修) (2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定) (3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押入金物の取付け) (4) 外断熱範囲の確認 (5) 押えコンクリート目地の確認 (6) 押えコンクリート溶接金網の確認								
	9.4 改置アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認								
	9.5 改置アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修) (2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定) (3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押入金物の取付け) (4) 外断熱範囲の確認 (5) 押えコンクリート目地の確認 (6) 押えコンクリート溶接金網の確認								
	9.6 合成高分子系ルーフィングシート防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認								
	9.7 合成高分子系ルーフィングシート防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修) (2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定) (3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物・固定金具の取付け) (4) 外断熱範囲の確認								
	9.8 塗膜防水(材料)	(1) 規格、種類の確認 (2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)								
	9.9 塗膜防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修) (2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定) (3) 使用量及び膜厚の確認								

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
9 防水工事	9.10 シーリング(材料)	(1) 規格、種類の確認									
	9.11 シーリング(施工)	(1) 施工時の気象確認									
		(2) 目地寸法の確認(幅、深さ)									
		(3) 接着力の確認(引張接着性試験、簡易接着性試験)									
10 石工事	10.1 石工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
		10.2 石(材料)	(1) 石材の確認(規格、種類、形状、色調、仕上げ)								
			(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)								
	10.3 石(施工)	(3) 取付け金物の確認(規格、種類、形状)									
(1) 下地の確認(鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め)											
(2) 裏面処理の確認											
11 タイル工事	11.1 タイル工事の施工計画	(3) 取付けの確認(取付け金物、裏込めモルタル、だばの固定)									
		11.2 タイル(材料)	(1) 施工計画書の確認								
		11.3 タイル(施工)	(1) タイル製品の確認(規格、種類、形状、色調、裏足の形状及び寸法)								
	(2) 取付けモルタル:接着剤の確認(規格、種類、割合)										
	(3) 目地材の確認(規格、種類)										
	11.4 タイル型枠先付け(施工)	(1) 下地の確認(コンクリート素地面の状態、下地モルタル浮き、伸縮調整目地)									
		(2) タイル浮きの有無確認									
		(3) 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たかさ)									
	11.5 外壁タイルの接着力(引張接着強度)	(4) 施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認									
		(1) 取付け状態の確認									
11.5 外壁タイルの接着力(引張接着強度)	(2) タイル浮きの有無確認										
	(3) 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たかさ)										
	(1) 接着力試験結果の確認(試験結果報告書)										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
1 2 木 工 事	12.1 木工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	12.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)									
		(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)									
		(3) 釘、ビスピッチの確認									
		(4) 軸組取付け間隔の確認									
		(5) 下地補強材の確認									
		(6) 表面仕上げの確認									
		(7) 防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認									
		(8) 軸組検討会チェックシートの確認									
	12.3 木材(先行住宅以外の材料)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)									
		(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)									
	12.4 木材(先行住宅以外の施工)	(1) 釘、ビスピッチの確認									
(2) 軸組取付け間隔の確認											
(3) 下地補強材の確認											
(4) 表面仕上げの確認											
(5) 防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認											
1 3 屋 根 及 び と い 工 事	13.1 屋根及びとい工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	13.2 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(材料)	(1) 規格、材質、寸法、厚さの確認									
		(2) 留付け金物の確認(材質、形状、防錆処理)									
		(3) 下葺材の確認(規格、種類)									
	13.3 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(施工)	(1) 下葺きの確認(重ね合わせ)									
		(2) 各部の納まりの確認(留付け間隔、横木の取付け)									
	13.4 とい(材料)	(1) 規格、材質、材種、寸法、径、厚さの確認									
13.5 とい・防火区画貫通部の処理(施工)	(1) 防火区画貫通部の処理										
	(2) 防塵養生処理の確認										
	(3) ルーフトレン、掃除口の確認										
13.6 といの通水試験	(1) 通水試験結果の確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員は

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
1 4 金 属 工 事	14.1 金属工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	14.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 軽量鉄骨天井、壁下地の確認(規格、材質、種類、形状、寸法)									
		(2) ビスピッチの確認									
		(3) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認									
		(4) 下地補強材の確認									
		(5) 軸組検討会チェックシートの確認									
	14.3 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、材質、種類、形状、寸法の確認									
	14.4 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の施工)	(1) ビスピッチの確認									
		(2) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認									
		(3) 下地補強材の確認									
		(4) 塵下等有効層、天井高さ確認									
		(5) 開口補強部の確認(開口部の種類・補強)									
		(6) 溶接部の確認(スラグ除去・防錆処理)									
		(7) 天井下地材の補強の確認(プレース、吊材の配置)									
14.5 金属成形板張り(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認										
14.6 金属成形板張り(施工)	(1) 割付、下地の確認										
14.7 アルミニウム製笠木(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認										
14.8 アルミニウム製笠木(施工)	(1) 固定金具間隔、固定度の確認										
14.9 手すり及びタラップ(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認										
14.10 手すり及びタラップ(施工)	(1) 位置、固定度、手すりの高さの確認										
14.11 あと施工アンカー(材料)	(1) 材質、形状、寸法の確認										
14.12 あと施工アンカー(施工)	(1) 削孔深さ、清掃、埋め込み深さ、グラウト充填の確認										
1 5 左 官 工 事	15.1 左官工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	15.2 モルタル等(材料)	(1) モルタル等の確認(種別、品質、割合)									
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)									
	15.3 モルタル塗り・せっこうプラスター塗り(施工)	(1) 下地の確認(目荒らし・水洗い)									
(2) 仕上りの確認(むら・塗厚・平たんさ)											
15.4 床コンクリート重均仕上げ	(1) 仕上りの確認(むら・平たんさ)										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員は

区分	監理項目 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
16 1 6 建 具 工 事	16.1 建具工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	16.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 建具の材質、形状、表面処理、仕上げ等の確認									
		(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認									
		(3) シーリング材、ガスケット(規格、種類、防火性能)									
		(4) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)									
		(5) アンカーの状態確認									
		(6) 枠廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)									
		(7) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)									
		(8) 組立、作動状態の確認									
		(9) 網入ガラスの小口防錆処理確認									
		(10) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認									
	16.3 建具(先行住宅以外の材料)	(1) 材質、形状、機能、性能の確認									
		(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認									
		(3) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)									
16.4 建具(先行住宅以外の施工)	(1) アンカーの状態確認(溶接アンカー間隔)										
	(2) 枠廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)										
	(3) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)										
	(4) 組立、作動状態の確認										
16.5 ガラス(先行住宅以外の材料)	(1) ガラスの規格、形状、厚さの確認										
16.6 ガラス(先行住宅以外の施工)	(1) 網入ガラスの小口防錆処理の確認										
16.7 ガラスブロック(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認										
16.8 ガラスブロック(施工)	(1) 目地寸法、力骨間隔の確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
1 7 カー テン ウ ォ ール 工 事	17.1 カーテンウォール工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認								
	17.2 メタルカーテンウォール(材料)	(1) 金属(規格、材質、形状、寸法、板厚、色)の確認 (2) シーリング、ガラス、断熱材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認								
	17.3 メタルカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認 (2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度								
	17.4 メタルカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(駆体付け金物の強度と精度、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認								
	17.5 PCカーテンウォール(材料)	(1) コンクリート(品質、種類、強度、スランプ、単位水量、割合)の確認 (2) 鉄筋(規格、種類、径)の確認 (3) 補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認								
	17.6 PCカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認 (2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 (3) 鉄筋の組立(配筋状態、継手、定着、かぶり厚さ)の確認								
	17.7 PCカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(駆体付け金物の強度と精度、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認								
1 8 塗 装 工 事	18.1 塗装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認								
	18.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認 (2) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (3) 塗料種類、塗り回数の確認 (4) 外観(色調・塗りむら)の確認 (5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認								
	18.3 塗装(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認								
	18.4 塗装(先行住宅以外の施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (2) 塗料種類、塗り回数の確認 (3) 色調・塗りむらの確認								
	18.4 塗装(先行住宅以外の施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (2) 塗料種類、塗り回数の確認 (3) 色調・塗りむらの確認								
1 9 仕 上 塗 材 工 事	19.1 仕上塗材工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認								
	19.2 仕上塗材(材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認								
	19.3 仕上塗材(施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (2) 塗料種類、塗り回数の確認 (3) 濃度・色調・つやの確認								

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
20 内装工事	20.1 内装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認									
	20.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 仕上げ材の規格、種類、厚さの確認	(2) 断熱範囲の確認								
			(3) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)								
			(4) 乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認								
			(5) 乾式遮音二重床下地材の水廻りパラフィン塗布の確認								
			(6) ボードビスピッチの確認								
			(7) 耐水ボード仕様範囲の確認								
			(8) ボードの仕上り状態(目地漏り・不陸・目違い)、異種下地処理の確認								
			(9) 仕上りの確認								
			(10) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認								
			20.3 断熱、防霉(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認							
	20.4 断熱(施工)	(1) 範囲、 厚さの確認									
	20.5 乾式遮音二重床下地(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認	(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)								
			(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)								
	20.6 乾式遮音二重床下地(施工)	(1) 固定状況の確認	(2) 水廻りのパラフィン塗布の確認								
			(2) 水廻りのパラフィン塗布の確認								
20.7 せっこうボード、その他のボード及び合板張り(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認										
20.8 せっこうボード、その他のボード及び合板張り(施工)	(1) ボードビスピッチの確認	(2) 耐水ボード仕様範囲の確認									
		(3) 仕上り状態(目地漏り・不陸・目違い)、異種下地処理の確認									
		(3) 仕上り状態(目地漏り・不陸・目違い)、異種下地処理の確認									
20.9 ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り(材料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、 模様の確認										
20.10 ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り(施工)	(1) 下地(乾燥、平滑さ)の確認	(2) 仕上り状態(ふくれ、はがれ)の確認									
		(2) 仕上り状態(ふくれ、はがれ)の確認									

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員に

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
20 内装 工事	20.11 カーペット敷き(材料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、模様、防火性能の確認								
	20.12 カーペット敷き(施工)	(1) 下地面の清掃、接着性の確認								
	20.13 合成樹脂塗床(材料)	(1) 規格、種類、色の確認								
	20.14 合成樹脂塗床(施工)	(1) 下地の確認(不陸・清掃・含水率等)								
		(2) 塗付け、仕上げの種類確認								
	20.15 フローリング張り(材料)	(1) 規格、種類、寸法、厚さの確認								
	20.16 フローリング張り(施工)	(1) 仕上げ、養生の確認								
	20.17 畳敷き(材料)	(1) 種類、防虫処理の確認								
	20.18 畳敷き(施工)	(1) 畳ごしらえ、敷きこみの確認								
	20.19 壁紙張り(材料)	(1) 規格、種類、色、模様、防火性能の確認								
		(2) 接着剤(規格・種類)の確認								
20.20 壁紙張り(施工)	(1) 不燃性表示マークの確認									
	(2) 仕上り状態(しわ、ふくれ、はがれ)の確認									

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員」

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
2 1 部 品 ・ そ の 他 工 事	21.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認									
	21.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、材質、種類の確認									
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)									
		(3) 固定状況の確認									
		(4) 可動部の作動確認									
		(5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認									
	21.3 ユニットバス・キッチンキャビネット(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認									
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)									
	21.4 ユニットバス・キッチンキャビネット(施工)	(1) 固定状況の確認									
		(2) 可動部の作動確認									
	21.5 手すりユニット(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認									
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)									
	21.6 手すりユニット(施工)	(1) 手すりの位置、固定状況、高さの確認									
	21.7 各種部品(材料)	(1) 規格、材質、種類の確認									
21.8 各種部品(製品、施工)	フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレ ブース、階段滑り止め、床目地樺、黒板及びホワイト ボード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロール スクリーン、カーテン及びカーテンレール	(1) 取付け金物(表面処理)の確認									
	(2) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認										
	(3) 取付け(躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め)の確認										

特に報告を求める事項 ... 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法
 複数監督員が行う事項 ... 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員」

区分	監理項目 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号、工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
2 2 P C 工 法 に よ る 工 事	22.1 PC工事の施工計画	(1) 製造工場の確認									
		(2) 施工計画書の確認									
	22.2 PC工法(材料)	(1) 鉄筋の確認(種類、径、規格証明書、タグプレート)及びトラス筋の確認									
		(2) コンクリートの配合、強度試験結果確認									
	22.3 PC工法(製品)	(1) 検査済み表示の確認									
		(2) 取付け金物(表面処理)の確認									
		(3) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認									
		(4) ひび割れ・欠損の有無の確認									
		(5) 工場製造自主検査記録									
	22.4 PC工法(施工)	(1) 組立て位置、建入れ精度(水平・垂直)、ひび割れ・破損の有無の確認									
		(2) 取付け(躯体付け金物の強度と精度)の確認									
		(3) 取付け金物の溶接後の外観、錆止め、超音波探傷試験の確認									
		(4) スリーブ接合のグラウト充填確認									

工事監理基準(電気編)に基づく確認報告

(参考例)

- ・ 工事監理者が定めた「工事監理基準」に基づき実施した「工事と設計図書との照合及び確認」の結果について報告を行う
- ・ 工事監理基準に基づき実施した具体の頻度等については業務処理結果報告書(日報)等との整合を確認する
- ・ 担当職員への本報告については確認を行った部位に係る工事写真、図面等を添付するほか、内容について補足が必要な場合は資料を適宜添付すること
- ・ 確認結果のうち階数、部位別等に実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出する
- ・ 工事監理基準について独自の様式等を用いた場合は、当該基準に整合した結果報告様式を独自に定め、担当職員に報告を行うこと

業務件名 : 建設その他工事監督業務
対象工事件名 : 建設その他工事
受託者 : 建築設計事務所

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
1 ・ 一 般 共 通 事 項	1.1 機材	(1) 規格、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料の確認(認定を受けた材料含む)									
	1.2 施工	(1) 認定を受けた工法、隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認									
		(2) 資格(電気保安技術者)の確認									
		(3) 完成状態(据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理)、機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整(遠方発停・インターロック・故障表示を含む)の確認									
		(4) 関連工事の確認(土工事、地盤工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨(鋼材)工事は建築工事に限る)									
		(5) 【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.5】「施工の確認及び報告」の2に示す事項の施工が設計図書に適合することの確認									
	1.3 材料及び施工品質	(1) 製作図の確認(露出部、見えがかり部の塗装色、ハンドホールの性能規格、ボール灯の強度計算含む)									
		(2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)									
	1.4 試験	(1) 性能試験に係る確認(絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗など【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.8】「工事の試験」に示す事項の試験)									
		(2) 総合性能試験に係る確認(停機警報合、防災警報合、自動制御設備警報合、中央監視設備警報合、セキュリティ設備、水漏関連設備警報合(関連工事間の運動制御)、計量課金)									

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
2 ・ 電力 設備 工事	2.1 機材	<p>電線類の確認</p> <p>(1) 電線類(規格・種類・太さ) ・バスダクト及び付属品(規格・種類・容量・プラグイン) ・ライティングダクト(規格・種類・容量)</p> <p>電線保護物類の確認</p> <p>(2) 金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ) ・プルボックス、金属ダクト、トラフ(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・エキスパンションジョイント)</p> <p>(3) 配線器具(規格、種類、容量)の確認</p> <p>(4) 照明器具(規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色)の確認 ・質量の大きい機器及び取付け方法の特殊な機器の取付け(取付け詳細図の確認)</p> <p>(5) 分電盤(規格、材質、寸法)の確認 ・OA盤の分電盤部(端子盤部)、実験盤、開閉器箱含む ・耐熱形分電盤の耐熱性能含む</p> <p>(6) 制御盤(規格、材質、寸法、換気装置) ・電気自動車用充電装置含む(器具類の試験を除く) ・消防防災用制御盤の耐熱性能含む</p> <p>(7) 電熱装置(温度検出部、降電検出部、水分検出部)の確認 ・発熱線等含む</p> <p>(8) 電保護設備の確認 ・突針支持管(規格・材質・形状・寸法) 構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・引下げ導線(材質・種類・寸法)</p> <p>(9) 接地の確認 ・接地端子箱(材質・種類・形状・寸法) ・埋設標(材質・文字)</p> <p>(10) 外線材料の確認 ・電柱(規格・種類・寸法・積載荷重) ・装柱材料(規格・材質・種類・寸法) ・がいし(規格・種類・寸法) ・地中ケーブル(種類・太さ) ・マンホール、ハンドホール(形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重) 耐荷重は各種類ごとの強度計算書(床板・側板・底板)、配筋図及び鉄筋の規格証明書、コンクリートの計画調合書の確認</p>								
	2.2 施工	<p>(1) 共通事項の確認(先行住宅、共用部分) ・電線・ケーブルの接続(端未処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取合い ・高圧ケーブルの接続及び端未処理の確認</p> <p>(2) 電線類及び電線保護物類の確認 ・電線(種類・太さ) ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)</p> <p>(3) ケーブル配線の確認 ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)</p>								

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
2 ・ 電力 設備 工事	2.2 施工	架空配線の確認 (4) ・支柱(位置・埋入れ深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)								
		地中配線の確認 (5) ・掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール・ハンドホール(掘切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設標識シート)								
		接地の確認 (6) ・接地極(接続・離隔・埋設深さ)の確認 ・接地極の埋設方法の確認(接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証) ・D種接地及びC種接地の表示の指示								
		電灯・コンセント設備の確認 (7) ・照明器具(脱落防止措置) ・コンセント(接地極の位置・防水形コンセントの形状) ・屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認								
		動力設備の確認 (8) ・配線(電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態) ・機器(操作・保守スペース・相回転)								
		電熱設備の確認 (9) ・発熱線(温度上昇・止水処理)								
		置保護設備の確認 (10) ・接地極(接続・離隔・埋設深さ) ・受電部(取付け・接続) ・引下げ導線、渡置導線(接続)								
		(11) 据付け(アンカーボルト、点検スペース、防振措置)の確認								
	2.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認								
		(2) ハンドホール内含む外壁貫通部の防水処理方法及びケーブル敷設状況(材料及び施工方法)の確認								
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認								
2.4 試験	各種試験に係る確認 (1) ・照明器具(点灯・照度測定(測定箇所の指示)・照明制御装置の総合動作試験) ・コンセント(線性・回路) ・分電盤、制御盤、OA分電盤、開閉器箱(動作特性・シーケンス・外觀・構造) ・動力設備(相回転・発停・運動・インターロック・警報回路の動作、限時継電器及び保護継電器の制動・電流計赤指針の設定)									
	(2) 電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験による確認 ・抵抗値の計測確認及び動作状況の確認 ・絶縁耐力試験 ・発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験									

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
3 受 変 電 設 備 工 事	3.1 機材	規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認									
		(1) 保護継電器の整定等 ・保護継電器(地絡、過電流)の保護協調曲線の確認									
	3.2 施工	(2) ダクト、ラックその他の工作物の塗装色の協議									
		(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置									
		(2) 配線の確認 ・機器への接続									
	3.3 材料及び施工品質	(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認									
		(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認									
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認									
	3.4 試験	(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認									
		(1) 各種試験計測の確認 ・ 配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、遊置器(動作・温度)									
		(2) 受変電設備の機材単体の試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、接地抵抗)									
		(3) キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験									
	3.5 受変電設備用付属品	(4) 工事の試験に係る確認									
		(1) 自家用電気室用附属品の確認 ・掲示板の記載内容の指示									

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
4 (電力貯蔵設備工事)	4.1 機材	(1) 規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認確認								
	4.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置								
		(2) 配線の確認 ・機器への接続								
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認								
	4.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合法による施工)の確認								
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認								
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認								
	4.4 試験	(1) 直流電源装置(動作)の試験に係る確認								
		(2) 交流無停電電源装置(並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間)の確認								
		(3) 直流電源装置(動作)、UPSの試験に係る確認 ・構造試験、性能試験(電圧電流特性、効率、耐電圧、動作、UPS容量)								

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.1 機材	発電装置の確認 ・共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離、配管材料(規格・材質・太さ) ・発電機 (1) ・規格、形式 ・原動機 ・規格、形式、構造 ・配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置									
		(2) 補機附属装置(規格、材質、寸法)の確認									
	5.2 施工	据付けの確認 ・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙空の接続 (1) ディーゼル発電装置等の施工(基礎の強度)の確認 ・基礎コンクリート打設前に基礎図の協議									
		配管・配線の確認 ・配管(接続・支持・防振継手) (2) ・電線類(規格・種類・太さ) ・機器への接続									
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認									
	5.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認									
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認									
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認									
	5.4 試験	(1) 始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定に係る確認									
		(2) 現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定に係る確認 ・各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認 ・原動機と発電機を組合せた状態の性能試験(過回転力試験、調速機試験、保安装置試験、始動停止試験、速度特性試験、負荷試験、燃料消費率試験) ・原動機、配電盤、補機付属装置、防災電源、系統連系、燃料電池発電装置、熱供給発電装置(コージェネレーション装置)の確認 ・小出力発電装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力力率(連系運転時)、交流出力電流・電圧ひずみ率(連系・自立運転時)、保護装置特性、単独運転検出機能)									
		(3) 太陽光発電装置の確認 ・最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合の工事の試験 太陽光発電装置の機器単体試験 ・JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定されている強度(構造耐力上安全である旨の計算書等)の確認 ・太陽光発電装置の試験 太陽光発電装置の施工の試験 ・構造試験、性能試験(電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性)、機能試験(総合動作) 太陽光発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・構造試験(外観、外形寸法、構造)									

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.4 試験	ディーゼル発電装置、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の機器単体試験 ・製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることの確認 ・JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC2131「ガスタービン駆動同期発電機」による性能試験 ・原動機、配電盤及び補機附属装置等の試験 ・ディーゼル発電装置等の現地総合試験 ・ディーゼル発電装置等工事の現地総合試験に係る確認 ・ディーゼル発電装置等の騒音測定の確認(測定箇所の指示)								
		風力発電装置の試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗、絶縁耐力、運転試験、保護装置試験、動作試験、騒音)、機能試験(総合動作) ・風力発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認								

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
(情報6:備通工事・情報防災設備工事)	6.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認									
		(2) 電線保護物類の確認 ・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ) ・プルボックス(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・寸法)									
		(3) 配線器具の確認 ・通信用プラグユニット、コネクタ(規格・形式)									
		(4) 端子盤・機器収納ラックの確認 ・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類(規格・種類)									
		(5) 自動火災報知装置の確認 ・受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置									
		(6) ガス漏れ火災警報装置の確認 ・受信機、検知器(構成)									
		(7) その他の装置(構内情報通信装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、 <u>拡声装置</u> 、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置(構成))の確認 ・インターホンオードアロック装置(動作フローチャート及びインターホン配線図の確認) ・テレビ・FM共同受信設備(アンテナ位置並びに特殊アンテナの必要性若しくは受信良否、衛星放送電波到来方向の仰角及び方位角付近の障害物の確認) ・防犯カメラ設備(荷重の大きい防犯カメラ及び取付方法が特殊な防犯カメラの取付詳細図の確認) ・構内交換設備(電話機取付位置の協議) ・情報表示設備(荷重の大きい情報表示設備及び取付方法が特殊な情報表示設備の取付詳細図の確認) ・映像・音響設備(荷重の大きい映像・音響設備及び取付方法が特殊な映像・音響設備の取付詳細図の確認) ・誘導支援設備(検出部の取付詳細図の確認)									
		(8) テレビ電波障害防除設備の確認(事前調査の地点の協議)									

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
(情報6 通工事・情報 防炎設備工事)	6.2 施工	共通事項の確認 (先行住宅、共用部分) ・電線・ケーブルの接続(端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取り合い(立会い箇所の指示)								
		電線類及び電線保護物類の確認 ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・管の接続(管相互・異種管) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)								
		ケーブル配線 (光ファイバークーブルを除く)の確認 ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止)								
		(4) 光ファイバークーブル配線(屈曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理)の確認								
		(5) 床上配線(ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護)の確認								
		架空配線の確認 ・支柱(位置・掘入れ深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)								

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等	
(情報6 設・備 通工 事・情 報防 災設 備工 事)	6.2 施工	地中配線 ・掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール、ハンドホール(掘切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設確認シート)									
		(7)									
		(8) 接地種(接続・離隔・埋設)の確認									
		(9) 据付け(アンカーボルト、点検スペース、防震措置)の確認									
	(10) テレビアンテナの位置確認(テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証)										
	6.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認									
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認									
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認									
	6.4 試験	屋内配線(基本機能・サービス機能)の各種試験に係る確認 ・情報設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・LAN設備の試験調整及び外部接続(各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認) ・構内情報通信網装置の形式試験(構造、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(動作)) ・UTPケーブル伝送品質の測定 ・バケット送受信機能(試験箇所)の指示									
		屋内交差(基本機能・サービス機能・付加サービス機能)の各種試験に係る確認 ・電気通信回線に接続する端末機器(電気通信事業法に適合する旨を証明する資料の確認) ・構内交換装置の試験									
拡声、情報表示、誘導支援(動作)の各種試験に係る確認 ・インターホンオートドアロック設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・マルチサイン装置の構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧、防水)、機能試験(総合試験) ・出退表示装置の構造試験、性能試験(電圧変動、温度上昇、絶縁抵抗、耐電圧、動作)、機能試験(総合試験) ・時刻表示装置の構造試験、性能試験(出力信号、調針、絶縁抵抗、耐電圧、消費電流、精度、コイルの直流抵抗、電圧変動、防水、子時計の極性・動作、時刻補正機構、警報機構)、機能試験(総合試験) ・映像・音響装置及び拡声装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、出力、絶縁抵抗、耐電圧、動作、インピーダンス、残響時間、伝送周波数特性)) ・誘導支援装置の形式試験(構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、動作)、機能試験(総合試験)) ・情報表示(時刻表示)設備の試験											
テレビ(出力レベル・電界強度)の各種試験に係る確認 ・テレビ・FM共同受信設備のテレビ画像品位及び音質・出力レベル(ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認) ・テレビ電波障害防除設備の形式試験(電界強度、構造試験、性能試験(特性))											
監視カメラ(視界・画質・操作・映像切替)の各種試験に係る確認 ・防犯カメラ設備の画像(視界・画質、必要照度の確認) ・監視カメラ装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験))											

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
(情報6 設・備 通 信 事 ・ 情 報 災 害 防 災 設 備 工 事)	6.4 試験	駐車場管制、防犯、拡声(動作)の各種試験に係る確認 駐車場管制装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、動作、防水)、機能試験(総合試験) ・防犯・入退室管理装置の構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、検出動作)、機能試験(総合動作試験)								
		自動火災報知、ガス漏れ火災報知(動作)の各種試験に係る確認 防災設備の総合動作 ・自動火災報知装置、自動閉鎖装置(自動閉鎖機構、非常警報装置(非常ベル、自動式サイレン)及びガス漏れ火災警報装置(関係法令に適合する旨を証明する資料の確認) ・煙感知器動作、自動閉鎖装置動作、連動制御器動作								
		光ファイバケーブル配線(接続損失)の試験に係る確認 ・光ファイバケーブル伝送損失の測定								
		端子盤・機器収容ラック等の試験に係る確認 ・通信SPDの試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗) ・接地抵抗の測定								
7 ・ 中 央 監 視 制 御 設 備 工 事	7.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認								
		(2) 警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置(構成)の確認								
	7.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置								
		(2) 配線の確認 機器への接続 配線の確認 ・共用部分の配管(埋込み配管、隠蔽配管)・配線施工(電線・ケーブル接続) ・関連工事との取合い(立会い箇所)の指示								
	7.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認								
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認								
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認								
	7.4 試験	(1) 監視制御装置(動作)の確認 構造試験及び性能試験(各種試験の計測)に係る確認 ・中央監視制御装置の試験(機器単体の試験) ・警報盤の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) ・監視制御装置の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験)) ・光ファイバケーブル伝送損失の測定								

工事監理基準(機械編)に基づく確認報告

(参考例)

- ・ 工事監理者が定めた「工事監理基準」に基づき実施した「工事と設計図書との照合及び確認」の結果について報告を行う
- ・ 工事監理基準に基づき実施した具体の頻度等については業務処理結果報告書(日報)等との整合を確認する
- ・ 担当職員への本報告については確認を行った部位に係る工事写真、図面等を添付するほか、内容について補足が必要な場合は資料を適宜添付すること
- ・ 確認結果のうち階数、部位別等に実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出する
- ・ 工事監理基準について独自の様式等を用いた場合は、当該基準に整合した結果報告様式を独自に定め、担当職員に報告を行うこと

業務件名 : 建設その他工事監督業務
対象工事件名 : 建設その他工事
受託者 : 建築設計事務所

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正:確認内容等
一般 共通 事項	1.1 工事受注者の品質管理基準の確認	(1) 施工品質管理方法の確認								
	1.2 契約に関する届出書類の確認	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか) (2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)								
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認								
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書(品質計画含む)の確認								
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認								
	1.6.1 機材(一般共通)	(1) 設計図書に定める品質及び性能を有することの確認 (2) 規格(認定を受けた材料を含む)の確認 (3) 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示の確認 (4) ホルムアルデヒド等の発散の確認 (5) 防火区画貫通部に用いる材料(認定を受けた材料)の確認								
	1.6.2 機材(配管材料)	(1) 仕様、性能の確認 (2) 管及び継手(規格・材質・用途・構造)の確認 (3) 管端防食継手(規格・材質・種類・形式・構造・離別塗装)の確認								
	1.6.3 機材(配管付属品)	(1) 一般用弁及び栓(規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力)の確認 (2) 水量計(方式・用途・検定の合格)の確認 (3) スリーブ(材質・寸法・施工部位・貫通部の外径)の確認 (4) 防食材(規格・仕様・材質・厚さ)の確認 (5) 雑用材(仕様・材質・仕上げ・支持強度)の確認								
	1.6.4 機材(計器その他)	(1) 規格、材質、取付け配管用途、構造、破損時の流出防止構造、使用圧力・温度の確認								
	1.6.5 機材(機材の搬入)	(1) 機材の検査								
	1.7 施工(工法)	(1) 認定を受けた工法の確認								
	1.8 製作図・施工図	(1) 使用する機器の製作図面の確認(露出部、見えがかり部の塗装色を含む) (2) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認								
	1.9 完成図その他	(1) 完成工事との整合及び保全に関する資料(目録を含む。)の確認 (2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)								
	衛生 器具 設備 工	2.1 機材(衛生器具)	(1) 規格、仕様、種類、仕上げの確認							
2.2 施工(器具付け、接続)		(1) 取付け状態、管との接続状態、水量調整の確認 (2) アンカーボルト取付けの確認								

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正:確認内容等	
給水設備 工事	3.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認									
	3.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保									
	3.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)									
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)									
		(3) 覆べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認									
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・揺れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理)の確認									
		(5) 銅管ねじ精度の確認									
		(6) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認									
		(7) ウォーターハンマー防止の措置の確認									
		(8) 建物進入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認									
		(9) 伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所の確認									
	3.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の締付け等の確認									
(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認											
(3) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認											
(4) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認											
3.2.3 施工(埋設配管)	(1) 給水管と排水管の位置、点検口枠の設置、衝撃防護措置の確認										
	(2) 埋設深さ、地中埋設標、地中埋設テープの確認										
	(3) 防食処理の確認										
3.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認										
	(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認										
	(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認										
給水設備 工事	3.2.5 施工(機器)	(1) 揺付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認									
		(2) 揺付け状態、保有距離及び保守管理範囲の確認									
	3.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)									
		(2) 漏水試験の確認									
		(3) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認									
		(4) 機器類の騒音測定の確認									
(5) 戸別給水用減圧弁の2次側の圧力測定の確認											
(6) 水質試験の確認											

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正:確認内容等	
排水・ 通気設備 工事	4.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認									
	4.1.2 機材(排水金具)	(1) 規格、材質、構造、仕上げ、トラップの防水深さ及び有効面積の確認									
	4.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)									
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)									
		(3) 隠ぺい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認									
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認									
		(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認									
	4.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認									
		(2) 接合の確認									
		(3) 接着剤の塗布状態、差し込み長さの確認									
4.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認										
	(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認										
	(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認										
4.3 試験・検査	(1) 濡れ、詰りの確認(瀬漕試験)										
	(2) 排水、通気配管(満水・満水試験)の確認										
	(3) 洗濯機用排水パンの目皿締め付部分からの漏水がないことの確認										
給湯設備 工事	5.1 機材(給湯機器)	(1) 仕様、性能の確認									
	5.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)									
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)									
		(3) 隠ぺい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認									
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認									
		(5) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認									
		(6) ウォーターハンマー防止の措置の確認									
	5.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブテン質におけるメカニカル接合の締付け等の確認									
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認									
	5.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認									
(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認											
5.2.4 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認										
	(2) 据付け状態、保角距離の確認										
5.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)										
	(2) 通過試験、機器作動試験の確認										
	(3) 浴槽の湯張り試験を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことの確認										

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
消火設備 工事	6.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認								
	6.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保								
	6.1.3 機材(消火機器)	(1) 規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げの確認								
	6.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅) (2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分) (3) 隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認 (4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理)の確認 (5) 銅管ねじ精度の確認 (6) 建物裏入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認								
	6.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認 (2) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認								
	6.2.3 施工(埋設配管)	(1) 埋設深さ、地中埋設標の確認 (2) 防食処理の確認								
	6.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認 (2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認 (3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認								
	6.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物の確認 (2) 据付け状態、防振措置、保角距離の確認								
	6.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験) (2) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認								
	ガス設備 工事	7.1 機材(ガス工機材)	(1) 都市ガス設備(規格・仕様・材質・種類・構造)の確認 (2) 液化石油ガス設備(規格・材質・種類・仕上げ)の確認							
7.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)		(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅) (2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分) (3) 隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認 (4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・絶縁処理)の確認 (5) 建物裏入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認 (6) 伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所の確認								
7.2.2 施工(管の接合)		(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認 (2) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認								
7.2.3 施工(埋設配管)		(1) 地中埋設標、地中埋設テープの確認								
7.2.4 施工(貫通部の処理)		(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認 (2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認 (3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認								
7.2.5 施工(機器)		(1) アンカーボルト取付け、防振措置、保角距離の確認								
7.2.6 施工(都市ガス設備)		(1) 取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態 (2) 非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理の確認								
7.2.4 施工(液化石油ガス設備)		(1) 取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置の確認 (2) 防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理の確認								
7.3 試験・検査		(1) 配管(気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火)の確認								

区分	監視項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正:確認内容等
工事 さく 井 設備	8.1 一般事項	(1) 掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径の確認 (2) 電気接膚図、ケーシングとスクリーンの種類及び掘付け、砂利充填、漏水状態、泥水濃度の確認								
	8.2 施工(スクリーン)	(1) スクリーンの掘付け位置の確認								
	8.3 試験・検査	(1) 灌水(予備灌水・段階灌水・連続灌水・水位回復)、水質の確認								
浄 化 槽 設 備 工	9.1.1 機材(現場施工型浄化槽)	(1) 材質、構成、型式、構造、防錆処理の確認								
	9.1.2 機材(ユニット型浄化槽)	(1) 材質、構成、寸法の確認								
	9.2 施工	(1) 配管・機器の掘付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態の確認								
	9.3 試験・検査	(1) 水張り、灌水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、給合運転の確認								
10. 暖 冷 房 設 備 工 事	10.1 機材(空調機器)	(1) 規格、仕様、性能、材質、板厚の確認								
	10.2.1 施工(配管及び関連工事に関する)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)								
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)								
		(3) 隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認								
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認								
		(5) 配管の勾配の確認								
	10.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の締付け等の確認								
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認								
		(3) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認								
	10.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認								
(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認										
10.2.4 施工(機器)	(1) 掘付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認									
10.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧(空気圧)を加え、配管及び接続部に漏れのないことの確認(水圧試験等)									
	(2) 冷媒配管の耐圧試験の確認									
	(3) システムを運転し、機器が正常に作動すること並びに機器及び配管接続部周辺に漏れい等のないことの確認									

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正:確認内容等	
11. 換気設備 工事	11.1.1 機材(ダクト・ダクト付属品)	(1) 仕様、性能、規格、材質、厚さの確認 (2) 管及び継手(規格・材質・用途・構造)の確認 (3) 可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性の確認									
	11.1.2 機材(制気口及びダンパー)	(1) 材質、構造、寸法、板厚、色、開口率、作動温度、緩衝材の有無の確認									
	11.1.3 機材(機器類)	(1) 仕様、仕様、性能、材質、板厚の確認									
	11.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅) (2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分) (3) 風受け部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認 (4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・振れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認 (5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認									
	11.2.3 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認 (2) 接着剤の塗布状態、差込み長さ、はば部及び接続部のシールの確認									
	11.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認 (2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認									
	11.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認 (2) 隙隔(機器間・窓・ガラリ)の確認									
	11.2.7 施工(制気口及びダンパー)	(1) 吹出口、吸込口(取付け状態)の確認 (2) ダンパー(操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け)の確認									
	11.3 試験・検査	(1) 換気機の運転試験及び風量測定の確認									
	12. 塗装、 防錆 工事及び 防露・ 保温工	12.1.1 機材(塗装)	(1) 仕様、種類、塗装箇所、塗り回数の確認								
		12.1.2 機材(防錆)	(1) 仕様、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数の確認								
12.1.3 機材(防露・保温)		(1) 種類、仕様、材質、保温材厚さ、耐熱性の確認									
12.2.1 施工(塗装)		(1) 塗装箇所、塗り回数の確認									
12.2.2 施工(防錆)		(1) 膜厚、塗り回数の確認									
12.2.3 施工(防露・保温)	(1) コンクリート・シタダ 埋込み及び土中の防露施工記録の確認 (2) テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護の確認 (3) ラッキングの縦目シールの状態の確認										
13. エレベーター 設備 工事	13.1 機材(エレベーター)	(1) 仕様、構造、形状、寸法の確認 (2) 性能、数出口(形状・位置)の確認									
	13.2.1 施工(エレベーター)	(1) 固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備の確認									
	13.2.2 施工(身体障害者付加仕様)	(1) 機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式の確認 (2) 視覚障害者用装置、点字銘板の確認									
	13.2.3 施工(非常用エレベーター付加仕様)	(1) 種類及び表示灯、非常スイッチ(位置・形状)の確認 (2) 管制運転フロア、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置の確認									
	13.2.4 施工(防犯カメラ)	(1) 防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度)の確認									
	13.3 試験・検査	(1) 電動機のJISによる試験成績書の確認 (2) 昇降機の検査標準(JIS)による試験成績書の確認 (3) 着床強度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、自動放送装置の確認 (4) 自動通報装置の確認									

参考) 工事監理基準に基づく確認報告(補助様式)

工事名称: _____ 建設その他工事 (業務名称: _____ 建設その他工事監督業務)

監理項目(特に報告を求める事項)	立会い確認の箇所及び指摘箇所 棟 _____ 階
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>平面図等の設計図、工事写真、品質管理記録等「設計図書と工事の照合及び確認」に用いる資料等を掲載する</p> </div>	

No.	確認日/ 確認者	確認内容	指摘日/ 指摘者	指摘内容	是正日/ 報告者	是正内容	確認日/ 確認者	確認内容

- 1 工事監理基準に基づく確認結果について階、部位ごとの確認結果を記録する。
- 2 本様式は参考様式である。確認結果の記録方法については工事監理者が自らの責任において決定すること

質疑										回答			四連協議書		
No.	質疑日	工事区分	図面番号	職種				質疑内容	回答期限	概算 千円	回答日	回答者	回 答	設計変更処理	No.
				建	構	電	機							土	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															

監理員は現場より上がってきた質疑の内、金額・意匠の変更に関わるものを
質疑回答一覧にまとめ、UR設計担当（CC：現場代理人、支援業務従事者、総
主任、設計者）にメールにて送付する。

UR設計担当は質疑内容を精査し、回答を記
入しメールにて監理員（CC：現場代理人、
支援業務従事者、総主任、設計者）に送付
する。

質疑回答一覧の運用について

1 質疑回答一覧作成の流れ

1) 質疑回答一覧の作成 (A～O列、AA列): **現場代理人** **監督員** A～Q列、AA列の記入例参照

工事中に質疑が発生した場合、質疑回答一覧(A～O列)を作成し、**監督員**に提出する。

職種欄に2つ以上の がつく質疑は、職種毎に質疑回答一覧(A～O列)を作成し、各監督員に提出すること。参照がしやすいように備考欄(AA列)に、他職種の質疑番号を記入しておくこと。

2) 質疑送付について (A～Q列): **監督員** **PJ推進担当(UR)** A～Q列、AA列の記入例参照

質疑回答一覧を受理後、質疑送付日(P列)と監理所見(Q列)を入力し、**PJ推進担当(UR)**に質疑回答一覧と説明資料をデータ送付する。

メールの宛先は、職種欄(F列～K列)に を付けた **PJ推進担当(UR)**とし、その他の○が付く **PJ推進担当(UR)**はCCに入れて送付する。CCには、現場代理人、支援業務従事者、総主任、意図伝達業務受注者も含めること。

メールの宛先不足や間違い(担当者や職種欄(F列～K列)の 欄の付け間違い等)がある場合は、**PJ推進担当(UR)**が職種欄を修正し、担当職種・関係者に展開する。

メールタイトルは「【工事名略称】No.○○ について(質疑)」とし、「○○」には質疑回答一覧の番号(複数の質疑がある場合は、No.○○～○○)、「 」には、キーワードを記載すること(複数の質疑がある場合は省略可)。データ名は、メールタイトルと同様とする。

3) 回答について (R～W列): **PJ推進担当(UR)** **監督員** R～AA列の記入例参照

回答は、メールタイトルの末尾を(回答)に変更して送付する。

複数の質疑の内、部分的に回答する場合は、メール件名に回答する質疑 No.のみを記載する。

残りの部分の回答をする際は、回答漏れを防止するため、先に送付した部分的に回答したメールの返信として、件名の質疑 No を回答する質疑 No に変更して送付する。

設計変更処理 A は、管理職(PJ推進担当課長)の名前と確認日を入れる。設計変更処理 B は、適宜、名前と確認日を入れる。管理職の確認を要さないものは「-(ハイフン)」を入力する。

職種欄に が付いた **PJ推進担当(UR)**は、回答(R列～W列)を記入し、**監督員**を宛先にメール送付する。送付時のデータ名は、元データ名から変更しない。CCに現場代理人、支援業務従事者、総主任、意図伝達業務受注者を入れること。

設計変更処理の区分は下記の通りである。

「A」:金額変更を伴う処理(図面変更有)

「B」:金額の変更を伴わない処理(図面変更有)

「C」:軽微な変更処理(図面変更無、現場指示)

PJ推進担当(UR)は、送付された質疑添付書類と回答添付書類を別途保管する。

4) 回答受領後について: **監督員** **現場代理人** X～AA列の記入例参照

監督員は **PJ推進担当(UR)**からの回答をもとに**現場代理人**に施工指示する。

監督員及び**現場代理人**は、回答を受理したら、名前と受理日(X～Y列)を入力する。また、**監督員**は、ステータ

ス欄に処理状況(Z列)の入力を行い、質疑回答の進捗管理を行うこと。次回質疑は、更新された質疑回答一覧(X列～AA列が入力されている状態)を用いてPJ推進担当(UR)に送付すること。

5) 指示について(指示シートA～T列) PJ推進担当(UR) 監督員

指示をする場合、指示シートに必要事項を入力の上、管理職(課長・工事事務所長)の確認日と確認印を入れ、監督員を宛先にメール送付する。CCに現場代理人、支援業務従事者、総主任、意図伝達業務受注者を入れること。

指示受領後の流れは、及びに準じること。

6) 報告について(報告シートA～O): 監督員 PJ推進担当(UR)

監督員は、報告を求められた場合や報告の必要がある場合は、施工完了図面や変更図、数量増減等を取りまとめよう受注者に指示し、資料精査の上、PJ推進担当(UR)に提出する。報告が質疑回答に対応する場合は、備考欄(O列)に質疑番号を入力しておくこと。

PJ推進担当(UR)は、報告内容を確認し、報告シートのステータス欄(AA列)に受領を入力する。

報告内容に疑義や不備がある場合、受領は入力せず、監督員に連絡すること。

2. 質疑回答一覧の通し番号について

職種毎にデータを分け、種別毎に順番管理する。種別毎にシートを分けること。

3. 質疑回答一覧の保管・管理について

質疑回答一覧については、PJ推進担当(UR)が元データを保管する。質疑回答一覧が提出されたら、受理日とステータス(Y列～AA列)を元データにコピー＆ペーストし、元データに回答を記入する。元データ名は、「_工事名略称_質疑回答一覧表」とする。〇〇は職種名(建築、機械等)とする。

4. 修繕数量一覧表の作成

外壁等のマーキング調査後の施工伺い及び実施数量の報告は、修繕数量一覧表を用いること。現場代理人は、マーキング調査が完了したら、修繕数量報告一覧のA列～N列を記載し、監督員に送付すること。監督員は、設計数量と調査数量の比較し、必要に応じて野帳や現場確認を実施した上で、監督員送付日(O列)と監理所見(P列)を記入し、PJ推進担当(UR)に修繕数量一覧表を送付する。PJ推進担当(UR)は、監理所見をもとに回答(Q列～T列)を記入し、監督員へ回答を送付する。監督員及び現場代理人は名前と受理日(U～V列)を入力する。現場代理人は下地補修完了後、実施数量を取りまとめ、W～Y列を記入し、監督員へ報告する。監督員は現場代理人からの報告を受け、名前と確認日(Z列)を記入する。

5. その他

質疑回答一覧は、質疑を行い記録するだけでなく、業務の進捗を管理する上で、重要な書類である。また、軽微変更や契約変更時に抜けが無いようにすると共に、竣工時の完成図書(設計図や計算書等)に変更内容を反映していることを確認する際に使用するため、可能な限り質疑回答一覧に記録を残すよう配慮すること。

以上

A～Q列、AA列の記入例

監督員へ送付する日にちを記載

回答職種に、関連職種に○を付ける

職種欄に が二つ以上ついた場合、他職種の質疑番号を備考欄に記載しておく。建築であれば、電 - ○や機 ○等と入力する。

A No.	B 種別	C 質疑日	D 工事区分	E 図面番号	F 職種					L 質疑内容	M 回答期限	N 概算 千円	O 添付資料	P 監督員 送付日	Q 監理所見	AA 備考
					建	電	機	土	造							
例	設計質疑	2023/1/20	基礎躯体工事	S-H-2、S-G-2	○	◎				北工区G棟、南工区H棟根切底下部の存置位置が未確定で有る既存改良体存置分に対して現状の砂杭の削孔ケーシングでは破砕不可の為、65tラフター仕様のロックオーガーが必要となります。位置未確定の為工程調整が困難で有る事と、砂杭施工中に現認してからの段取りとなれば手配がつかない恐れが有ります。施工進捗を考慮し当該エリア打設開始より、終了まで当機を待機する計画とすれば、工程の遅延も最小限で進捗可能ですので採用しても宜しいでしょうか？尚工程に関しては進捗により変更する可能性が有ります。 南工区の砂杭工期を2/17～3/17（2台打ち） 北工区が3/12～4/10 2月：12日間、3月：31日間、4月：10日間の計53日間	2023/1/30	○○○	添付あり	2023/1/26	上記のとおり、工程管理上設計変更とされた重機手配のため、できるだけ早期回答をお願いします。	備考欄に「機械質疑NO. ○に係る質疑等」を記載する。

概算金額を記載。

機械質疑NO. ○に係る質疑等

以下の区分より選択する（新築の例）

建築工事	電気設備工事	機械設備工事
仮設工事	電力設備工事	衛星器具設備工事
土工事	受変電設備工事	給水設備工事
地業工事	電力貯蔵設備工事	排水・通気設備工事
鉄筋工事	発電設備工事	給湯設備工事
コンクリート・型枠工事	情報設備工事	消火設備工事
鉄骨工事	防災設備工事	ガス設備工事
防水工事	中央監視制御設備工事	暖冷房設備工事
タイル工事		換気設備工事
木工事		エレベーター設備工事
屋根及びびとい工事		
金属工事		
建具工事		
カーテンウォール工事		
塗装工事		
内装工事		
部品・その他工事		
PC工法による工事		

質疑事項と理由を具体的に記載すること

監督員は、質疑のUR送付日と監理所見を記入する。

別紙の番号は質疑番号と同じとする。
例：別紙 No. 1（質疑）

R ~ AA 列の記入例

確認印の入力は以下の通り。
 設計変更処理「A」のものは、名前と確認日が入る。
 設計変更処理「B」のものは、適宜、名前と確認日が入る。
 設計変更処理「C」のものは、「- (ハイフン)」を入力する。
 名前と確認日を入力しないものは、「- (ハイフン)」を入力する。

R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA
回答						受理		ステータス	備考
回答日	回答者	回 答	添付資料	設計変更処理 A・B・C	PJ推進担当課長 確認日	監督員 受理日	受注者 受理日		
2023/1/30	〇〇	宜しいです。	添付なし	A	〇〇 R5.1.30	〇〇 R5.1.31	〇〇 R5.1.31	契約変更 済 (第1回)	機械質疑 NO.〇に係 る質疑等

設計変更処理を入力
 「A」: 金額変更を伴う処理(図面変更有)
 「B」: 金額の変更を伴わない処理(図面変更有)
 「C」: 軽微な変更処理(図面変更なし。現場指示)

監督員及び現場代理人は、回答を受理したら入力する。次回の質疑回答一覧の提出の際に受理日を更新して送付すること。

監督員は、質疑回答のステータスを入力する。

指示シート・報告シートにおける記入例

【指示シート】

指示														受理		ステータス	備考
No.	種別	工事区分	図面番号	職種				指示日	指示者	指示	添付資料	設計変更処理 A・B	PJ推進担当課長 確認日	監督員 受理日	受注者 受理日		
例	指示	基礎躯体工事	S-H-2、S-G-2					R4.8.15	〇〇	添付の通り、図面変更を行う。設計変更処理とする。	添付あり	A	〇〇 R4.8.15	〇〇 R4.8.16	〇〇 R4.8.16		

管理職(PJ推進担当課長)の名前と確認日を入れてから、送付する。

監督員及び現場代理人は、回答を受理したら入力する。次回の質疑回答一覧の提出の際に受理日を更新して送付すること。

監督員は、質疑回答のステータスを入力する。

【報告シート】

報告											ステータス	備考
No.	種別	工事区分	図面番号	職種				報告者 報告日	内容	添付資料		
例	報告	基礎躯体工事	S-H-2、S-G-2					〇〇 R5.2.1	砂杭施工後のチェックボーリング結果のご報告をさせていただきます。	添付あり	受領	

質疑回答に対応する報告の場合は、質疑番号を備考欄に入力すること。

報告シートは、報告を求められた場合や報告が必要な時に、入力すること

PJ推進担当(UK)もしくは、ステータスを入力する。

質疑を送付する際の例（監督員）

宛先: _____
 Cc: _____
 Bcc: _____
 件名: 【泉北竹城A・B】質疑No.〇〇 ●●について(質疑)
 送信元: _____

都市再生機構 〇〇様

お世話になります。
 〇〇の〇〇です。

表題の●●の件について、
 質疑回答一覧を提出致します。

内容をご確認の上、〇〇日までに
 回答をお願い致します。

以上、よろしくお願い致します。

宛先は回答すると想定される職種 の主担当者のみ

関連職種の現場代理人、支援業務従事者、総主任、意図伝達業務受注者

メールに記載するタイトルは「【工事名称の略称】質疑 No. 〇〇 について(質疑)」とし、「〇〇」には質疑回答一覧の番号(複数の質疑がある場合は、No.〇〇~〇〇)、「 」には、キーワードを記載すること(複数の質疑がある場合は省略可)

回答の期日を明確にすること

回答を送付する際の例（PJ 推進担当(UR)）

宛先: _____
 Cc: _____
 Bcc: _____
 件名: _____
 送信元: 伊藤利治 028217/HUD - 金曜日 2021/12/03 17:40

〇〇事務所 〇〇様

お世話になります。
 都市再生機構の〇〇です。

表題の●●の件について、
 お送りいただいた質疑回答一覧に
 添付の通り回答を記載しましたので、
 お送り致します。

以上、よろしくお願い致します。

末尾を(回答)に変更して送付する。
 複数の質疑の内、部分的に回答する場合は、回答する質疑 No.を記載して返信すること。また、残りの部分を回答する際は、先に部分的に送ったメールを引用するとともに、件名の質疑 No.を変えて送付する。(回答者が複数の職種に分かれ、3件以上に分割して回答を送付する場合においても、先に送ったメールを引用すること)

各種検討会チェックシート

令和 5 年度版



各種検討会チェックシート

場所	部位	チェック項目	チェック欄
玄関	アルコーブ周り	床仕上げは防滑仕様としているか（エンボス加工等）	
玄関	アルコーブ周り	壁・柱等の躯体出隅部（コーナー）は面取りしているか	
玄関	アルコーブ周り	室名札は戸先側に設置しているか（玄関ドア上端揃え、玄関枠から160mm）	
玄関	アルコーブ周り	インターホンは室名札付近の戸先側に設置しており、床上1,350mmとなっているか。また周囲に新聞受け等がある場合、干渉しないか	
玄関	アルコーブ周り	照明器具の設置位置・高さは、鍵穴が暗くならないような居住者・来訪者への配慮等がされているか。また、スイッチは確認表示灯付となっているか	
玄関	アルコーブ周り	インターホン子機カメラの位置・高さは来訪者が容易に確認でき、また、利用しやすい位置にあるか	
玄関	アルコーブ周り	熱源機排気口と外部廊下照明との位置関係は良いか	
玄関	アルコーブ周り	連動給気シャッターの納まり及び位置は良いか	
玄関	アルコーブ周り	浴室換気ダクトと廊下照明との相互の位置関係は良いか	
玄関	アルコーブ周り	外部給気口位置と熱源機の排気口及び室内排気との離隔は300mm以上とれているか	
玄関	アルコーブ周り	玄関ドアの上部に、浴室換気口が設けられていないか。また、結露水の処理が検討されているか	
玄関	アルコーブ周り	アルコーブ周りが排気だまりになっていないか	
玄関	アルコーブ周り	エアコンの冷媒ルート、スリムダクトの配管施工寸法、冷媒管を含めた配管類の取り外し可能かを意匠上検討されているか	
玄関	アルコーブ周り	室名札の名札部の出し入れは袖壁等と干渉していないか	
玄関	アルコーブ周り	水勾配1/50程度は取れているか（玄関扉側が水上）	
玄関	アルコーブ周り	熱源機の運転音の振動が伝わらないような給湯機の取付け方法になっているか	
玄関	玄関ドア周り	玄関ドア下枠（くつずり）とアルコーブ床との段差は20mm以下になっているか	
玄関	玄関ドア周り	玄関ドアは二次壁に取付けられているか、構面内に取付ける場合は耐震性を有する製品となっているか	
玄関	玄関ドア周り	玄関ドアは何かと干渉していないか	
玄関	玄関ドア周り	玄関ドアは90度以上開くか	
玄関	玄関ドア周り	ドア枠周り（内部）に合成樹脂製見切縁を使用しているか	
玄関	玄関ドア周り	外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ天井は450mmの範囲で貼られているか	
玄関	玄関ドア周り	ドア戸当りの位置はドアがどことも干渉しない位置に設置されているか	
玄関	玄関ドア周り	ドアクローザーの堅さはスムーズに開閉できるよう調整されているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
玄関	玄関ドア周り	玄関ドア枠と床の取合い部はシーリングされているか、雨がかりとなっている場合は上枠・建枠にもシーリングが充填されているか	
玄関	床	下駄箱の扉（取手）は何かと干渉していないか	
玄関	床	玄関収納に傘立てを設ける場合は、耐水性・換気には問題はないか	
玄関	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか	
玄関	床	玄関床から框上端までの寸法が98mm以下となっているか	
玄関	壁	スイッチ（床上1,100mm）・コンセント（床上400mm）・手摺・帽子掛けは相互に干渉する位置に設置していないか（コートをかけた場合も考慮）	
玄関	壁	手摺下地（壁型）の止付けはガタつきがないか	
玄関	壁	巾木は設置されているか	
玄関	壁	手摺が実装ではなく下地の場合、表示はされているか	
玄関	壁	防露壁は断熱材を上下コンクリート面まで密着しているか	
玄関	壁	ケーブルの保護金物は入っているか	
玄関	壁	玄関スイッチは位置表示付となっているか。人感センサーの場合は、適切に点灯する位置に設置しているか	
玄関	天井	梁下高さは2,100mm確保されているか	
玄関	天井	玄関灯は上がり框の真上に設置し、居住者・来訪者の両者の顔が見えやすい等の配慮がされているか	
玄関	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
玄関	天井	ダウンライトの下地補強は天井下地との干渉を避け、有効に設置されているか（片持ち等不安定な止付けとなっていないか）	
廊下	床	原則、廊下と各室入口部に床見切りを設置しているか	
廊下	床	廊下の有効幅は850mm以上となっているか（下地までの場合は930mm以上）	
廊下	床	廊下と各室入口部の段差は3mm以下となっているか	
廊下	床	床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
廊下	壁	手摺取付下地は床から600～900mm内外に設置されているか	
廊下	壁	スイッチ（床上1,100mm）・コンセント（床上400mm）は他と干渉していないか、設置する家具、使用する電化製品等を想定し、使い勝手の良い位置に設置されているか	
廊下	壁	各戸盤の位置・高さ・仕様（色・形状等）・収まりは良いか	
廊下	壁	3路・4路スイッチは、居住者の利用シーンを想定して設置されているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
廊下	壁	手摺が実装ではなく下地の場合、表示はされているか	
廊下	壁	各戸盤を納戸等の扉内部に設置する場合、各戸盤はカバー無しとし、表示方法について検討しているか。また、操作・点検等容易に可能か	
廊下	壁	各戸盤の取付方法、補強は良いか	
廊下	壁	各戸盤に最大契約容量の表示がされているか	
廊下	壁	音声警報を発生する電流値は、20A、30A、40A、50A、60A、75A、100Aのうち5点以上が任意設定できるようになっているか	
廊下	壁	各戸盤の過電流警報の設定値は30Aとなっているか	
廊下	壁	1箇所に2個以上のスイッチを取付ける場合、ネーム入りスイッチを使用しているか	
廊下	天井	照明器具の設置位置・高さは良いか	
廊下	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
廊下	天井	ダクトルートとダウンライトの干渉はないか	
廊下	天井	ダウンライトの下部補強は天井下部との干渉を避け、有効に設置されているか（片持ち等不安定な止付けとなっていないか）	
収納	床	収納部の点検口はアルミ枠で450角となっているか	
収納	床	ウォークイン下駄箱の床厚は12mm以上となっているか	
収納	床	物入れ内にさや管ヘッダーを収納する場合は、床置きを標準とし、配管引き抜きが可能な方向へ点検口を配置しているか	
収納	壁	納戸のコンセント位置は収納に支障のない位置としているか、補強材の位置は良いか	
収納	壁	排水縦管の掃除口が居室内の押入れ・物入れ内に設置してある場合、掃除に支障がない位置となっているか	
収納	壁	ハンガーパイプ・固定棚受け材等は確実に固定しているか	
収納	天井	断熱補強の範囲は外壁、梁の内側から900mmの範囲となっているか	
収納	天井	照明器具は上部棚の荷物の出し入れに支障はないか	
収納	扉・建具金物	玄関付近の物入れ扉は玄関マットとの干渉を考慮しているか（扉を床スレスレにしていないか等）	
収納	扉・建具金物	扉には空気抜き、アンダーカットまたはガラリ等を設けているか	
収納	扉・建具金物	片開きドアにはドアストッパーまたはアームストッパーを取付けているか	
収納	扉・建具金物	折れ戸が3枚連続する場合は、中央の1枚の折れ戸端部は片方を固定しているか	
収納	扉・建具金物	折れ戸の把手は高齢者が使用しやすい形状になっているか（つまみ型ではなく一文字型等）	
収納	扉・建具金物	折れ戸は指詰防止加工がされており、指詰防止の注意シールが折曲部の小口に貼っているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
収納	棚板等	奥行きが広い場合（800mm程度）は棚板が二つ割となっているか	
収納	棚板等	奥行きが深いハンガーパイプ設置型クローゼットは、奥に可動棚等の、有効利用がされているか	
収納	棚板等	物入れ最上段の有効幅は450mm確保されているか	
収納	棚板等	ハンガーパイプが1,200mm以上となる場合、中吊が設置されているか	
収納	棚板等	ハンガーパイプの両端は天吊でなく、側止めとしているか	
収納	棚板等	ハンガーパイプと扉（折れ戸）は、離隔（300mm）が取れているか（奥行は600mm内外確保）	
収納	棚板等	棚板の側面はきれいに処理されているか	
便所	床	便所の有効内法寸法は800mm×1,300mm以上とし、便器から前面壁までの寸法は500mm以上確保されているか	
便所	床	床仕上げは、ビニル床シート材となっているか	
便所	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水を施工し、水抜きを設置しているか	
便所	床	便器給水管は日々の清掃を容易にするため、原則壁取り出しとなっているか（例外を除き）	
便所	壁	収納スペースは利用しやすい配置や形状等になっているか	
便所	壁	便所の手摺や紙巻器（床から600mm）、コールボタン、コンセント、タオル掛け、便器等は相互に干渉する位置に設置していないか（タオルを掛けた場合も考慮）	
便所	壁	反転タイプのSW・コンセント位置は検討されているか	
便所	壁	遮音壁にコンセント類を設置していないか、止むを得ず設置した場合はボックスの遮音措置をしたか	
便所	壁	コールボタンは機械的の自己保持型となっているか	
便所	壁	居室と物入等を介さず隣接する場合は遮音壁を設けているか、遮音壁は天井と床のコンクリートに密着させているか	
便所	壁	吊戸棚等にぐらつきはないか	
便所	壁	PS点検口がある場合、メンテナンスしやすい位置に設置しているか	
便所	天井	照明器具の設置位置・高さは良いか	
便所	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
便所	天井	ダウンライトとダクトの干渉はないか	
便所	天井	ダウンライトの下地補強は有効に設置されているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
便所	天井	便所換気扇副吸込み口が設けられているか、また、吸込み口取付用の下地補強材が設けられているか	
便所	天井	換気扇等のダクトやケーブルがダウンライトに接触しないように支持されているか	
便所	室内出入口	錠前は非常解錠装置付としているか	
便所	室内出入口	扉は外開きもしくは引き戸となっているか	
便所	室内出入口	明かり取りは設置されているか、ない場合は確認表示付スイッチ対応となっているか	
便所	室内出入口	扉のアンダーカット寸法は20～30mmとなっているか	
便所	室内出入口	片開きドア枠のストライクは、出っ張り過ぎていないか	
便所	その他	外壁に面した便所の壁面には断熱材が貼られ、天井断熱材は、900mmの範囲で貼られているか	
便所	その他	便所内横引き排水管露出部の配管は意匠上目立ちすぎでないか、化粧等で目立たない工夫をしているか	
便所	その他	便所の換気風量は20～40m ³ /hが確保されているか、また、急速排気として40m ³ /h以上の運転を行える仕様か	
便所	その他	便器の給水は原則として左壁給水・右レバーとしてあるか。困難な場合は右壁給水、左床給水、右床給水で検討されているか	
便所	その他	大便器の給排水配管が壁を貫通する場合は、壁の貫通穴部分にプレートかワン座カバー設置としてあるか	
便所	その他	陶器に給排水金具類を接続する場合のパッキンは耐食性の確認をしたか	
便所	その他	温水暖房便座の取付けは検討されているか	
洗面・脱衣室	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか	
洗面・脱衣室	床	洗面所出入口は幅750mm以上確保しているか	
洗面・脱衣室	床	床仕上げは、ビニル床シートとなっているか	
洗面・脱衣室	床	床下点検口は引っ掛かったり、上に乗った際にたわんだりしないか	
洗面・脱衣室	床	床下点検口は浴室ユニットバス排水管継手が確認できる位置に設置しているか（水漏れ時に容易に確認できる位置か）	
洗面・脱衣室	床	床下配管の勾配及び交差配管が最小限の納まりとしているか	
洗面・脱衣室	床	段差スラブにおいて、床配管の支持方法は良いか、配管の交差は段差スラブ内で処理してあるか	
洗面・脱衣室	床	防水パンに注意事項を耐水シールにて表示してあるか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
洗面・脱衣室	床	給湯管は他の管の上越しとなっていないか	
洗面・脱衣室	床	床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
洗面・脱衣室	壁	浴室入口横に手摺下地を設置しているか	
洗面・脱衣室	壁	スイッチ、コンセント、タオル掛等は相互に干渉する位置に設置していないか（扉を開いた場合やタオルを掛けた場合も考慮）	
洗面・脱衣室	壁	2方向入口のSWは3路SWとなっているか。反転タイプのSW・コンセント位置は検討されているか	
洗面・脱衣室	壁	暖房用コンセントの位置・高さは良いか（床下中心400mm）	
洗面・脱衣室	壁	化粧台用コンセントの位置・高さは良いか（床下中心1200mm）	
洗面・脱衣室	壁	洗濯機水栓の高さは1,200mm、配管立上りカバーの高さは1,400mm、防水バンは640mm×640mm以上となっているか	
洗面・脱衣室	壁	PS点検口がある場合、メンテナンスしやすい位置か。また、配管が点検口の前を横断していないか	
洗面・脱衣室	壁	化粧台の固定用補強に電気ケーブルが貫通していないか	
洗面・脱衣室	壁	化粧台・鏡固定用の補強材が入っているか	
洗面・脱衣室	天井	外壁面等に面した天井断熱材はスラブ端部から900mmまで施工されているか	
洗面・脱衣室	天井	梁下高さは2,100mm以上確保されているか	
洗面・脱衣室	天井	換気扇・点検口（位置とメンテナンスを考慮した大きさ）・照明器具・ダクトの位置関係及び補強材は良いか。また、配線ジョイントBOX・コンセントは点検口の真上に設置してあるか	
洗面・脱衣室	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
洗面・脱衣室	天井	照明器具の設置位置・高さは良いか、洗濯機置き場が暗がりにならないか	
洗面・脱衣室	天井	ダウンライトの補強は天井下地との干渉を避け、有効に設置されているか	
洗面・脱衣室	天井	点検口に電灯ジャンクション及び換気扇用コンセントのある旨の表示はされているか	
洗面・脱衣室	天井	換気扇等のケーブルがダウンライトに接触しないように支持されているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台	洗面化粧ユニット、鏡、鏡用照明器具の納まりは良いか。また、タオル掛けの位置は検討されたか（洗面化粧台と取り合う左右の壁は、洗面化粧台と10mm程度の離隔になっているか）	
洗面・脱衣室	洗面化粧台	洗面化粧台の仕様と現地の取付寸法、配管の施工方法が確認できているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台	化粧台の鏡は、くもり防止タイプとなっているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台	洗面化粧台廻りの隙間のシーリング処理はされているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台	洗面化粧台の引き出し等は他の部分と干渉しないか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台	洗面化粧台の取付けビスはステンレスを使用しているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
洗面・脱衣室	室内出入口	出入口の有効幅員は750mm以上確保されているか	
洗面・脱衣室	室内出入口	扉・壁に、給気用のアンダーカットまたはガラリ等を設けているか	
洗面・脱衣室	室内出入口	引き戸（木製建具）に鍵を取付ける場合は、非常解錠装置付となっているか	
洗面・脱衣室	室内出入口	片引戸の引手の引残しは50mm以上確保されているか	
洗面・脱衣室	その他	窓がある場合、覗き見防止対策が取られているか（目隠しパネルやガラス種別、カーテンレールの設置等）	
洗面・脱衣室	その他	ダクトの斜め吊りはないか	
浴室	浴室ユニット	窓がある場合、覗き見防止対策が取られているか（目隠しパネルやガラス種別、覗き見できない開き具合等）	
浴室	浴室ユニット	浴室入り口ドア下枠と浴室床の段差は20mm以下となっているか	
浴室	浴室ユニット	排水目皿は、ヘアーキャッチャー付きとなっているか	
浴室	浴室ユニット	洗い場の床はガタつきなく設置されているか	
浴室	浴室ユニット	錠前は非常解錠装置付とし、扉は緊急時に外から救出可能な構造となっているか	
浴室	浴室ユニット	ランドリーパイプ用フックは2本あり、ガタつきはないか	
浴室	浴室ユニット	バスコール及び浴室リモコン、手摺等の設置位置は適切か（浴室リモコン：扉横、バスコール・縦手摺：浴槽またぎ部、横手摺：浴槽奥側壁面）	
浴室	浴室ユニット	風呂リモコンと風呂蓋が干渉しないことを確認したか（特に2枚蓋の場合、収納時に風呂リモコンとの干渉が発生する可能性がある）	
浴室	浴室ユニット	コールボタンは機械的自己保持型となっているか	
浴室	浴室ユニット	シャワーフックと水栓、照明器具は同一壁面に設置しているか	
浴室	浴室ユニット	出入口扉に給気のためのガラリ等は設置しているか	
浴室	浴室ユニット	排水管の固定及び勾配は施工計画書通りか	
浴室	浴室ユニット	鏡及び化粧棚等が実装となっている場合、シャワー水栓の位置は検討されているか	
浴室	浴室ユニット	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水を施工し、水抜きを設置しているか	
浴室	壁	外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ天井は900mm、床450mmの範囲で貼られているか	
浴室	壁	各配管取付け部分の補強は良いか、また、穴あけサイズは確認済みか	
浴室	天井	浴室換気乾燥機の支持金物はステンレス製か	
浴室	天井	換気扇本体と天井材の防湿処理（天井裏に対する）は施工されているか（アルミテープによる隙間塞ぎ）	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
キッチン	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか	
キッチン	床	流し台廻りの配管スペース（流し台奥から手前への配管立ち上がりに必要な幅）は120mm以上確保されているか	
キッチン	床	キッチン作業有効スペースの幅は900mm程度確保されているか	
キッチン	床	床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
キッチン	壁	梁下高さは2,100mm以上となっているか	
キッチン	壁	冷蔵庫用コンセントの位置・高さは良いか （床上1,900mm。ただし、冷蔵庫置場が壁等で仕切られていない場合、床上400mmとできる）	
キッチン	壁	ガス台とスイッチ・コンセント等可燃物の離隔は良いか（200mm以上）	
キッチン	壁	2方向入口のSWは3路SWとなっているか	
キッチン	壁	大型機器用コンセントの位置・高さは良いか（床上400mm）	
キッチン	壁	水廻りコンセントの位置は水掛かりにならない位置か	
キッチン	壁	排気に対して扉上部のカット等、給気ルートの確保がされているか、特に給気経路で居間を通過させる場合は足元の冷気について検討しているか	
キッチン	壁	同一壁面にある給気口、排気口の離隔は確保されているか、特に熱源機器の排気口からの離隔が300mm以上あるか	
キッチン	壁	給湯リモコンの取付け位置は良いか	
キッチン	壁	異種構造（下地）ジョイントはシーリング材を詰めているか	
キッチン	壁	タイル面に設置する配線器具上部の目地詰めがされているか	
キッチン	壁	戸境壁に背中合わせにBOXが重なる時の位置関係は中心から左右または上下になっているか	
キッチン	壁	バンドキャップ等に防火ダンパーを設置する場合は点検・補修・修繕が行えることを確認しているか	
キッチン	カウンター	奥行きは標準350mm程度あるか	
キッチン	カウンター	カウンター出隅部は適切にR加工されているか（動線部分）	
キッチン	天井	コンロ台・吊戸棚扉・照明器具・火報感知器の位置は良いか	
キッチン	天井	照明器具の設置位置・高さは良いか	
キッチン	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
キッチン	天井	排気ダクトの経路は良いか	
キッチン	天井	排気ダクトに防火ダンパーを設置する場合は、点検口を設けてあるか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
キッチン	吊戸棚・レンジフード	カウンターキッチンの吊戸棚に頭等が当たらない様に検討されているか(吊戸棚を通路側から200mm以上引き込める、またはカウンターをL字に廻す、カウンター側面に袖壁を設置する等)	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	吊戸棚の扉は耐震ラッチ付きとなっているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	棚下灯は居間・食事室から眩しくない様な設え、または眩しくない照明器具となっているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	吊戸棚の扉や取っ手が壁等に当たらないか。当たる場合、緩衝材等の対策を講じているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	吊戸棚下端と壁面取合い部分にシーリングをしているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	吊戸棚設置用吊りボルトの本数は良いか(幅が1,500mm以上の場合3本、450mm超え1,500mm未満の場合2本、450mm以下の場合1本)。また、防露壁に付ける場合、吊りボルトを幅が450mm超えの場合2本、450mm以下の場合1本、追加しているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフード用コンセントは点検しやすい位置か	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフード用コンセントのある旨の表示はされているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフード、棚下灯の接地は取ってあるか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフード用ケーブルとレンジフード本体が接触していないか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフードのダクト接続のアタッチメントのビス締付けは完全か	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフードの断熱は端部(接続部)に鉄線2回巻きでハズレ止めとしているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフードの排気ダクト及び給気ダクトは、外側に向かって下り勾配になっているか	
キッチン	吊戸棚・レンジフード	レンジフードの本体、部材及び扉は堅固に取付けているか	
キッチン	シンク	配管点検口がある場合、メンテナンスが可能なことを確認しているか	
キッチン	シンク	カウンター天板と流し台周囲立上がり部分、およびコンロ台周囲、壁との取り合い部にシーリングをしているか	
キッチン	シンク	ステンレス小口は手を切るような鋭利な状態になっていないか	
キッチン	シンク	流し台扉及び引出しが壁等に当たらないか。当たる場合、緩衝材等の対策を講じているか	
キッチン	シンク	流し水栓の左右の首振り角度は周囲のものと干渉がないことを確認しているか	
キッチン	シンク	流し水栓の取付け補強板の取付方法、寸法は検討されているか	
キッチン	シンク	ディスボージャーの取付け方法、騒音対策は検討されているか	
キッチン	シンク	台所給湯リモコンの設置位置は総合図通りか、将来的に調理器具が配置された場合の干渉を検討しているか	
キッチン	室内出入口・外部窓・出入口	バルコニーに面するアルミドアの錠前はサムターン錠とし、1,2階は補助錠のシリンダー本錠錠を設け二重ロックとしているか	
キッチン	室内出入口・外部窓・出入口	カーテンレールとコンロは干渉していないか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
キッチン	室内出入口・外部窓・出入口	カーテンレールがない場合、扉・窓に透明ガラスを使っていないか	
キッチン	その他	レンジフードの給気経路が居間食事室の床暖房の設置している居室が経路となっており、冷気について検討しているか	
キッチン	その他	レンジフードの給気経路がバスダクトにて設計している場合、規定風量が出ていることを確認しているか	
キッチン	その他	外気に面した壁・天井・床面には断熱材が450mmの範囲で貼られているか	
居間・食事室	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水を施工し、水抜きを設置しているか	
居間・食事室	床	出入口床見切りと床板の段差は3mm以下となっているか	
居間・食事室	床	床暖房の施工範囲が建築図とガス設備図で整合がとれているか	
居間・食事室	床	床鳴りが起こらないか	
居間・食事室	床	敷居、床見切りの取付はガタつきなく、水平、真っすぐになっているか	
居間・食事室	床	床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
居間・食事室	壁	エアコンの吹き出し風がカーテンボックス等に干渉していないか	
居間・食事室	壁	片開きドアは90度開くことができる様に吊元側の袖壁寸法が確保されているか	
居間・食事室	壁	ハンガー用化粧ボルトがある場合は、取付け位置は良いか（標準形：壁面中央部に1箇所、そこを起点として900mm以下おき、壁面等からは300mm離れ）	
居間・食事室	壁	エアコン用取付けインサート・スリーブ・配管（室内側）・専用コンセントはカーテン溜り等と干渉しないか	
居間・食事室	壁	奥まった部屋（あんどん部屋）にエアコンを設置する場合、冷媒管の配管ルートが確保されているか（必要に応じて配管カバー等の露出防止策が講じられているか）	
居間・食事室	壁	エアコン取付用インサートは天井から150mm以上、壁面等から約400mm離れた範囲に取り付けられているか、かつインサート間の離れは約450mm確保されているか	
居間・食事室	壁	情報盤の取付位置、取付スペースの確保は良いか。また、配管・配線のスペースは確保されているか	
居間・食事室	壁	コンセント・TVコンセント・電話及びLANモジュラージャックの位置関係及び補強材の位置は良いか。また、配管配線スペースは確保されているか。	
居間・食事室	壁	対面キッチンの情報盤・電話モジュラー位置・カウンター奥行き、カウンター面の電話用孔等の条件整理はしたか	
居間・食事室	壁	床暖房用コントローラーの位置、高さは総合図通りか（参考：リモコン芯 床仕上+1,300mm）	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
居間・食事室	壁	床暖房リモコン高さは、操作上床から1,300mmとなっているか	
居間・食事室	壁	エアコンの冷媒ルート、スリムダクトの配管施工寸法、冷媒管を含めた配管類の取り外し可能かを意匠上検討されているか	
居間・食事室	壁	設備機器用スリーブは内部に水返板があるか、各種スリーブと躯体間（外部側）にシーリングがされているか	
居間・食事室	壁	エレベーターシャフトに隣接させていないか（PSや収納、水回り等を介す）	
居間・食事室	壁	異種下地の場合は、その境目に目地をとってクラック防止がされているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	スリーブキャップはスリーブへしっかりと差し込まれているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	カーテンレールはカーテン溜まりを確保しているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	カーテンレールのたわみ・ガタつきはないか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	ダクト配管は逆勾配となっていないか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	外壁面に埋め込むBOXの結露対策はされているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	戸境壁に背中合わせにBOXが重なる時の位置関係は中心から左右または上下になっているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	強電ケーブルと弱電ケーブルは接触していないか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	強電ケーブルと弱電ケーブルを同一BOXに納める場合は、セパレーターの取付けがされているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	ケーブルの保護金物は入っているか	
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	ケーブルが断熱材・保温材に接触し、許容電流低下に影響を与えていないか	
居間・食事室	天井	天井高が高い場合、照明器具の修繕や交換等の維持管理に配慮した設えとなっているか	
居間・食事室	天井	火報感知器とエアコン吹出口の離隔は1.5m以上とれているか	
居間・食事室	天井	天井照明用BOXにボックススタッドを設けてあるか	
居間・食事室	天井	ダクトの勾配は外部に向けて下がり勾配となっているか	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	接地階及びその直上階のサッシは鍵付クレストとなっているか	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	出窓・FIX窓等におけるガラス清掃は可能か	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	網戸は危険な場所に設置していない、または落下防止措置が講じられているか（バルコニー等の網戸は落下したら人命にもかかわるため）	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	サッシ等のカーテンレールの取付位置は適切か	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	高さの足りない腰窓の落下防止手摺の高さは、床面から1,200mm以上確保されているか	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	共用部に面して開口部がある場合、覗き見防止対策が取られているか（目隠しパネルやガラス種別、カーテンレールの設置等）	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	サッシの指詰め対策は実施されているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	エアコン室外機と出入口の干渉、冷媒管及びドレイン管が出入口を横断するような配管となっていないか	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	滑り出し窓の開き角度は覗かれない程度になっているか	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシの下部に有効な水抜きが設置しているか	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	バルコニーのない引違いアルミサッシ等の障子は、部屋内から取り外しができる様になっているか	
居間・食事室	その他	家具がうまく配置できるプランとなっているか（図面上で無理な家具の配置を想定していないか）	
居間・食事室	その他	外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ、天井450mm、床450mmの範囲で貼られているか	
居間・食事室	室内出入口	沿岸部や超高層建物で内部ドアや引き戸にガラスを使う場合は、風対策として安全対策を講じているか（大きな面積での使用はしない、樹脂ガラスの使用、常時閉鎖のドアクローザーの使用等）	
居間・食事室	室内出入口	框ドアガラスのガタつきはないか	
居間・食事室	室内出入口	丁番等の金物は面取りしているか	
居間・食事室	室内出入口	建具（欄間、扉等）と物入れ扉等との干渉はないか、人や腕が挟まれない対策が講じられているか、干渉している場合、緩衝材等の対策を講じているか	
居間・食事室	室内出入口	片開きドア枠のストライクは、出っ張り過ぎていないか	
居間・食事室	室内出入口	アウトセットドアは転倒防止対策を講じているか	
居間・食事室	室内出入口	戸当たりの設置位置は適切か、またガタつきはないか	
居間・食事室	その他	高天井の場合のエアコンの熱効率を検討したが、室内機の設置位置は暖房時の気流検討を行い決定しているか	
居間・食事室	その他	居室の24時間常時小風量給気ユニットと扉等の給気口が、居室の対角線上に設けられているか	
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのダクトの雨掛かり処理は庇が設けられている場合を除き深型フードを採用しているか、また見え方を意匠設計者に確認しているか	
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのダクトは室内より先下り勾配となっているか	
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのダクトの断熱は仕上まで適切に施工されているか	
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのユニットビス止め用の補強板は適切か	
洋室	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか	
洋室	床	出入口床見切りと床板の段差は3mm以下となっているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
洋室	床	床鳴りが起こらないか	
洋室	壁	エアコンの吹き出し風がカーテンボックス等に干渉していないか	
洋室	壁	片開きドアは90度開くことができる様に吊元側の袖壁寸法が確保されているか	
洋室	壁	エアコン用取付けインサート・スリーブ・配管(室内側)・専用コンセントはカーテン溜り等と干渉しないか	
洋室	壁	コンセント・TVコンセント・電話及びLANモジュラージャックの位置関係及び補強材の位置は良いか	
洋室	壁	奥まった部屋(あんどん部屋)にエアコンを設置する場合、冷媒管の配管ルートが確保されているか(必要に応じて配管カバー等の露出防止策が講じられているか)	
洋室	壁	エアコン取付用インサートは天井から150mm以上、壁面等から400mm離れた範囲に取り付けられているか、かつインサート間の離れは450mmか	
洋室	壁	個室のエアコン用コンセントは専用回路になっているか	
洋室	壁	設備機器用スリーブは内部に水返板があるか、各種スリーブと躯体間(外部側)にシーリングがされているか	
洋室	壁	異種下地の場合は、その境目に目地をとってクラック防止がされているか	
洋室	壁	ハンガー用化粧ボルトの取付け位置は良いか(標準形:壁面中央部に1箇所、そこを起点として900mm以下おき、壁面等からは300mm離れ)	
洋室	壁	エレベーターシャフトに隣接させていないか(PSや収納、水回り等を介す)	
洋室	壁	室内側のスリーブキャップはスリーブへしっかりと差し込まれているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	カーテンレールのたわみ・ガタつきはないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	ダクト配管は逆勾配となっていないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	外壁面に埋め込むBOXの結露対策はされているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	戸境壁に背中合わせにBOXが重なる時の位置関係は中心から左右または上下になっているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	強電ケーブルと弱電ケーブルは接触していないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	強電ケーブルと弱電ケーブルを同一BOXに収める場合はセパレータの取付けがされているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	ケーブルが断熱材・保温材に接触し、許容電流低下に影響を与えていないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール	ケーブルの保護金物は入っているか	
洋室	天井	天井高が高い場合は照明器具高天井用延長吊り具等を考慮しているか	
洋室	天井	可動間仕切り等で2室以上になる場合の火報感知器の配置は考慮してあるか	
洋室	天井	火報感知器とエアコン吹出口の離隔は1.5m以上とれているか	
洋室	天井	天井照明用BOXにボックススタッドを設けてあるか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
洋室	天井	ダクトの勾配は外部に向けて取られているか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	接地階及びその直上階のサッシは鍵付クレセントとなっているか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	出窓・FIX窓等におけるガラス清掃は可能か	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	網戸は危険な場所に設置していないか（バルコニー等のない窓は落下したら人命にもかかわるため）	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	ハイサッシ等の特殊形状な場合、カーテンの取付位置は適切か。また、使用性は問題ないか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	高さの足らない腰窓の落下防止手摺の高さは、床面から1,200mm以上確保されているか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	サッシの指詰め対策は実施されているか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	エアコン室外機と出入口の干渉、冷媒管及びドレイン管が、出入口を横断するような配管はないか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	滑り出し窓の開き角度は覗かれない程度になっているか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシの下部に有効な水抜きが設置しているか	
洋室	アルミサッシ・外部出入口	バルコニーのない引違いアルミサッシ等の障子は、部屋内から取り外しができる様になっているか	
洋室	室内出入口	建具のアンダーカットは15mm確保されているか	
洋室	室内出入口	建具と物入れ扉等との干渉はないか、干渉している場合、緩衝材等の対策を講じているか	
洋室	室内出入口	開き戸の場合、24時間給気ルートは確保されているか（ランマや窓、ガラリの設置等）	
洋室	室内出入口	片開きドア枠のストライクは、出っ張り過ぎていないか	
洋室	室内出入口	片引戸の引手の引残しは50mm以上確保されているか、また、戸当たりゴムは設置されているか	
洋室	室内出入口	出入口扉には、床付け戸当りまたはレバーストッパー、上枠付き戸当り等が設置されているか	
洋室	その他	外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ天井断熱材は通常450mm、収納上部900mmの範囲、床断熱材は450mmの範囲貼られているか	
洋室	その他	廊下側個室の出窓下のエアコン室外機置場の有効高さは700mm以上、奥行き350mm以上が確保されているか	
洋室	その他	廊下側個室の出窓下部に室外機想定の場合、排水ルートは設置されているか	
洋室	その他	24時間給気ユニットとカーテンレールとの干渉はないか	
洋室	その他	24時間給気ユニットのダクトの雨掛かり処理は庇が設けられている場合を除き深型フードを採用しているか、また、見え方を意匠設計者に確認しているか	
洋室	その他	24時間給気ユニットのダクトの断熱は仕上まで適切に施工されているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
洋室	その他	24時間給気ユニットが共用廊下に面している場合、騒音対策は適切か	
洋室	その他	24時間給気ユニットは防音サッシの場合、フードの騒音対策は適切か	
洋室	その他	24時間給気ユニットのダクトは室内より先下り勾配となっているか	
洋室	その他	24時間給気ユニットのユニットビス止め用の補強板は適切か	
バルコニー	床	室外機（床置きH 650mm）は、足掛かりとならない位置（手摺際はNG）かつ室内からの眺望等を阻害していないか	
バルコニー	床	エアコンのドレイン排水が適切にされるようドレインレール等が設置されているか	
バルコニー	床	床は塗膜防水されているか	
バルコニー	床	ドレインの位置は滞水を防ぐ位置となっているか（凹凸のあるバルコニーの場合、凸の部分にドレインを設置する）	
バルコニー	床	避難通路の有効寸法（最低600mm）は確保されているか（室外機や物干金物との取合いに注意）	
バルコニー	床	妻側バルコニーへ設置する避難ハッチの設置位置は、妻側手摺壁から500mm以上離隔かつ上下階の空き間隔は600mm以上確保されているか	
バルコニー	床	避難ハッチ面は、床仕上げ面からレベルを上げて納めているか	
バルコニー	床	避難器具廻りのシーリング処理はされているか	
バルコニー	床	排水溝までの水勾配はとれているか	
バルコニー	壁・手摺他	コンクリート手摺は4m以内に誘発目地もしくはスリットを設けているか	
バルコニー	壁・手摺他	手摺コーナー部に支柱を立てていないか	
バルコニー	壁・手摺他	手摺子の間隔は内法で110mm以下、また、手摺の下弦材と躯体との間隔は90mm以下となっているか	
バルコニー	壁・手摺他	壁付物干金物の最下段の穴（足のかかる部分）の高さは、たたんだ時を含め床から足掛りの高さ650mm以上となっているか	
バルコニー	壁・手摺他	手摺の高さは床面（水上）から1,200mm以上となっているか	
バルコニー	壁・手摺他	セツバック屋上へ接している箇所は侵入防止の対策がされているか	
バルコニー	壁・手摺他	避難口（避難ハッチ）がある場合、避難はしごと物干金物、室外機、照明器具、壁掛け給湯器等との干渉はないか	
バルコニー	壁・手摺他	物干金物・室外機・照明器具・壁掛け給湯器等と排気の干渉はないか	
バルコニー	壁・手摺他	スリーブとエアコン室外機は干渉していないか	
バルコニー	壁・手摺他	壁樋は開口部、壁貫通スリーブと干渉していないか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
バルコニー	壁・手摺他	海岸近くや高層部のコーナー部等で風切り音の発生しやすい手摺を使用していないか（摺子の間隔100mm以下、パンチングの穴径 5～15mmの場合は風切り音が発生しやすい）	
バルコニー	壁・手摺他	コンクリート手摺壁で囲われている等、水が自然と抜けない箇所は、ドレインに加えオーバーフロー管を設置しているか	
バルコニー	壁・手摺他	金属製手摺はガタつきがないか	
バルコニー	壁・手摺他	防水コンセントの位置は室外機、竪樋等の陰になっていないか。また、地区音響装置等の設置位置は隣住戸からの修繕等の捕手が可能か	
バルコニー	壁・手摺他	24時間給気ユニットのベンドキャップは庇が設けられている場合を除き深型フードを採用しているか、また、見え方を意匠設計者に確認しているか	
バルコニー	壁・手摺他	外部給気口位置と熱源機の排気口及び室内排気との離隔は300mm以上とれているか	
バルコニー	壁・手摺他	原則、台所用フードの排気方向に洗濯物・給湯器・エアコン・雨樋・隣戸等がないか。また、吹き溜まりに排気されていないか	
バルコニー	壁・手摺他	給排気口同士の隣接住戸間の距離は900mm以上の離隔は確保されているか	
バルコニー	壁・手摺他	金属製手摺の支柱周りはシーリング（三角シールは不可）されているか	
バルコニー	壁・手摺他	コンクリート手摺の笠木は、水上と水下で30mm以上高低差が確保されているか	
バルコニー	壁・手摺他	躯体スリットとトップレールの継ぎ手位置が一致しているか	
バルコニー	壁・手摺他	外部側のスリーブは、スリーブの廻りにシールをしているか	
バルコニー	壁・手摺他	樋持ち滑り止めの取付は良いか	
バルコニー	壁・手摺他	竪樋の排水距離は6mとなっているか（竪樋間は12m以内となっているか）	
バルコニー	壁・手摺他	1階住戸のバルコニーに透明素材を使用していないか（プライバシー確保のため）	
バルコニー	壁・手摺他	隔て板はガタついていないか	
バルコニー	壁・手摺他	壁掛給湯器の場合、躯体と配管の取合い部にシーリングはされているか	
バルコニー	壁・手摺他	壁掛給湯器の排気方向に可燃物はないか。また、点検作業スペースは確保されているか	
バルコニー	壁・手摺他	給湯機ドレインの伸縮アダプターは適切な位置に取付けられているか	
バルコニー	天井	バルコニー天井に水切りを設置しているか	
バルコニー	花台・室外機置場	排水ドレインの清掃が容易にできるか	
バルコニー	花台・室外機置場	容易に室外機を設置できる様になっているか	
バルコニー	花台・室外機置場	室外機の前方に熱交換に必要な空間が確保されているか	
専用庭	床	ウッドデッキ設置の場合天然木仕様となっていないか	
専用庭	床	照明器具の設置は検討されたか	
専用庭	床	散水栓はバキュームブレーカー付の水栓となっているか、箱内の水抜きはあるか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
専用庭	壁	専用庭の手摺戸は施錠できるようになっているか	
専用庭	壁	隣戸・外部からの区画はされているか	
専用庭	壁	物干金物を専用庭部分に設置していないか（原則、物干金物はバルコニー・テラス内に設置する）	
専用庭	壁	防水コンセントの位置は、室外機・竖樋等の陰になっていないか	
専用庭	天井	上階が5層を超える場合、出入口上部に落下物防止庇は設置しているか	
外廊下	床	外廊下の有効幅員は補助手摺を設置しない状態で1,300mm以上、設置した状態でも1,200mm以上は確保されているか	
外廊下	床	共用廊下側にエアコン室外機を設置する場合、ドレインレール等の排水対策は確保されているか、また、適切な排水勾配は確保されているか	
外廊下	床	外廊下共用部の排水が専用バルコニーに流れ込んでいないか	
外廊下	床	排水溝の排水距離は、6m以内とされているか（竖樋同士の間隔は12m以内）	
外廊下	床	排水溝は塗膜防水されているか、仕上見切の位置及び水上+40mmまで立上げているか	
外廊下	床	歩行部分にフロアドレインがある場合は上部蓋を設けるか角型ドレインとしてつまずかない仕様になっているか	
外廊下	床	排水ドレインが手摺より外側にある場合、ドレインの清掃に配慮した開口等は設置されているか	
外廊下	床	エキスパンションジョイント金物周りは、段差及び滑り止め対策は施されているか	
外廊下	床	エキスパンションジョイント部の端部は立ち上がりを設け、雨だれに配慮しているか	
外廊下	床	ビニル床シート（エンボス（浮き出し）加工）等滑りにくい仕様となっているか	
外廊下	壁・手摺	補助手摺の天端高さは床水下より900mm、水平位置は躯体面より80mmの位置となっているか	
外廊下	壁・手摺	屋上、専用バルコニー、庇等へは手摺等を乗り越えて侵入できない設え（1,500mm以上の距離、小庇等（200mm未満）、壁・スクリーンの設置等）としているか	
外廊下	壁・手摺	手摺部分に足掛りとなるものはないか（手摺の下弦材、消火器ボックス、フットライト、室外機等）	
外廊下	壁・手摺	コンクリート手摺は打放し仕上げ4m以内、タイル張2m以内に誘発目地もしくはスリットを設けているか	
外廊下	壁・手摺	手摺の金属製笠木は、住戸単位毎（6m程度）に分節され、支柱はコーナー部を避け、躯体に埋め込まれていないか	
外廊下	壁・手摺	手摺子の間隔は内法で110mm以下、手摺の下弦材・手摺格子と躯体との間隔は90mm以下となっているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
外廊下	壁・手摺	手摺の高さは床面（水上）から1,200mm以上となっているか	
外廊下	壁・手摺	非常警報装置の位置は操作上支障となる障害物がなく、雨水の吹込みを考慮しているか	
外廊下	壁・手摺・面格子	消火器の設置位置・高さは消防と協議済みか	
外廊下	壁・手摺・面格子	連結送水管BOXが壁面埋め込みの場合、BOXの前面が壁面より下がっており、水を切れる納まりとなっているか	
外廊下	壁・手摺・面格子	24時間給気ユニットのベンドキャップ、パイプフードが通行人と干渉する位置に取付けられていないか	
外廊下	壁・手摺・面格子	台所レンジフードの換気が吹き溜まりになる部分に排気されていないか	
外廊下	壁・手摺・面格子	縦樋の支持金物は足掛りの高さ（650mm以内）に取付けていないか、金物は角の面取りがされているか、また、滑り止めの取付は樋持金物の1つおきとなっているか	
外廊下	壁・手摺・面格子	通行に支障のある危険な突出がないか	
外廊下	壁・手摺・面格子	金属製手摺の支柱周りはシーリング（三角シールは不可）されているか	
外廊下	壁・手摺・面格子	コンクリート製手摺のスリットとトップレールの継ぎ手位置が一致しているか	
外廊下	壁・手摺・面格子	コンクリート手摺の天端は、水上と水下で30mmの高低差が確保されているか	
外廊下	壁・手摺・面格子	面格子の間隔は良いか（縦格子@150mm程度・組格子@200mm程度）	
外廊下	壁・手摺・面格子	消火栓箱、放水箱が建物と取り合う部分は、箱の底部を除き、三方シーリングを実施し雨水が入らない処置をしているか	
外廊下	天井	屋上マンホールの昇り口は生活動線に配慮した位置となっているか	
外廊下	天井	照明器具の位置は玄関鍵穴の見える位置か。また、排気口と器具の間に、適切な離隔が確保されているか	
外廊下	天井	照明器具の設置位置・高さは良いか	
外廊下	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
外廊下	天井	誘導灯の設置位置は良いか、振れ止めの処理はしているか。また、防滴仕様等の必要性は検討されているか	
外廊下	MB・PS・EPS	ブースターコンセントは抜け止めになっているか。また、モニター等の保守用に1口の予備はあるか	
外廊下	MB・PS・EPS	排気トップの位置や向きは、給気口の位置と合わせて検討しているか	
外廊下	MB・PS・EPS	高効率給湯機用ドレイン管の伸縮対策は検討されているか（VP）	
外廊下	MB・PS・EPS	高効率給湯機用ドレイン管の臭気対策は検討されているか	
外廊下	MB・PS・EPS	強電・弱電ケーブルの支持方法は良いか。また、強電・弱電ケーブルの分離・絶縁は良いか	
外廊下	MB・PS・EPS	ブースターにいたずら防止カバーは設置してあるか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
外廊下	MB・PS・EPS	EPS内ケーブルの支持は良いか	
外廊下	MB・PS・EPS	自家用・一般用が同一シャフトに納まる場合の表示はされているか	
外廊下	MB・PS・EPS	中継器の位置は良いか、また、結露対策は考慮しているか	
外廊下	MB・PS・EPS	中継器プレートに部屋番号、感知器個数の表示はされているか	
外廊下	MB・PS・EPS	空配管の呼び線に線名札の取付けはされているか	
外廊下	MB・PS・EPS	電力量計取付架台の防錆処理及び取付状態は良いか	
外廊下	MB・PS・EPS	諸機器のある旨の表示はしてあるか	
外廊下	MB・PS・EPS	CATV事業者の責任分界点の機器の設置場所が、レベル測定等の試験が可能な場所であるか。また、測定用端子はあるか	
外廊下	MB・PS・EPS	PS給排水管のスラブ貫通部の納まり、支持・固定が設けられているか	
外廊下	MB・PS・EPS	最下階の給水管及びバルブに系統表示がしてあるか	
外廊下	MB・PS・EPS	最上階の吸排気弁の位置は更新や修繕が可能か	
外廊下	MB・PS・EPS	MBが2戸で共用されている場合、水道メーター1次側のバルブに住戸番号表示があるか	
住棟エントランス	床	団地内通路から各住戸まで、スロープやEV等を計画することで、バリアフリーとしているか	
住棟エントランス	床	スロープを設置している場合、少なくとも、片側に高さ700～900mmの手摺を設置しているか	
住棟エントランス	床	床仕上げは防滑仕様となっているか（タイルの場合、無軸タイルやノンスリップタイルの使用）	
住棟エントランス	床	エントランス出入口等雨水の侵入が考えられる箇所は排水対策を講じているか（グレーチングの設置等）	
住棟エントランス	床	水勾配は建物外部・グレーチング等に向かってとれているか	
住棟エントランス	壁・その他	玄関ホールの風の通り抜け、降雨の吹込みを防止する対策は講じているか（風除室や風の通り抜けを防止する防風スクリーン等の設置、横引き扉等）	
住棟エントランス	壁・その他	エントランスホールの大型ガラス使用時の安全対策は講じているか（大型ガラスの使用を最小限にとどめているか、衝突防止シールの添付、割れ防止のための車輪止めの設置等）	
住棟エントランス	壁・その他	自動ドアを設置する場合、引き戸による巻き込み防止対策として防護柵が設置されているか	
住棟エントランス	壁・その他	オートロックを採用している住宅で外部から容易に侵入できる箇所はないか	
住棟エントランス	壁・その他	掲示板位置は雨掛かりとなっていないか、居住者が日常的に見やすい位置に設置しているか	
住棟エントランス	壁・その他	集合郵便受箱は雨掛かりとなっていないか、居住者が日常的に使用しやすい位置に設置しているか	
住棟エントランス	壁・その他	オートロック扉は誤作動防止処置機能が備わっているか（扉召し合せ及び下の隙間から紙等を差し込み、センサーを誤作動させることを防止する機能等）	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
住棟エントランス	壁・その他	火報受信盤・非常用電源・警報盤・エレベーターインターホン盤の位置は良いか	
住棟エントランス	壁・その他	エアコンが設置されている場合、リモコンの位置は、誰でも触れる位置に取付けされていないか	
住棟エントランス	壁・その他	集合玄関機がカメラ付の場合、訪問者の顔がはっきり映るか	
住棟エントランス	壁・その他	閉鎖型エントランスには空調及び換気設備の検討がされているか	
住棟エントランス	壁・その他	壁・柱等の躯体出隅部（コーナー）は面取りしているか	
住棟エントランス	壁・その他	通行に支障のある危険な突出がないか	
住棟エントランス	壁・その他	集合郵便受箱裏の結露防止対策が取られているか（通気孔の設置等）	
住棟エントランス	壁・その他	排煙窓と出入口の扉等が干渉していないか	
住棟エントランス	壁・その他	火報受信盤にいたずら防止カバーの取付けがされているか	
住棟エントランス	天井	上階が5層を超える場合、1階住戸の専用路、テラス、及び出入口上部に落下物防止庇を設置しているか	
住棟エントランス	天井	大庇や落下防止庇から住戸専用部へ侵入できないようになっているか	
住棟エントランス	天井	照明器具の設置位置・高さ・保守性は考慮されているか	
住棟エントランス	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
住棟エントランス	天井	暗がり部分の点滅方式の検討はされたか	
住棟エントランス	天井	非常用照明器具の設置位置は良いか	
住棟エントランス	天井	監視カメラの位置は良いか。逆光で画像が見にくくなっていないか	
住棟エントランス	天井	照明機器の点灯方法の検討はしたか（24時間点灯、深夜消灯、残置の区分等）	
住棟エントランス	天井	集合郵便受けや掲示板の見やすい位置に照明位置が配置されているか	
住棟エントランス	天井	パイプ吊りの器具は振れ止めが施してあるか	
住棟エントランス	天井	建築化照明（間接照明）の場合、ランプが直接見ることができない位置に設置されているか。また、反射による映りこみがないか。納まり寸法を確認しているか	
EVホール	床	一辺が1,500mmの正方形の空間確保が出来ているか	
EVホール	床	ホール出入口廻りに段差はないか	
EVホール	床	エレベーター前のグレーチングのスリット巾はハイヒールのかかとが落ちない寸法（@13mm程度）か、取付けナット部のステンレスキャップは設置しているか	
EVホール	床	エレベーター前のグレーチングは、表面滑り止め付きのノンスリップタイプとなっているか	
EVホール	床	シャフトへの雨水侵入を避けるように排水溝が設置されているか、塗膜防水が施されているか	
EVホール	床	濡れて滑らない材料となっているか（タイルの場合、無釉タイルやノンスリップタイプか、長尺シートの場合、エンボス等が入っているか）	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
EVホール	床	エレベーターシャフト側を水上とした水勾配は取れているか	
EVホール	壁	防風雨対策を検討したか（防風スクリーン等）	
EVホール	壁	清掃が容易にできない箇所へははめ殺し窓を設置していないか（設置する場合、汚れの目立たない仕様（型ガラス等）になっているか）	
EVホール	壁	コンセントは鍵付となっているか	
EVホール	壁	エレベーターインターホンの位置・高さは検討されているか（参考：かご内：床上 + 1,400mm 乗場：床上 + 1,205mm）	
EVホール	壁	エレベーターの故障連絡表示板は、利用者の見やすい位置に設けられているか	
EVホール	壁	エレベーターのインジケーターを含む各種使用説明プレートが昼も夜も適切に見えるか	
EVホール	天井	照明器具の設置位置・高さは良いか	
EVホール	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
EVホール	天井	非常用照明器具の設置位置は良いか	
EVホール	天井	監視カメラの位置は良いか。また、照明器具による逆光等による画像の欠如等はないか	
EVホール	天井	防風スクリーンの上部躯体への取付けボルト位置は水切り目地を避けているか	
EVホール	天井	避難誘導灯の設置場所は良いか、振れ止めの処理はしてあるか	
EVホール	その他	エレベーターホールの各階の階数表示がエレベーターから確認できる位置に取付けられているか	
EVホール	その他	消火器が通路上の通行に干渉しない位置に設けられているか	
施設部	その他	住宅の雨水排水は施設専用部の中を通していないか、住宅部と施設部の間にはトレンチピットを設けているか	
屋外階段	床	屋外階段に隣接してエントランスホールが計画されている場合は、屋外階段の排水がホールに流れ込まないように計画されているか（排水経路がしっかりと屋外に繋がっているか）	
屋外階段	床	ノンスリップの巾は40mm内外、材質はステンレス製となっているか	
屋外階段	床	排水溝は巾木まで塗膜防水されているか	
屋外階段	床	排水溝を設け、1階の末端でドレイン等に流れるようになっているか（階段部で垂れ流しとなっていないか）	
屋外階段	床	踊り場床の水勾配は排水溝に向かってとられているか（1/50）	
屋外階段	壁	手摺を乗り越えて、屋上・バルコニーへ行けない仕様になっているか（離隔距離1,500mm以上、もしくは壁・スクリーン等の設置）	
屋外階段	壁	階数表示板は見やすい位置に設置しているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
屋外階段	壁	手摺子の間隔は内法で110mm以下、手摺の下弦材・手摺格子と躯体との間隔は90mm以下となっているか	
屋外階段	壁	補助手摺の端部は、階段の昇降時に障害とならないように壁側または、下方に曲げてあるか	
屋外階段	壁	コンクリート手摺は打放し仕上げ4m以内、タイル張2m以内に誘発目地もしくはスリットを設けているか	
屋外階段	壁	手摺の高さは800mmとなっているか（最上階は900mm、防省察は750mm）	
屋外階段	天井	出入口上部に落下防止庇はあるか	
屋外階段	天井	照明器具の設置位置、高さは良いか	
屋外階段	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
屋外階段	天井	照明機器の点灯方法の検討はしたか	
屋外階段	その他	最下層の踊り場が外部歩行者等に対して衝突の恐れのある高さになっている場合、階段下への侵入防止対策が施されているか（植栽を設ける等）	
屋内階段	床	排水溝を設け、1階の末端でドレイン等に流れるようになっているか（階段部で垂れ流しとなっていないか）	
屋内階段	床	ノンスリップの巾は40mm内外、材質はステンレス製となっているか	
屋内階段	壁	手摺の高さは800mmとなっているか（最上階は900mm、防省察は750mm）	
屋内階段	壁	補助手摺の端部は、階段の昇降時に障害とならないように壁側または、下方に曲げてあるか	
屋内階段	壁	階数表示板は見やすい位置に設置しているか	
屋内階段	壁	梁型、壁付き照明器具がある場合、鳩対策の検討をしたか	
屋内階段	壁	見え掛かり部のプルボックスの仕様・材質を踏まえては適切に施工されているか	
屋内階段	天井	照明器具の設置位置、高さは良いか	
屋内階段	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
屋内階段	天井	照明機器の点灯方法の検討はしたか（人感センサー等）	
屋内階段	天井	パイプ吊りの器具は、振れ止めがあるか	
陸屋根	屋上	屋根・庇のメンテナンスに行くルートが、住宅等の専用部を通過しないで保守管理できるようになっているか	
陸屋根	屋上	通気開放位置は、直近住宅の出入口・窓等の開口部上端との離隔が垂直距離600mm以上、または水平に3m以上離れを取っているか。また、通気開放部は直近住宅からの死角に入るよう考慮しているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
陸屋根	屋上	屋上への出入口経路は安全に出入りできる経路となっているか、マンホールの位置は何かと干渉していないか	
陸屋根	屋上	手摺子の間隔は、内法で110mm以下、手摺の下弦材と躯体との間隔は90mm以下となっているか	
陸屋根	屋上	屋上出入口、テラス、マンホール、設備架台等の立上りはアゴ下まで300mm以上となっているか	
陸屋根	屋上	避雷針の位置・支持・固定状態は良いか。また、長さを極力抑える検討はしたか	
陸屋根	屋上	避雷針導線との離隔は十分か。1.5m以内の金属物に接地は施してあるか。また、配線ルート等検討されているか	
陸屋根	屋上	セットバック住戸に対する、排水通気の開放位置は臭気の影響が検討されているか	
陸屋根	屋上	大屋根の雨水排水は、ルーフバルコニーを介さずに排水しているか（ルーフバルコニーへ垂れ流さない）	
陸屋根	屋上	消火用補給水槽の屋上放水口の位置は排水の検討がされているか	
陸屋根	屋上	消火用補給水槽の中蓋、外蓋に風等での外れ防止のチェーンはついているか	
陸屋根	屋上	消火用補給水槽は高さに限らず保守用のクランプがついているか	
陸屋根	屋上	消火用補給水槽は保守管理上問題なく安全な場所に設置してあるか	
陸屋根	屋上	パラペット等の立上り頭部は水切りが設置されているか	
陸屋根	屋上	パラペット、マンホール、通気管等の周囲緩衝材、入隅み部の押え金物・シーリングは設置しているか	
陸屋根	屋上	伸縮目地は@2,000mm内外、防水立上り面または排水溝から500mmの箇所に設置されているか	
陸屋根	屋上	伸縮目地は断熱材まで達しているか	
陸屋根	屋上	水勾配は躯体でつけているか（1/50）	
陸屋根	屋上	伸頂通気管がオフセット配管またはヘッダー方式の場合外壁より2m部分に限らず、防露が計画されているか	
陸屋根	屋上	防水継手と通気継手のボルト締付け部分のシーリング施工は実施しているか	
陸屋根	屋上	屋上通気管の横引管において2系統合流通気管の伸縮対策が検討されているか	
陸屋根	屋上緑化	EVシャフト・消火水槽・設備架台廻りの作業スペース及び周囲点検スペース（1,200mm以上）は確保されているか	
陸屋根	屋上緑化	パラペット防水立上り部並びにルーフドレイン廻りに直接客土が接していないか	
陸屋根	屋上緑化	ルーフドレイン廻りは目視点検・清掃が容易に行える構造となっているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
陸屋根	屋上緑化	ルーフドレインは泥水等による雨水処理性能の悪化に対応する為、大型のものを使用しているか (125)	
陸屋根	屋上緑化	ルーフドレインにはステンレス(平織り金網メッシュ)防塵網が設けているか	
陸屋根	屋上緑化	屋根マンホールは大型マンホールになっているか	
陸屋根	屋上緑化	防水押えコンクリートの伸縮目地と植栽コンクリートブロック(見切材)の伸縮目地位置を合わせているか	
陸屋根	屋上緑化	作業用フックは設備基礎等に取り付けられているか(バラベットの取り付けは不可)	
陸屋根	屋上緑化	屋上緑化が計画されている場合、通気管の屋上立上方法が検討されているか	
勾配屋根	勾配屋根	避雷導線との離隔は十分か。また、1.5m以内の金属物に接地は取っているか	
勾配屋根	勾配屋根	避雷導線の支持材の貼付けは十分か	
勾配屋根	勾配屋根	伸頂通気管がオフセット配管またはヘッダー方式の場合外壁より2m部分に限らず、防露が計画されているか	
外壁	外壁	外壁の伸縮目地は4,000mm以内間隔に設置されているか	
外壁	外壁	バラベットの目地まで目地をのぼしているか	
外壁	外壁	エントランス入口等の大庇にオーバーフロー管を設置しているか、設置位置は、ドレインの反対側としているか	
外壁	外壁	自動点滅器の位置は北または東側となっているか	
外壁	外壁	ブラケット型器具の防水(タイル目地、機器周辺のシール等)及び水抜き穴は良いか	
外壁	外壁	器具のジョイント処理(自己融着テープ巻の上、ビニルテープ巻)は良いか	
外壁	外壁	接地埋設標を取付けてあるか。また、接地極埋設位置・離隔等検討されているか	
外壁	外壁	雨掛かりとなる箇所の換気口やスリーブ廻りの外部側はシーリング処理してあるか、また、シールの打ち替えが可能な位置に計画しているか	
外壁	給水管	給水管ルートの直上に植栽等が計画されていないか(給水管に植栽の根が絡み、植栽の撤去が困難になるため)	
外壁	資機材	取替が必要な資機材について、バルコニーのない外壁等の足場が必要な位置に計画されていないか。	
EV機械室・昇降路	床	ビット内に塗膜防水を施しているか	
EV機械室・昇降路	壁	昇降路が住戸に隣接していないか(PS、物入れ、水廻り等を介す)。また、壁厚さは200mmを確保しているか	
EV機械室・昇降路	壁	機械室の換気扇・給気位置はエアフローと風量及び開口サイズの検討がされているか、給気元と排気先で臭気は問題ないか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
EV機械室・昇降路	壁	制御盤の位置は暴風時の雨水吹き込み対策としてガリから十分隔離が取れているか	
EV機械室・昇降路	天井	照明器具の仕様は良いか（保守性、非常照明等）	
EV機械室・昇降路	天井	煙感知器の点検は安全かつ容易に行えるか	
EV機械室・昇降路	その他	昇降路屋根には、排水ドレインのほかオーバーフロー管を設置しているか	
受水槽・ポンプ室	床	漏水時の緊急排水のために、床排水口の検討がされているか	
受水槽・ポンプ室	床	ポンドレインの排水方法が検討されているか、ポンプ基礎に水溜り防止のスリットが設けられているか	
受水槽・ポンプ室	床	配管固定用支持位置がメンテナンススペースと干渉していないか	
受水槽・ポンプ室	壁	換気扇・給気口の消音対策はされているか	
受水槽・ポンプ室	壁	受水槽の通気フードは錆びない材料となっているか	
受水槽・ポンプ室	壁	受水槽の通気管の屋外開放部の位置はいたずら防止対策がされているか。また、開放位置は適切か	
受水槽・ポンプ室	壁	受水槽室の換気扇・給気位置はエアフローと風量及び開口サイズの検討がされているか、給気元と排気先で臭気の確認をしているか	
受水槽・ポンプ室	天井	照明器具の設置位置は器具交換時に危険のない位置か。また、受水槽及び諸機器の保守に影響はないか	
受水槽・ポンプ室	天井	非常照明は設置されているか	
受水槽・ポンプ室	その他	ポンプ制御盤の上部を電線管以外の配管が横断していないか	
受水槽・ポンプ室	その他	直結増圧給水ポンプについて、屋外の場合、ボックスや配管の雨仕舞は考慮されているか	
受水槽・ポンプ室	その他	受水槽、給水ポンプのメンテナンス、取替スペースが確保されているか	
受水槽・ポンプ室	その他	給水ポンプの防音対策の要否が検討されているか	
受水槽・ポンプ室	その他	汚染防止のため受水槽室の上部トレンチの入り口が受水槽、ポンプ室からとなっていないか	
受水槽・ポンプ室	その他	受水槽、ポンプ室と消火栓ポンプ室が同じ室内となっていないか	
受水槽・ポンプ室	その他	受水槽室とポンプ室が別の場合、隔壁等に連絡用の人通路があるか	
受水槽・ポンプ室	その他	維持管理上の機器搬出入用の検討がされているか（吊フックの取付等）	
受水槽・ポンプ室	その他	受水槽室に汚水、雑排水管が設置されていないか	
受水槽・ポンプ室	その他	上部にトレンチビッドがある場合、点検口への出入口用ハシゴを掛けるため配管や機器を避けて計画しているか	
受水槽・ポンプ室	その他	電極取付けボックスの設置位置は、電極のメンテナンスが可能な位置か、また、通路上を避けて計画しているか	
受水槽・ポンプ室	その他	品名、容量等図面を取付けているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
受水槽・ポンプ室	その他	設備機器と配管の防振対策はされているか	
受水槽・ポンプ室	その他	受水槽室の外部にオーバーフロー等の配管を露出していないか。困難な場合は通路を避けた位置で計画されているか	
受水槽・ポンプ室	その他	直結増圧ポンプ本体について、ポンプが収まっている筐体の開閉箇所はメンテナンス性を考慮されたものになっているか	
受水槽・ポンプ室	その他	直結増圧ポンプの基礎について、ポンプユニット前面から基礎の端部までは、基礎上立ってメンテナンスを行うことを考慮し、600mm以上のスペースを確保しているか	
受水槽・ポンプ室	その他	直結増圧方式の逆流防止ユニットは、メンテナンス性を考慮し2組設置を標準としているか（なお、2組目の逆流防止器は異口径可とする）	
受水槽・ポンプ室	その他	直結増圧ポンプの配管について、更新や改修工事に向けて、可能であればポンプユニットの一次側、二次側に排泥用の分岐が取り付けられているか。また、分岐を設置する場合は水道局との協議が完了しているか	
受水槽・ポンプ室	その他	ポンプユニットは鍵付きの柵で囲いセキュリティ対策を講じた設えになっているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	出入口下に排水溝を設置しているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	電気室の扉の大きさは機械搬入ができる寸法（1,500mm程度以上）となっているか。また、借室への機器設置スペース・搬入経路等検討されているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	扉下枠は雨水対策として100～150mm程度立ち上げているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	防音・防振対策はされているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	電力会社トランス2次側と開閉器盤1次側ブースパー及び各開閉器（MCB）への接続違いはないか。また、トランスの設置位置側に住戸はないか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	給気口、換気口の相互の設置位置はメンテナンス、安全、外観等の検討しているか（外壁につくものは全て立面図にプロットし、意匠設計者の確認を取ったか）	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	電気室内に電線管以外の配管が横断していないか。やむを得ず縦管等が通る場合には、区画されたシャフト内を通しているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	幹線系統図は掲示されているか	
電気室・ビット・駐輪場	開閉器室・東電借室	共用電力メーターについて、検針時、検定満了交換時に支障はない場所か	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	床下ビットに入るマンホールにタラップは付いているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	下階に電気室、給水室、施設等がある場合、ビット内床は、塗膜防水となっているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	トレンチビットが住戸に接する部分は断熱材が設置されているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	床下点検口（500mm×550mm）、人通り口（600 ）は、全ての構造区画に行けるようになっていているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	床下ビット、電気室、受水槽・ポンプ室等上部配管トレンチビットへの点検用マンホールは共用部からとなっているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	排水ポンプ毎にメンテナンス用のマンホールは設置されているか。また、ポンプの取替方法の検討がされているか（吊フックの取付等）	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	配管ビットの高さは更新や修繕で作業できるスペースを確保しているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	共用排水横管の掃除口が10m間隔で設置されているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	コンクリート内、スラブ下の中に埋設されている排水管はないか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	ビット内配管の可動点の支持金物はフリーでなく、ゴム巻きのうえ締め付けとなっているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	使用している防振ゴムはJISK6386で規定されたグロロレンゴム（硬度50～55）となっているか	
電気室・ビット・駐輪場	トレンチビット・床下ビット	雨水貯留用排水ポンプは吐出量が大きくなることが多く、運転時の振動が躯体を伝搬し住宅まで到達することがあるため、防振対策の検討がされているか	
電気室・ビット・駐輪場	駐輪場	土間スラブに目地を入れているか	
電気室・ビット・駐輪場	駐輪場	駐輪場に隣接する壁等がガラス等の割れやすいものになっていないか	
電気室・ビット・駐輪場	駐輪場	駐輪止めステンレスパイプは設置しているか	
電気室・ビット・駐輪場	駐輪場	床下点検口の設置位置はラックと干渉していないか	
電気室・ビット・駐輪場	駐輪場	2段式の場合、照明器具の位置は検討されたか	
電気室・ビット・駐輪場	駐輪場	監視カメラの位置は適切か	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	玄関・多目的便所に手摺は設置しているか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	折れ戸がある場合、指詰防止加工がされており、指詰防止の注意シールが折曲部の小口に貼っているか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	集会所物入れは、テーブル・椅子の収納ができるスペースとなっているか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	防犯ブザーは設置されているか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	管理サービス事務所のカウンターと照明器具の取り合いは良いか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	エアコンの排水ドレインは、排水溝へつながっており垂れ流しとなっていないか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	身障者の便所がある場合、全ての衛生器具に手摺が設置してあるか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	給湯設備の有無は管理部門と事前打ち合わせをしたか	
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	おむつ交換台がある場合、周辺に保育者の作業スペースを十分確保しているか	
集会所・管理事務所	外部周り	建物に沿うテラス、ポーチ等は基礎を一体としているか	
集会所・管理事務所	外部周り	ウッドデッキに段差がある場合、段差が分かるような工夫がなされているか（ウッドデッキの段差部は同色で見分けづらく、踏み外し・転倒に繋がる）	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
集会所・管理事務所	外部周り	連結送水口の位置は所轄消防と協議済みか	
集会所・管理事務所	外部周り	足洗い場のある場合、水栓の取付高さ、排水方法の検討しているか。また、水栓はキー付となっているか	
集会所・管理事務所	外部周り	いたずら等により容易に破損しない器具か	
集会所・管理事務所	外部周り	根巻き部分にコーキング処理はされているか	
集会所・管理事務所	外部周り	機械式駐車場用排水ポンプ盤の位置は良いか、また、音声警報停止ボタン付か	
集会所・管理事務所	外部周り	ハンドホールは鎖付きとなっているか	
集会所・管理事務所	外部周り	ハンドホール内のケーブルは適切な方法で整線されているか	
集会所・管理事務所	外部周り	ハンドホール内のケーブルに行先表示、ケーブルサイズ等の表示はされているか	
集会所・管理事務所	外部周り	量水器の取付け位置は検針・取替が可能な位置か検討しているか（水道局と協議済みか）	
集会所・管理事務所	外部周り	排水用取付け樹の位置は下水道局と協議済みか	
集会所・管理事務所	外部周り	足洗い場の排水蓋にはチェーンは付いているか	
集会所・管理事務所	外部周り	屋外共用メーター、散水栓及び止水栓等が外構仕上げレベルと合っているか	
集会所・管理事務所	外部周り	給水埋設管の上に構造物（駐輪場）等がない事を確認したか	
集会所・管理事務所	外部周り	給水埋設管の建物への引き込み位置は、テラス・ポーチの位置は避け維持管理の検討しているか	
LAN設備	LAN設備	HUBボックスの設置されるシャフトにガラリは設置されているか	
LAN設備	LAN設備	LAN設備設置室の防塵塗装及びガラリにフィルター設置の検討はされたか。各キャリア向け機器類設置スペースは確保されているか	
LAN設備	LAN設備	パッチパネルの位置は良いか	
LAN設備	LAN設備	HUBボックスの位置は点検用の足場スペースが確保されているか、防塵・防雨対策は検討されているか。また、保守性は考慮されているか	
LAN設備	LAN設備	HUB用コンセントの口数はHUB設置台数＋作業用となっているか	
LAN設備	LAN設備	19インチラックに換気設備が設置されているか。拡張機器類の設置スペースは考慮されているか	
LAN設備	LAN設備	ケーブルの燃りほくしは適切か（13mm以下）	
LAN設備	LAN設備	ケーブルの支持は適切な方法となっているか	
LAN設備	LAN設備	強電ケーブルとの離隔は確保されているか（並行する場合は130mm以上）	
LAN設備	LAN設備	ケーブルの曲げは許容範囲内か	
LAN設備	LAN設備	ケーブルの余長は取り過ぎていないか	
LAN設備	LAN設備	19インチラック内のケーブルの整線はされたか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
LAN設備	LAN設備	19インチラックの側面扉は容易に開かない形状になっているか	
LAN設備	LAN設備	保守用キーボックスの設置位置は良いか	
LAN設備	LAN設備	電灯幹線ケーブルとLANケーブルが接触しないように敷設されているか	
PC板	配管用開口部	開口位置、寸法、径、個数は施工図と整合が取れているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペットの立入りエリアの区分は明確になっているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	腰見切り等によるクロス張替え範囲削減の配慮はされているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	建具にくくり戸の設置は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	玄関廻りにリードフックの設置は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	エントランス（郵便受け周り）にリードフックの設置は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペットトイレ置場は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	コンセントの高さ・仕様は、ペットのいたずら防止等を検討したのか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	住戸内ペットトイレの換気設備を検討しているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	EVにペットが乗っていることが分かるようになっているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	EV内の脱臭の検討しているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット足洗い場の給湯設備の検討及び、排水管の口径の検討を十分に行ったか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	共用部のエアコン、全熱交換機、換気器具等について、脱臭の必要性は検討しているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	浴室及びペット洗い場、またはペット足洗い場の排水器具にヘアーキャッチャー設備がついているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	足洗い場、汚物流しに設置されている機器、配管の凍結対策は検討しているか	
KSI躯体分離	床	強電ケーブルと弱電ケーブルは接触していないか	
KSI躯体分離	床	床面に断熱材を張る場所に配線、配管を施工する場合、有効スペースはあるか	
KSI躯体分離	床	和室・発泡プラスチック系床下地の場合の施工方法を検討したか	
KSI躯体分離	床	PSから住戸内設置箇所までの電灯・テレビ・電話・LAN等の配管、配線ルートを確保したか	
KSI躯体分離	壁	床からの立上り部分、木軸壁の配管配線は、木軸に穴を開けなくても施工できるか	
KSI躯体分離	壁	断熱材部分にボックスを設置する場合、配管配線及びボックス設置ができる有効スペースがあるか	
KSI躯体分離	天井	PSから住宅用分電盤までの配線スペースは確保したか	
KSI躯体分離	天井	配管配線及びボックス設置ができる有効スペースがあるか	
ゴミ置き場	換気	ゴミ置き場の換気ルートを建築、機械で確認できているか。例えば、ドアガラリがあれば、壁面の給気口は不要等の確認ができているか	

場所	部位	チェック項目	チェック欄
ゴミ置き場	排水	ゴミ置き場に散水設備がある場合、目皿では詰まりが発生するため、バスケット柵等が計画されているか	
共通	機器本体	塩害仕様について、検討されているか (参考： 耐重塩害仕様：海までの距離が概ね300m以内の場所、 耐塩害仕様：海までの距離が概ね300mを越え1km以内の場所)	

別添7

施工プロセスチェックシート(新規)

1. 工事名 _____ 工事
 2. 工期 _____ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 3. 工事受注者 _____
 4. 監督業務受託者 _____
 5. 主任監理員 _____

【凡例】
 : 指摘事項なし
 : 指摘事項あり(是正指示後、改善)
 x : 指摘事項あり(是正指示後、改善なし)
 - : 該当しない

評価項目	細目	評価対象項目	低価格入札時の追加確認事項 (低価格入札以外の場合は削除)	(総括監督員/副総括監督員/総主任)確認												指示事項等	備考		
				1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目			13月目	14月目
1 施工体制	施工体制一般	[評価対象項目]															指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等
		作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事カルテ(コリンズ)の登録は、監督員の確認を受けた上で登録内容確認書の提出が、契約・変更契約・竣工等、適時期間内に行われた。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		元請業者の施工確認に先立ち、下請業者が作成した施工チェックシート等の施工結果を確認している。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		建設業退職金共済制度(建退共)等の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入等が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	低入札時の確認書第7 賃金・下請代金等の不払及び支払遅延をしていない。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		建設業許可票・労災保険関係・産業廃棄物保管場所等の看板は、公衆の見やすい場所に掲げられていた。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。	低入札時の確認書第5 労務・資材の調達について責任をもって確保し、工事工程に支障をきたさないようにしている。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		現場における施工体制に対し、安全対策や品質管理の充実を図るため、本支店等の安全パトロールに加え、安全講習会等の十分な支援体制を整え、実施している。	低入札時の確認書第5 工事の実施に当たり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めている														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		品質管理体制及び安全管理体制が、工事計画書又は施工計画書に適切に記載されている。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
その他															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		
配置技術者(現場代理人等)		[評価対象項目]														指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	
		現場代理人として、工事全体の把握ができている。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		現場代理人として、監督員との連絡調整は書面にて、簡易的な業務連絡等は電子メールやチャット等を用いて、記録が残る形で行っている。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		書類及び資料が適切に処理されている。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。	低入札時の確認書第5 工事の実施に当たり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めている													結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。	同上													結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		下請け施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		主任技術者又は監理技術者として技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。	低入札時の確認書第4 監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名追加配置している													結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
		選任を必要とする作業において、作業主任者を選任し配置している。														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	
その他														結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等			

評価項目	細目	評価対象項目	低価格入札時の追加確認事項 (低価格入札以外の場合は削除)	(総括監督員/副総括監督員/総主任)確認														指示事項等	備考	
				1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	13月目	14月目			
2 施工状況	安全対策	[評価対象項目]																指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等
		災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		店社パトロールを1回/月以上実施し記録が整備されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		監督員等の巡視又は各種安全パトロールで指摘が無かった。又は指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		安全教育・訓練等を的確に実施し記録が整備され、かつ創意工夫をしている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工着手前に、所轄警察署・道路管理者・下水道管理者・労働基準監督署等の関係者及び関係機関に対し、書類等が適切に提出されていることが書面により確認できる。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		新規入場者教育を実施し実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		災害防止等のため必要があると認められる時に、臨機の措置を行った。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		過積載防止の指導・実施に努めていることが、書面又は記録により確認できる。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		使用機械、工具等の点検整備がなされ管理されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		重機操作及び車両による搬出入に際して、誘導員配置や第三者の歩行動線との分離措置がなされている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		足場について、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場を設置している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		足場や支保工等の仮設物について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		現場における緊急措置、防火体制等が整備されており、火気の使用又は溶接作業を行う際、必要な防火措置を講じている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		酸欠危険場所における換気、測定等は、適切に行われた。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		作業手順書の作成及び作業員への周知を書面により実施している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		近隣住民、団地居住者その他通行者から安全対策に関する苦情が発生しなかった。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
高所作業時のハーネス等の着用について該当作業員への周知及び注意喚起を行い、適正に実施されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		
掘削に先立ち、埋設管等の有無が不明な場合、事前に監督員等と協議を行っている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		
現場の特性や作業工程に応じた事故防止策を策定・共有するなど、安全対策に具体性をもって取り組んでいる。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		
その他																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		

評価項目	細目	評価対象項目	低価格入札時の追加確認事項 (低価格入札以外の場合は削除)	(総括監督員/副総括監督員/総主任)確認														指示事項等	備考	
				1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	13月目	14月目			
2 施工状況	対外関係	[評価対象項目]																指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事施工にあたり官公庁等の関係機関との折衝及び調整し、トラブルの発生がない。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事施工にあたり、近隣住民、団地居住者、自治会等との適切な折衝及び調整を行っている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事に係る問合せ・申し出に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		近隣住民、団地居住者・自治会等に対し住環境に配慮した対策を実施し、苦情がなかった。または苦情が少なくトラブルに発展しなかった。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		その他																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
3 出来形及び出来ばえ	出来形	[評価対象項目]																指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等
		完成図または出来形成果表が適切にまとめられている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		自社で工夫した出来形管理基準等を設定し、適切に管理している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		施工図(承諾図)を作成する場合、施工図(承諾図)等が設計図書を満足している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		解体・撤去・除却工事等における、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		設計変更の内容について、現場と図面を照らし合わせて一致している。	低入札時の確認書第6「工事施工に際し、設計変更が生じた場合は、発注者の指示に基づき誠実に対応している。															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラつきが少なく、施工が良好である。	低入札時の確認書第5「工事の実施に当たり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めている															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
その他																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		
品質	品質	[評価対象項目]																指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等	指示日: 年 月 日 指示事項等
		設計図書で定められていない品質管理項目について、監督員と協議の上で良好に管理している。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		工事計画書又は施工計画書に定められた品質計画により管理されている。	低入札時の確認書第5「工事の実施に当たり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めている															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		機材の品質及び性能を証明する資料が適切であり、品質証明の時期・確認項目が工事全般にわたり、よく把握されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		試験の必要な材料等の有無を事前に確認し、必要に応じて試験立会を行っている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	低入札時の確認書第5「工事の実施に当たり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めている															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		施工の各段階における完了時の、品質が良好である。	低入札時の確認書第5「工事の実施に当たり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めている															結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
		不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等
その他																結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等	結果 指示日: 年 月 日 指示事項等		

工事監督業務受託者の役割

工事監督業務は「工事を設計図書と照合し図書通りに工事が行われているか確認（建築士法第2条第8項）」することにより主体的に建物の品質を確保、加えて契約図書にもとづく安全確保・工期遵守等を監督。

（１）工事監理基準の策定、着実に遂行

- ・URが求める基準に即した工事監理基準を策定し、着実に遂行する。

（２）設計図書把握、工事と設計図書の照合、設計図書と異なる場合の質疑書作成

- ・設計図書を把握し、施工計画書、施工図から設計図書との整合を確認する。
- ・施工段階において工事監理基準に基づいた目視抽出確認、品質管理記録等で設計図書の整合を確認する。
また、木軸検討会、仕上検討会のタイミングで各種検討会チェックシートを用いてモデル住戸の確認を行う。
- ・設計図書を変更する場合は、工事受注者に質疑書作成を指導し、関係者が判断可能な質疑書かを精査する。
また、物入棚等安全に係る納まりの変更は必ず施工図を検討したうえで質疑書作成、施工現場確認を行う。
- ・工事定例会議に出席し、工程表の検討及び報告を行う。

（３）工事監理結果の記録と報告

- ・工事監理結果は、工事受注者に対する助言や指示、指導内容等を記録し書面報告を行う。
- ・「特に報告を求める事項」等は、監理項目ごとにURに工事検査時等に中間報告を行う。
- ・工事監理の結果について月1回施工ポイントチェックシートを作成する。

（４）複数工区間・関連工事間の調整

- ・複数工区・関連工事がある場合は、仕様・納まりの目線合わせ等、必要な工事間調整を行う。

（５）積極的な安全管理と迅速な事故対応

- ・現場の安全に必要な対策は関係法令及びUR安全基準等が厳守されるよう、工事受注者に対して積極的に指導、監督を行う。
- ・工事事務発生時は、速やかに現場に急行し事故内容の把握と報告、適切な復旧・居住者等対応指示を行う。
また、工事受注者に対して事故原因の分析・再発防止対策を指導し、事故報告書を取りまとめる。

（６）現場の法令遵守確認

- ・法令等に基づく届出等の必要があるものについて、着工前会議において届出手続等に係る作業の役割分担・提出期限等を工事受注者、総主任、URも交えて相互確認を行う。
- ・工事期間中は届出チェックリストの届出等の提出予定日までに当該届出等が提出されているか、工事定例会議等において定期的に相互確認を行う。
- ・施工体制台帳等から全ての建設業者の社会保険等の加入条件等を確認し、未加入建設業者への対応を行う。